

オランダ進出企業の 会計、税務、会社法

2020年2月





初版 オランダ進出企業の会計、税務、会社法へようこそ。タイトルが示しています通り本冊子はPwC オランダのジャパンデスクがオランダ進出日系企業に関連する会計、税務、会社法の概要をまとめたものです。より詳細な個別事案についてはPwC オランダの専門家がサポートさせていただきますのでお問い合わせいただけますと幸いです。本冊子がオランダの会計、税務、会社法に関する皆様のご理解の一助となることを願っております。





オランダ進出企業の 会計、税務、会社法

2020年2月

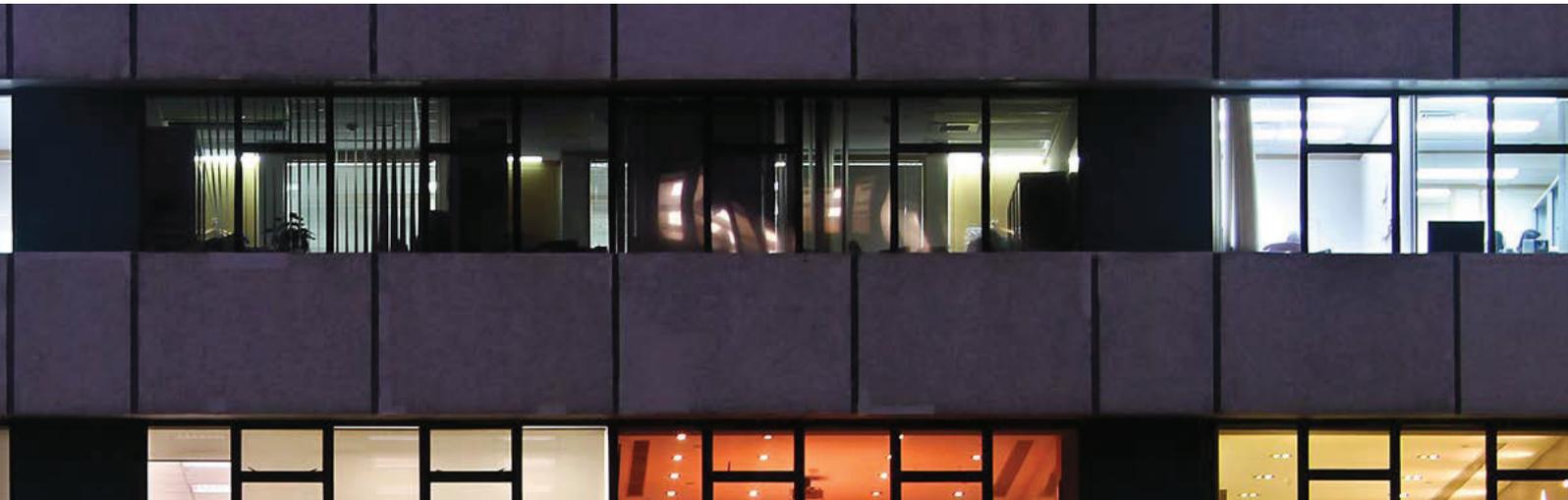
This booklet is for those who wish to gain a broad understanding of financial reporting in the Netherlands. It is not comprehensive. The legislation on reporting is sometimes extremely complicated and changeable. We accept no responsibility for what one undertakes without expert advice in response to the content of this booklet.

While every effort has been made to ensure accuracy, information contained in this booklet may not be comprehensive or details that are relevant to a particular reader may have been omitted. In particular, this booklet is not intended as a study of all aspects of Dutch GAAP, or as a substitute for reading the Dutch law, the Dutch Accounting Standards, and any interpretations and/or judicial decisions when dealing with specific issues. No responsibility for loss to any person acting or refraining from acting as a result of any material in this checklist can be accepted by PricewaterhouseCoopers. Recipients should not act based on this booklet without seeking professional advice.

目次



はじめに	7
1. 法的フレームワーク	9
1.1 BVとNV	10
1.2 会社設立	11
1.3 関連する会社機関	14
1.4 コンプライアンス	18
1.5 従業員福利厚生	20
1.6 資本金および配当金	23
1.7 コーポレート・ガバナンス	27
2. アニュアルレポートに関する要求事項	31
2.1 アニュアルレポートの構成	32
2.2 会社サイズに関する規程	34
2.3 帳簿の保管と財務諸表の作成	35
2.4 アニュアルレポートのファイリング	36
2.5 財務諸表の雛形	38
2.6 財務諸表に関する注記	45
3. オランダ会計基準において中核となる会計原則	49
3.1 一般原則	50
3.2 認識及び測定に関する原則	51
3.3 純資産および準備金	56
3.4 会計方針の変更、会計上の見積りの変更、または過年度の誤謬	59



4. 連結財務諸表	61
4.1 定義及び会計原則	62
4.2 連結決算および連結免除規程 (オランダ民法 Article 2:407)	64
4.3 中間持株会社に係る連結免除規定 (オランダ民法 Article 2:408)	65
4.4 グループ会社のファイリングおよび監査免除規程 (オランダ民法 Article 2:403)	67
4.5 連結財務諸表の雛形および開示項目	69
5. オランダ財務諸表における IFRS の適用	71
5.1 オランダにおける IFRS の適用	72
5.2 連結財務諸表および単体財務諸表で利用可能なオプション	73
5.3 IFRS 採用企業に適用されるオランダの一部の関連法令	73
5.4 オランダ会計基準と IFRS の主な相違点の概要	76
6. 会社の税金	81
6.1 税務上の居住者及び非居住者	82
6.2 法人税	83
6.3 資本税	87
6.4 利息及び使用料に係る源泉税	89
6.5 配当源泉税	89
6.6 消費税	90
6.7 給与税	91
6.8 税務上の報告義務	92
6.9 タックスルーリングと税務当局	93
付録	95
付録 A - オランダ民法 Book 2 Title 9 (非公式英訳)	96
付録 B - 用語	120



渡辺 雅也



佐々木 崇



吉原 翼

はじめに

「オランダ進出企業の会計、税務、会社法」（本冊子）はオランダ国外の投資家（多国籍企業の中間持株会社を含む）の要望を念頭に置いて作成されており、オランダの財務報告制度に関して実際にクライアントから頻繁に問い合わせを受ける多くの質問に対する回答を提供することを目的としています。

本冊子は各論点の詳細を提供するものではなく、オランダで会社を設立及び運営するために求められる重要事項に関する基礎的な理解を必要とする投資家のために、オランダ企業に求められる財務報告の概要を提供するものです。

銀行、保険、投資会社及びその他の金融機関に関連する業界固有の制度は本冊子の内容に含まれていません。これは、協同組合、協会、政府及び公共機関に適用される固有の制度も同様です。

本冊子では、オランダ民法（DCC）及び以下をカバーするオランダ会計基準を参照しています。

- ・ モデル形式に関する一般管理命令（Besluit modellen jaarrekening）
- ・ 評価に関する法令（Besluit actuele waarde）
- ・ オランダ会計基準（Richtlijnen voor de jaarverslaggeving）

オランダ会社法は、オランダ民法の一部を構成します。オランダ株式会社に関連する法規定は、協同組合や協会を含む全ての法人並びに有限責任会社に関連する法規定を含む 2 章に含まれています。

オランダ会計基準には法的効力はありませんが、法律の解釈や民法で具体的に網羅されていない分野に関する詳細なガイダンスを提供するものです。実務上、オランダ会計基準は、オランダで一般的に認められる会計原則の重要な部分を構成しています。私たちは、2019 年度版のオランダ法令及び会

計基準に基づき、この「オランダ進出企業の会計、税務、会社法」を作成しました。本内容は 2020 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度の財務諸表に適用されます。また、上記の会計以外にオランダ法務及び税務に関する情報も本冊子に含まれています。

なお、本冊子の原文「An overview of financial reporting in the Netherlands」は 2020 年 2 月に発行されており、PwC オランダの以下のウェブサイトに掲載されています。本冊子の日本語版は、PwC オランダジャパンデスクの責任の下で作成されており、原文の著者は日本語版の作成に一切関与していません。原文（英語）と日本語版で内容に齟齬がある場合、原文の内容が優先される点ご留意下さい。

<https://www.pwc.nl/nl/audit-assurance/assets/documents/pwc-overview-financial-reporting-in-the-netherlands-2020.pdf>

PwC オランダを代表して、貴社が本冊子から有益な情報を得ていただけることを願っています。本冊子の内容に関するお問い合わせは、以下の PwC オランダジャパンデスク担当者までお願いします。

PwC オランダ ジャパンデスク

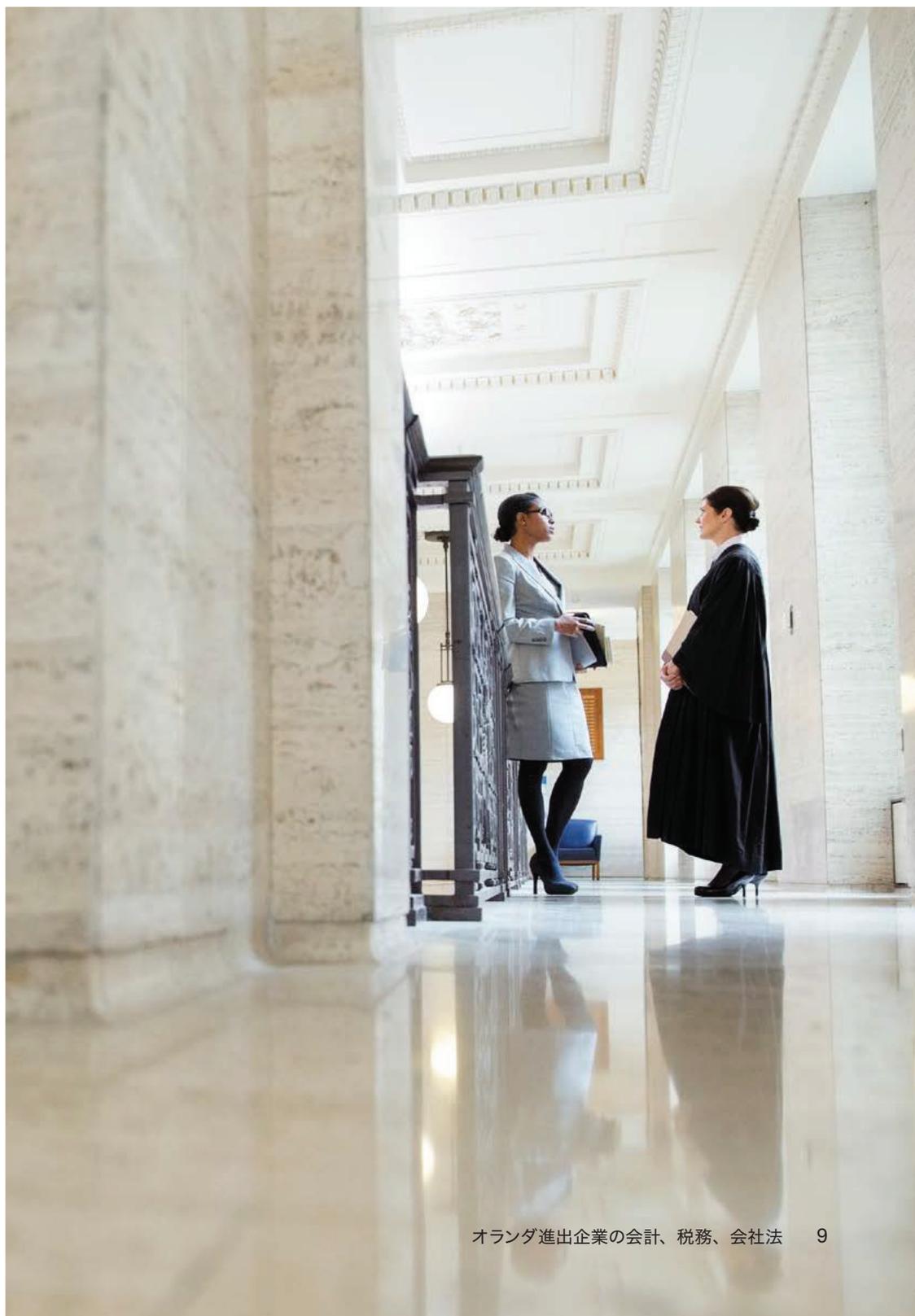
佐々木 崇
sasaki.takashi@pwc.com

渡辺 雅也
masaya.watanabe@pwc.com

吉原 翼
yoshihara.tsubasa@pwc.com



1 法的フレームワーク



オランダ会社法は、オランダ民法（以下、DCC (Dutch Civil Code)）の一部を構成しています。DCC の第 2 章には株式会社に関連する法規定が含まれており、協同組合、協会、財団、有限責任会社を含む全ての法人や事業体に関する規定が含まれます。財務報告規制フレームワークは DCC の関連項目に基づいて設計されており、オランダ会計基準 (RJ)、判例（‘de Ondernemingskamer’）、及び国際会計基準（以下、IFRS）によって補足されています。また、上場企業は一般的にオランダ金融監督法 (Wet op het financieel toezicht - Wft) に準拠することが求められます。

オランダ金融市場庁 (Autoriteit Financiële Markten - AFM) は、上場企業によるオランダ財務報告の遵守の監督に関して主要な役割を担っています。

イントロダクションとして、この章は株式会社に関する法的フレームワークの主要な側面について説明します。会計と監査に関するより詳細な規定に関しては 2 章から 5 章で取り扱います。

1.1 BV と NV

オランダ会社法上、2 種類の株式会社の形態があります。

- ・ BV (besloten vennootschap): 非公開有限責任法人
 - ・ NV (naamloze vennootschap): 公開有限責任法人
- BV と NV はいずれも法人格を有する事業体です。いずれの法人も定款（1.5 章参照）に記載された事業を行うために設立可能です。

BV は英国の Ltd、ドイツの GmbH に相当する非公開会社です。株式に譲渡制限を付すことが可能です。

NV は全部または一部の株式を公開株式とすることも、非公開株式にすることも可能です。NV は、英国の plc、ドイツの AG に相当する会社です。非公開株式に譲渡制限を付すことができますが、公開株式に譲渡制限を付すことはできません。

下表は 2 つの会社形態の主な特徴をまとめたものです。

	BV	NV
最低資本金	0.01 ユーロ	45,000 ユーロ
株式譲渡	譲渡制限条項がない場合、制限なく譲渡可能	公開株式は譲渡可能、非公開株式は譲渡制限条項がない場合制限なく譲渡可能
上場可能性	あり ¹	あり
会社形態の変更	可能	可能

1 BV の性質上、上場事例は殆どありません。BV の上場事例：FastNed B.V.

実務上、大半の会社は会社形態として BV を採用し、その後上場が求められる場合に会社形態を NV に変更します。最低資本金の規制以外に、BV 又は NV に適用されるサイズ制限はありません。

また、欧州会社 (SE) を設立することも可能です。オランダで設立される SE は NV に相当します。さらに、ヨーロッパ協同組合 (SCE) を設立可能で、オランダで設立される場合、オランダ協同組合に相当します。これらの会社に関する法的規定は欧州規制に含まれます。SE と SCE の財務報告規制フレームワークは国内法の適用対象となります。以下で、オランダにおける NV と BV に関する規制の枠組みについて説明します。

1.2 会社設立

この章では会社設立、定款及び清算について取り扱います。

i. 会社設立

新会社の設立には法的な手続きを経る必要があり、通常完了するまでに 2～3 週間かかりますが、緊急の場合は短縮されることがあります。

設立者

会社設立者は、設立に関する公正証書を取り扱うオランダ民法上の公証人に直接又は代理で立ち会う個人です。設立者は通常新会社の株式を引き受けます。自然人及び会社のような法人の両方が設立者になることができます。設立者には国籍や所在地の制限はありません。会社設立に関する主要なステップは以下の通りです。

会社設立に関する証書

新会社設立における重要な書類は、オランダの公証人が公証を行う前の設立に関する公正証書です。

設立に関する公正証書には以下の情報が含まれます。

- ・ 定款 (会社の事業目的の詳細を含む)
- ・ 機関設計 (株主総会、取締役会、監査役会設置会社

における監査役会又は業務執行取締役及び非業務執行取締役で構成される単層制の取締役会)

- ・ 会社設立時に発行される株式に関する規定及び最終的な発行済株式と払込資本に関する情報

会社設立のステップ

会社設立手順のステップは以下の通りです。

- a. 会社設立に関する証書は、会社設立に必要な情報及び書類 (定款や取締役会メンバーの個人情報等) を保有するオランダ公証人によってオランダ語で作成されます。
- b. NV の株主は少なくとも授權資本金の 1/5 以上の引き受けが必要とされており、資本金及び授權資本金はどちらも 45,000 ユーロ以上である必要があります。
- c. オランダ公証人が公証を行います。
- d. NV の金銭出資については、公証人は設立に関する公証を行う前に、オランダの銀行 (もしくは EU の銀行) が発行した資本金の払込証明書を確認する必要があります。もし外貨による払込の場合、ユーロ金額に相当するものが必要となります。
- e. NV 又は BV の現物出資の場合、対象資産の評価に関する記載を含む現物出資の説明書を全ての設立者が作成及び署名を行う必要があります。NV における現物出資資産の評価は支払予定額と少なくとも同等の価値を有していることの証明 (通常会計監査人による証明) が必要となります。
- f. 公証人は通常、オランダ商工会議所における商業登記の登録を支援します。

公証人は公正証書の原本を保管し、証書の写しが発行されます。設立者が設立関連費用の負担に合意しない限り、会社は設立関連費用の一義的な支払責任を負います。

設立中の会社

設立中の会社に代わって業務を執行する者を選定することが可能です。当該代理人はその旨を明示し、会社名の後に「i.o.」という略語を追加する必要があります。設立中の会社に代わって締結された取引は、会社設立後（及びオランダ商工会議所の商業登記完了後）に取締役会によって承認される場合があります、その時点で会社を拘束します。留意点として、会社設立後に取締役会が取引や契約を承認しなかった場合、当該代理人はその取引や契約に対して個人的責任を負います。

ii. 定款

定款は、例えば株主総会手続き、取締役会や監査役会（該当する場合）のような組織メンバーの選任等を定めた会社の内部規定を指します。定款の効力は会社と現在及び将来の株主を拘束するものです。詳細は 1.4 章にて詳しく説明しますが、全ての会社はオランダ商工会議所の商業登記申請時に定款を提出することが求められます。

定款の内容の一部は法律で規定されており、定款は当該規定と矛盾してはなりません。

定款の最も重要な記載内容は以下の通りです。

・ 会社名及び本店所在地

この章では会社名と会社形態(BV 又は NV) を示します。会社名は一定の制限に従い任意の名称を選択できます。最も重要なことは、会社名は他社の商号や商標を侵害してはならないということです。公証人は当該侵害を防ぐために調査し会社に提案することができます。会社所在地は通常、会社の主要な事業所と同様になりますが、オランダのどの自治体であっても構いません。

・ 目的条項

会社の契約能力を確立するために、会社の事業目的を定款に規定することが法律上求められています。実務上当該目的条項は通常短く、一般的な定義が記載されます。

・ 授権資本制度

NV は授権資本金額を設定する必要があり、会社の発行可能株式の額面金額を指します。追加株式の発行に伴い授権資本金額を修正する場合、定款変更が必要となりま

す。NV は授権資本金を 45,000 ユーロ以上にしなければなりません。NV は授権資本金の 20% 以上の株式を発行しなければなりません。また発行済株式の金額は最低 45,000 ユーロであるため、設立時の授権資本金は発行される最低金額の 5 倍、すなわち 225,000 ユーロに設定するのが通例です。BV は授権資本金や最低資本金の設定は要求されていませんが、これらの金額を定款に定めることは可能です。授権資本金の変更は定款変更によってのみ行うことができ、オランダ公証人による定款変更に関する公正証書が必要となります。オランダ公証人は通常、オランダ商工会議所の商業登記の修正の支援を行います。

・ 会計年度

会社の会計年度は定款に記載します。定款で別段の定めがない限り、会計年度は暦年と一致すると法的に解釈されています。実務上は多くの会社が暦年を会計年度と設定しています。定款変更により会計年度を変更することは可能です。定款は設立初年度の財務報告期間についても記載します。新会社が設立初年度の財務報告期間の延長を行うことが認められています。例えば、2020 年 4 月 1 日に設立、会計年度末を 12 月 31 日とした会社は、2021 年 12 月 31 日を年度末とする 21 ヶ月を設立初年度の会計期間とすることができます。

・ 株主総会

利益配当を含む株主総会に関する規定は定款で定めま。株主総会は財務諸表の承認に関する法的権限を有しています。また、株主総会は配当を決定し、配当の決定を他の機関に委任する独占的な権限を有しています。ただし、BV の場合、株主総会における配当決議は取締役会が承認しない限り効力が生じません (1.6 章参照)。

・ 定款変更

定款で別段の定めがない限り、定款変更は株主総会決議が必要であり、またオランダ公証人による定款変更に関する公正証書が必要となります。オランダ公証人は通常、オランダ商工会議所の商業登記の修正の支援を行います。

iii. 会社の清算

会社清算の種類

会社清算には任意清算と破産の2種類があります。

・ 任意清算

極めて稀ですが、定款において一定期間経過後に会社の清算を行うことが予め規定されている場合があります。一般的には、後述の手続きに従い、株主総会によって実施されます。

・ 破産

仮に会社が破産する場合（債務不履行に陥る又は破産手続が完了する場合）、会社は強制的に清算されます。会社が2社以上の債権者に対して債務の支払を履行できない場合、債権者は会社の破産申請を行います。また、会社も破産申請を行うことができます。仮に任意に解散した会社の清算人が債務超過であることを認識した場合、全ての債権者が破産手続外における清算に同意しない限り、当該清算人は破産申請を行う必要があります。その他における破産は極めて稀です。例えば、会社が違法な目的で設立され、裁判所が会社に清算を命じる場合があります。また、商工会議所は特定の法的手続が遵守されていない場合、休眠会社に清算を命じる場合もあります。

任意清算手続

- a. 臨時株主総会において会社解散が決議される。
 - b. 臨時株主総会は取締役会及び監査役会のメンバーを解任する場合と解任しない場合があり、清算人及び管財人を任命する。株主総会が他の特定のことを任命しない限り、取締役会メンバーが清算人となる。
 - c. 清算通知書が商工会議所に提出される。
 - d. 全ての債務決済後の清算損益を示すための清算財務諸表 (rekening en verantwoording) が作成される。
 - e. 株主が2名以上いる場合、清算剰余金 (Plan van Verdeling) に関する分配計画書が作成される。
 - f. 清算財務諸表 (及び清算計画書) が商工会議所に提出され、閲覧場所及び期間が全国紙に公告される
 - g. 債権者又はその他の利害関係者の異議申立ては、清算財務諸表 (及び清算計画書) の提出日から2ヶ月以内に提起される必要がある。
 - h. 仮に上記の異議申立てが提起されない場合、地方裁判所より異議がない旨の証明書を入手後、清算財務諸表 (及び清算計画書) は承認されたものとみなされ、残余財産の分配が行われる。
 - i. 会計帳簿は、管財人により7年間保管される。
-

清算手続が完了するために必要な場合に限り会社は存続します。

裁判所による破産手続

裁判所命令による破産手続は以下の通りです。

- a. 会社を清算するための裁判所命令の申請がなされる。
- b. 裁判所が上記の申請を承認し、清算人及び管財人を任命する。

その後の手続きは、前述の (c) から (i) までと同様です。

商工会議所命令による清算手続

以下の 2 つ以上の要件を満たさない場合、休眠会社等は商工会議所の命令により清算される可能性があります。

- a. 会社が法人税申告書の提出要請に 1 年間応じない場合
- b. 会社が申告期限内に商工会議所に年次決算書を 1 回以上提出しない場合 (2.6 章参照)
- c. マネージングディレクターが 1 年以上登記されていない場合、又は登記が完了していない場合、もしくは登記されているマネージングディレクターが既に死亡しているか消息不明の場合

その後の清算手続は前述のものと同様ですが、商工会議所が清算人に任命されることがあります。

業務執行を行う取締役会メンバーは個人又は法人です。国籍や所在地に関する制限はありません。

会社設立者は設立期間中に取締役会の初期メンバーを任命します。会社設立後、株主総会は個々のマネージングディレクターを選任する権限を有します。各マネージングディレクターはいつでも選任された機関によって業務停止又は解任されます。

NV 又は BV が *structuurvennootschap* (監査役会又は取締役会の非業務執行メンバーを置くことが法的に要求されている場合) に該当する場合、取締役会の業務執行メンバーは、監査役会又は非業務執行メンバーにより選解任もしくは業務停止を受けることがあります。

1.3 関連する会社機関

i. 機関

取締役会は、少なくとも 1 名以上のメンバーで構成され、会社の業務執行機関です。取締役会メンバーは通常、取締役 (director) と呼ばれます。ただし、オランダ法務の観点からは、法定取締役は株主総会にて任命されるものですが、法定には任命されていないものの、会社で重要な役割を担う者に対し、しばしば取締役 (director) という個人的肩書が与えられるため、混乱を招く可能性があります。このような混乱を避けるため、以下では取締役会の (業務執行又は非業務執行) メンバーと呼ぶこととします。

取締役会の責任は主に以下の通りです。

- ・ 会社の経営
- ・ 第三者に対する会社の代表
- ・ 株主名簿の管理
- ・ 会社の財政状態の管理
- ・ 利益配分を含むアニュアルレポートの作成
- ・ 財務諸表への署名
- ・ 商工会議所が要求する関連書類が全て提出されていることの確認
- ・ 株主総会議事録の保管
- ・ 適切な会計帳簿の管理及び 7 年以上の保管

オランダのコーポレートガバナンスコードは、全ての NV の会社形態を取る上場会社が報告（準拠又は説明）しなければいけないものであり、取締役会に対してコーポレートガバナンスに関する追加的な義務を規定しています（1.7 章参照）。

仮に会社がアングロサクソンモデルを採用する場合、その取締役会は業務執行メンバー及び非業務執行メンバーにより構成されます。非業務執行メンバーは業務執行メンバーを監視します。非業務執行メンバーは取締役会の構成員であるため、その業務及び責任は二層制での監査役会の業務及び責任に比べてより広範囲です。非業務執行メンバーは、取締役の責任の範囲で直接的に意思決定プロセスに関与し、取締役会決議に直接的な影響を与えます。

監査役会 (Supervisory Board of Directors) - 任意設置

後述の要件を満たさない会社は、監査役会を設置するか、業務執行及び非業務執行メンバーで構成される取締役会を設置するかを選択肢が認められています。

監査役会（又は取締役会の非業務執行メンバー）は、取締役会（又は取締役会の業務執行メンバー）に対して法的に助言及び監視を行い、後者は業務執行機能を有します。また、財務諸表を作成した取締役会メンバーと共に財務諸表への署名を行います。NV 及び BV の定款において、取締役会の一定の決議事項の承認を行う際に監査役会又は非業務執行メンバーの承認を必要とする条項を設けるのは極めて一般的です。

監査役会メンバー（又は取締役会の非業務執行メンバー）は自然人であることが求められます（法人は不可）。設立者又は株主は、定款に監査役会の人数（1 名以上）、選任及び任期に関する取り決め及び権限について定めます。

監査役会 (Supervisory Board of Directors) - 強制設置

いわゆる「structuurvennootschap」と呼ばれる後述の要件を満たす NV 又は BV は、監査役会又は取締役会の非業務執行メンバーを選任することが求められます。助言及び監視の役割等、通常の強制設置ではない監査役会（又は取締役会の非業務執行メンバー）の関する規定の一部は同様に適用されます。さらに一般企業の規定のうち、主に 2 つの変更があります。

要件

BV 及び NV に等しく適用される次の基準を 3 年間連続して満たす会社は、監査役会又は取締役会の非業務執行メンバーを設置することが法律上義務付けられています。

- ・ 資本金及び準備金の合計額が 16 百万ユーロ以上であること
- ・ 会社又はその子会社がワークス・カウンシル（1.3.iii 章参照）の設置義務があること
- ・ 会社とその子会社の合計でオランダに 100 名以上の従業員がいること

なお、中間持株会社や多国籍企業の免除規定があります。

上述の要件を満たす場合、会社はオランダ商工会議所の登録のための通知を行う必要があります。その後、上述の要件を 3 年連続で満たし、当該事実が登録される場合、監査役会の設置のための定款変更を行う必要があります。

監査役会メンバーの選任

監査役会メンバー又は取締役会の非業務執行メンバーは、取締役会の業務執行メンバーと異なり、自然人である必要があります。法人は認められません。監査役会メンバー又は取締役会の非業務執行メンバーには国籍や居住地の制限はありません。定款又は株主総会決議により、当該メンバーの人数が決定されますが、最小人数は3名です。通常、監査役会が草案した指名案に基づき、株主総会によって選任されます。監査役会メンバー又は取締役会の非業務執行メンバーの任期は4年です。株主及びワークス・カウンシル (Works Council) は、候補者を指名する権利を有し、監査役会よりその機会が与えられます。株主総会は監査役会の指名する候補者を承認又は否認する決定権を有しています。

オランダのコーポレートガバナンスコードは、上場会社の監査役会の構成及びそのメンバーの独立性と資格に関して追加的な要件を定めています。例えば、オランダのコーポレートガバナンスコードは監査役会メンバーの任期を最大で3～4年に制限しています。

監査役会強制設置会社における監査役会メンバーの義務

監査役会の職務は通常定款に記載されており、以下の内容が含まれます。

- ・ 取締役会の業務執行メンバーに対する監督及び助言
- ・ 取締役会の業務執行メンバーの選解任及び業務停止
- ・ 取締役会の業務執行メンバーの特定の決議内容の承認
- ・ 取締役会の業務執行メンバーと共同で行う財務諸表の署名

オランダのコーポレートガバナンスコードは、上場会社の監査役会に対するコーポレートガバナンスに関する追加的な義務を定めています。

免除規定

オランダ国外から管理されている会社又はオランダ持株会社に係る監査役会は、従業員の過半数が国外で雇用されている場合、上述の義務の一部が免除されます。具体的には、取締役会メンバーの選任及び財務諸表の承認に関する事項は株主の権限となる場合があります。

ii. 株主総会

株主総会は年に1回以上開催する必要があります。株主総会は定款で定められた場所で開催される必要があります。仮にNVの株主総会がその他の場所で開催される場合、法的に有効な決議となるためには全株主の同意が必要となります。BVはNVのような厳格な制限はありません。仮に参加資格を有する全ての者が代替の場所での株主総会の開催に同意し、取締役会及び監査役会の全てのメンバーが株主総会の議題について株主に助言を行う機会が付与されている場合、他の場所で開催された株主総会決議が法的に有効となる場合があります。

NVの年次株主総会は、定款で別段の定めがない限り、会社の年度末から6ヶ月以内に開催される必要があります (オランダ民法 Article 2:108.2 参照)。

株主は投票を委任できるが、投票は書面で行われる必要があります。定款において電子投票を許可しない旨の規定がある場合を除いて、電子メールでの投票も認められています。

株主総会の権限は以下の内容が含まれます。

- a. 監査役会を設置することが法的に義務付けられていない会社において、マネージングダイレクターの選任、業務停止及び解任を行う権限
- b. 新株発行する権限
- c. 定款変更、合併及び会社清算を含む会社の重要な変更の承認権限
- d. 財務諸表を承認する権限
- e. 利益分配を最終的に決定する権限
- f. 法律又は定款において監査が必要とされた場合、会計監査人を選任する権限
- g. 法律又は定款において監査が必要とされていない場合、会計監査の委託又は監査依頼の取り下げに関する優先的権限

iii. ワークス・カウンシル (Works Council)

労働者が、会社に影響を与える重要な経営及び事業上の意思決定について同意及び協議し、会社から情報提供を受ける権利は法律に定められており、最も重要な規定はワークス・カウンシル法 (Wet op de ondernemingsraden) に定められています。上記の権利はワークス・カウンシル (ondernemingsraad) として知られる代表機関を通じて行われます。

ワークス・カウンシルの要求事項

概して、会社がオランダ国内の子会社や関連会社と合わせて 50 名以上の従業員を雇用する場合、ワークス・カウンシルを設置する必要があります。当該定義の範囲内で、会社が異なる事業や会社ごとに 2 つ以上のワークス・カウンシルを設立することもできます。ワークス・カウンシル法の適用が強化されると判断される場合、セントラルワークス・カウンシル又はグループワークス・カウンシルを設置することができます。

手続規定

ワークス・カウンシルは以下の手続規定の対象となります。

- ・ 会社に少なくとも 1 年以上勤務した従業員の中から選出された者で構成される必要があります。
- ・ 6 ヶ月以上勤務した従業員が候補者を推薦します。
- ・ ワークス・カウンシルのメンバーは、会社の従業員数に応じて、最低 3 名、最大 25 名必要です。
- ・ ワークス・カウンシルのメンバーは、通常の労働時間内で会議や勉強の時間を費やすことができ、当該時間は通常の労働時間として給料が支払われます。
- ・ 取締役会メンバーは開催される協議会に出席が求められます。
- ・ 毎年 2 回以上開催される会議で会社の事業展開について協議される必要があり、監査役会メンバーが 1 名以上出席する必要があります。
- ・ 会議は、ワークス・カウンシル又は取締役会メンバーのいずれかの要求によって招集されます。

小会社

従業員数が10名超50名未満の会社で、ワークス・カウンシルを設置していない会社は、取締役会が従業員と面談し、前年度の事業活動や業績について情報提供する機会を暦年で2回設ける必要があります。従業員の4分の1以上が正当な理由に基づいて要求を行う場合、雇用主は従業員と面談を行う義務があります。労働条件に影響を与えたり、失職につながる可能性がある決定事項については、従業員に相談しなければなりません。会社が従業員の助言に従わなかった場合の不服申立手続はありません。

1.4 コンプライアンス

i. 商工会議所の登記及び申告要件

商工会議所は企業情報を商業登記簿に登録し、一般に公開しています。商業登記簿は www.kvk.nl よりオンラインで閲覧可能です。



ワークス・カウンシルの権利

事業に影響を与える重要な意思決定については、ワークス・カウンシルの事前の同意が必要となる可能性があります。また、ワークス・カウンシルは事業に影響を与える重要な決定事項に関する情報について事前に相談を受け、情報を得る権利を有しています。

同意要件

一定の事項はワークス・カウンシルの同意を必要とします。産業別団体労働合意 (collective labour agreement) でカバーされていない限り、これらは一般的には雇用条件や雇用と解雇に関するポリシーの変更に関するものです。

協議の要件

ワークス・カウンシルとは、多くの問題を協議することが法的に義務付けられています。これには、事業の所有権の変更、大規模投資や売却、労働者グループの雇用及び資金調達に関する変更が含まれますが、技術や環境に関するポリシーの変更についても含まれます。オランダでの事業活動に影響がない限り、海外の事業活動に関する情報を提供する必要はありません。ワークス・カウンシルは、上記の問題に助言を与える権利があり、助言に従ったかについて報告を受けなければなりません。ワークス・カウンシルはその助言に従わない場合や重要な事実が開示されなかった場合、法的に訴えることができます。

他の欧州諸国の状況とは対照的に、ワークス・カウンシルは会社の配当方針を決定する権限はありません。また、ワークス・カウンシルは取締役会に出席することは法律上義務付けられていません。しかしワークス・カウンシルは、大会社に設置が必須となる監査役会に対して勧告を行うことができます。

情報要件

ワークス・カウンシルは、グループストラクチャー、取締役会の業務執行メンバーの構成、監査役会又は取締役会の非業務執行メンバーの構成について詳細な情報の提供を受けなければなりません。また、ワークス・カウンシルは、株主によって承認されたオランダ語のマネジメントレポート及び財務諸表の写しを受け取る必要があります。当該情報は株主承認後直ちに提供される必要があります。連結財務諸表が作成される場合、ワークス・カウンシルは当該内訳に関する十分な情報を受け取る必要があります。

事業展開に関する会議では、特に今後予定されている案件の詳細や海外を含む全ての資本投資の詳細を含める必要があります。長期計画の詳細も開示しなければなりません。

年に1度、ワークス・カウンシルは、前年度の社内の雇用状況と社会政策の詳細について提供を受けなければなりません。

全ての会社は商工会議所の商業登記簿に登録され、定期的に情報提供を行う必要があります。これには、免除規定が適用される場合を除き、アニュアルレポート及び関連書類を毎年提出する義務が含まれます。アニュアルレポートの提出要件については2章において詳細に説明します。登録が必要なその他の情報には、主に会社の住所、発行済株式及び払込資本、取締役、一人株主及び委任状の保持者（必須ではない）に関する情報が含まれます。

会社の取締役は、関連する申告及び登記要件を充足するための法的義務を負います。

会社は、書簡、請求書、提案書、ウェブサイト及び電子メール等の全ての書面によるコミュニケーション手段について、商工会議所の登録番号を記載する必要があります。また、当該登録番号はオランダ民法 Article 2:380b に従って財務諸表で開示する必要があります。

ii. 会計監査人

法定監査の要件は2.2章で説明されているように、とりわけ会社の規模に依存します。オランダ会社法は全ての大会社及び中会社に対して財務諸表監査を義務付けています。グループ会社については4.4章で説明されているオランダ民法 Article 2:403 を適用することによって会計監査の免除を受けることが可能です。

小会社及び小規模会社は法定の監査義務はありません。しかし、定款で義務付けられている場合又は株主から特段の要求がある場合には監査を受ける可能性があります。

グループの一部を構成する会社は、追加の免除規定の対象となる場合があります。これらの免除規定は、2章で定義している会社規模の解釈に影響を与えるため、監査の要件にも影響を与える可能性があります。連結財務諸表監査については4章で取り扱います。

監査が必要な会社は、以下の手順が適用されます。

会計監査人の選任

会計監査人を選任する権限は株主総会にあります。株主総会が会計監査人を選任しない場合、その責任は監査役会にあります。監査役会設置会社ではない場合、又は監査役会が監査人を選任しなかった場合、取締役会が選任する権限を有します。

会計監査人の解任

取締役会が会計監査人の選任を行った場合、同様に会計監査人を解任する権限を有します。会計監査人が解任される場合、当該解任に関する問題を株主に注意喚起すべきと判断する場合、会計監査人は株主総会で意見陳述する法的権利を有します。また、監査完了前又は監査報告書発行前に会計監査人の早期解任が行われた場合、会計監査人及び取締役会は、正当な理由とともに、オランダ金融市场庁 (AFM) に当該解任の通知を行う必要があります。

監査報告

会計監査人は以下の内容について意見を述べるのが求められています。

- 財務諸表が真実及び公正（適正）なものか
- 財務諸表がその他の法的要件を遵守しているか
- マネジメントレポート（取締役報告書）が財務諸表と整合しており、法的要件を満たしているか
- 法令で要求されるその他の情報が財務諸表に追加されているか
- 監査の過程で得られた会社及びその環境の理解に基づき、取締役報告書内で検出された重要な誤りの性質が述べられているか

上記の (a) に関して、会計監査人は一般に公正妥当と認められるオランダ会計基準からの重大な逸脱及び開示や評価に関する法的原則からの逸脱について、監査報告書の中で注意喚起する義務を負います。

上記 (c) に関して、会計監査人は監査報告書において取締役報告書と財務諸表の整合性について具体的に報告しなければなりません。

上記 (d) は例外的な場合にのみ監査報告書で言及されることになっています。

さらに、会計監査人は監査役会及び取締役会に報告を行うことが求められています。当該報告には、自動データ処理の信頼性と継続性に関する検討事項を含める必要があります。

会計監査人は、財務諸表の承認のための株主総会に出席することが認められており、そこで意見を述べる権限が与えられています。株主総会における質疑応答の際の基本原則は、会社に関連する事項を株主に報告することは取締役会メンバーの責任であるということです。これには、財務諸表の内容や内部統制の品質等が含まれます。会計監査人の質疑応答は監査業務や監査報告書に関する事項に限定されるべきです。

iii. UBO 登録

マネーロンダリング防止指令の新規則は、全ての EU 加盟国が UBO 登録をすることを規定しており、事業者は最終受益者（以下、UBO）に関する正確かつ最新の情報を維持することが求められています。

UBO とは以下のいずれかを指します。

1. 25% 以上の持分を有する個人、財団又は信託以外の法人の株主総会で 25% 以上の議決権を行使する権利を有する個人、またはその他の手段で当該法人に実質的な支配力を行使する権限を有する個人（ただし、当該法人が上場会社である場合を除く）
2. 財団又は信託が 25% 以上の持分、もしくは財団又は信託以外の法人の株主総会で 25% 以上の議決権を行使する権利を有する場合、またはその他の手段で当該法人に実質的な支配力を行使する権限を有する場合、当該財団又は信託の持分の 25% 以上を有する受益者、もしくは当該財団又は信託の持分の 25% 以上を特別に支配している者

オランダでは、2020 年 7 月に UBO 登録が導入されています。UBO が特定された場合、以下の情報が公開されます。

- ・ 名
- ・ 姓
- ・ 生年月日
- ・ 国籍

- ・ 居住州
- ・ UBO の経済的持分の性質及び範囲（25-50%、50-75%、75-100%）

その他の情報は所轄官庁及び資金情報機関（Financial Intelligence Unit）のみ利用可能です。例えば以下のような内容です。

- ・ 住民登録番号（BSN）又は外国人納税者番号（TIN）
- ・ 誕生日及び出生地
- ・ 自宅の住所
- ・ 有効な身分証明書の写し
- ・ 経済的持分の性質及び範囲を証明する資料の写し

以下の場合、例外的に UBO 情報の公開義務はありません。

1. UBO 登録によって詐欺、誘拐等のリスクがある場合
2. UBO が未成年の場合

1.5 従業員福利厚生

本項は、2020 年 1 月 1 日に施行された法律に基づくものであり、その後変更されている可能性があるため、従業員に関する具体的な事項については専門的な助言を求めることをお勧めします。

i. 雇用

雇用者と被雇用者の関係はオランダの労働法に規定されている。この他に、オランダのほとんどの産業は雇用契約に適用される「労働協約」(CAO) が存在します。CAO には、給与、休日、年金、教育、疾病、安全、通知等に関する雇用者間の合意が含まれています。

- ・ 雇用主は、雇用契約の期間を無期限または一定期間にすることができます。有期雇用契約を締結する場合は、3 回更新が上限であり、合計期間は 3 年が上限です。有期雇用契約期間が法定期間を超える場合、雇用契約は無期限の契約に変更する必要があります。

- ・ 通常のフルタイム雇用は週 40 時間 (一日あたり 8 時間労働の 5 日間) です。従業員には少なくとも年間 20 日間の有給休暇が与えられます (正規雇用の場合)。しかし、実務上は、個々の会社は年間 20 日以上有給休暇を付与することを決定することが多いです。例えば、勤続年数の長い従業員は年齢に応じて追加の有給休暇日数を与えられます。この他にも New Year, Easter, Easter Monday, Kingsday (April 27th), Ascension Day, Whit Sunday ('Eerste Pinksterdag'), Whit Monday ('Tweede Pinksterdag'), Christmas and Boxing Day ('Tweede Kerstdag') などの祝日があります。
- ・ 従業員は、年収の 8% の休暇手当を受け取る権利があります。

会計上の取り扱い: オランダ会計基準では、従業員が勤務したときに賃金と給与を費用として認識する必要があります。未払有給休暇及び累積有給休暇日数に対しては、貸借対照表上、負債及び損益計算書上、費用認識が必要です。

ii. 失業

失業の場合には、失業者は失業給付金を受け取る権利を有します。失業給付金は、最初の 2 カ月間は最後に稼いだ賃金の 75% 相当額、それ以降は 70% 相当額です。失業給付の支給期間は勤続年数によって異なります。最低期間は 3 カ月で、最長期間は 24 カ月です。失業給付金の受給資格を得るためには、「36 週間のうち 26 週間 (失業前の 36 週間のうち 26 週間以上雇用されていること) という基準を満たす必要があります。

会計上の取り扱い: オランダ会計基準 (271 号 502 項 a) では、事業主が従業員を解雇した場合、解雇給付 (例えば経過給付) を認識する必要があります (通常の場合で、基準を満たしている場合)。さらに、例えば事業再構築の場合には、一定の基準を満たす場合には、事業再構築引当金を認識する必要があります。

iii. 健康保険

- ・ 病気の場合、従業員は最後に稼いだ賃金の額の少なくとも 70% を受け取る権利があります。2 年間病気が続いた場合、雇用者は雇用契約を終了することができ、従業員は州の障害給付金を受けることができます。
- ・ 妊娠中の従業員には 16 週間の有給産休が与えられます。
- ・ オランダの居住者はオランダの健康保険制度に加入しています。雇用の場合、雇用主は保険料の一部を支払う必要があります。多くの雇用者は、保険会社と契約して、個人に団体健康保険を提供しています。

会計上の取り扱い:

- ・ 疾病: オランダ会計基準 (271 号 205 項) では、回復が見込まれない従業員に対する賃金 (完全にまたは部分的に) に対して貸借対照表上、負債、損益計算書上、費用を認識する必要があります。
- ・ 障害: 雇用者は、国が提供する障害手当の保険 (UWV) または自社給付 (オプティング・アウト) のいずれかを選択できます。UWV の場合、オランダ会計基準 (271 号 210 項) に基づき、UWV への支払いが必要になった時点で、障害のある従業員に対して費用を認識する必要があります。
- ・ 事業主が自社給付を選択した場合、貸借対照表上の負債と損益計算書上の費用を認識する必要があります (271 号 205 項)。障害給付金が保険会社によりカバーされている場合は、企業の負担は軽減されます。

iv. 年金

オランダの年金制度は 3 つの主要な柱で構成されています: 最低賃金に関連した給与税で賄われる定額の国民年金 (AOW) (第 1 の柱)、年金基金で賄われる職業団体別企業年金制度 (第 2 の柱) および個人年金制度 (第 3 の柱)。

1. 第 1 の柱は、国民年金 (AOW) です。国民年金は基礎所得を提供するものであり、その水準は法定最低賃金と連動しています。国の年金は給与税 (賦課方式) で賄われています。AOW の定年は 2020 年時点で 66 歳 4 ヶ月です。この定年は 2024 年には 67 歳まで段階的に引き上げられます。1958 年 12 月 31 日以降の

誕生日の方の AOW 年金の受給開始年齢は少なくとも 67 歳になりますが、現時点で正確な年齢は確定していません。

2. 第 2 の柱は、職業団体別企業年金制度に基づく給付です。これらの年金制度は、年金基金または保険会社によって運営されています。年金制度は拠出金で賄われています。つまり、退職給付は、事業主と従業員の拠出金によって賄われなければならないこととなります。CAO がある場合、通常、強制加入の年金制度が存在します（業界全体または企業年金制度）。しかし、年金制度を持たない小規模企業もあります。

a. 年金制度には様々な形態があります。オランダで最も一般的な年金制度は、平均給与年金制度です。平均的な給与体系では、退職給付は特定の年の従業員の所得に連動しています。一般的に、平均給与年金制度は、条件付きインデックスを有しています。

b. オランダにも確定拠出年金制度が存在します。確定拠出年金制度では、加入者が受け取る年金の額は、累積期間中に支払われた拠出金と達成された投資収益率によって決定されます。したがって、投資リスクと退職日の変動に起因する金利変動リスクは従業員が負います。

3. 個人年金制度は第 3 の柱です。これらは主に、職業団体別企業年金制度のない部門の自営業者や従業員によって使用されています。第 3 の柱は誰でも個人のニーズにあった年金商品を購入することができます。

会計上の取り扱い：

1. AOW（第 1 の柱）：

事業者（雇用者）のみがオランダの税務当局に対する従業員給与税の支払責任を負うため、事業者に対する会計上の影響はありません。

2. 職業団体別企業年金制度（第 2 の柱）

・ オランダ会計基準（271 号 306 項）では、年金基金に必要な拠出金が支払われた時点で費用を認識しなければなりません。ただし、その他の債務（オランダ年金法（Pensioenwet）で保護されていない、年金基金の資金不足や従業員の義務による追加拠出）については、貸借対照表上の負債と損益計算書上の費用

を認識する必要があります。これを負債アプローチ（オランダ会計基準 271 号 307 項）といいます。

・ オランダの企業は、負債アプローチに代えて、オランダ会計基準に基づく財務諸表に IFRS を適用することができます。これは、親会社が IFRS を適用している場合に有用です。IFRS（IAS 19 号 従業員給付）では、確定拠出年金制度（DC）と確定給付年金制度（DB）が区別されています。DC は、企業が固定の拠出金を外部の基金（年金基金や保険会社）に支払う年金制度であり、当期及び過年度の従業員勤務に関連した追加拠出金を支払う法的義務又は推定的義務を有していません。DB は DC 以外の年金制度です。

DC では、年金基金に必要な拠出金が支払われた時点で費用を認識する必要があります。

DB では、保険数理計算を行う必要があります。貸借対照表上、退職給付債務（DBO）と年金資産の公正価値の差額を認識する必要があります。DBO は、将来の昇給及び保険数理計算上の仮定を考慮して、期待年金給付の正味現在価値として計算されます。年金費用（損益計算書）には、勤務費用（DBO の当期発生額）と純利息費用が含まれます。DBO および年金資産の修正はその他の包括利益（OCI）で認識されます。

職業団体全体の年金制度は、IAS 第 19 号に基づく複数事業主制度に該当し、通常、これらの年金制度は DB 年金制度に該当するものの、ほとんどの職業団体全体の年金基金は、DB 会計を利用するための十分な情報を提供できません。この場合、当該年金制度は DC として取り扱う必要があります。

3. 個人年金制度（第 3 の柱）

通常、個人年金制度は、従業員と保険会社または銀行との間の契約です。したがって、事業者における会計上の影響はありません。

1.6 資本金および配当金

i. 資本金

資本金に関する NV の基本ルールは BV と異なります。NV の場合は、次の要件が適用されます。

- ・ 会社の発行済株式数は、定款に記載された発行可能株式総数の少なくとも 20% 以上必要です。
- ・ 払込資本のうち資本金部分は、払込資本の 25% 以上にする必要があります (オランダ民法 Article. 2:69.2c/2:80.1)
- ・ 資本金の最低金額は 45,000 ユーロ必要です (オランダ民法 Article 2:67.3)。

資本金が 45,000 ユーロの制限に達しなかった NV は裁判所によって清算が求められます。当該清算を防ぐために、NV を BV に変換することもできます。

BV は、以前は最低資本金 18,000 ユーロが必要でしたが、現在は最低資本額の定めはありません。ただし、株式は額面価格で発行する必要があります。設立時点における株式払込み (一部) は必要ありません。株式の額面価格、つまり BV の株式資本は、ユーロ以外の通貨で表示することができます。さらに、BV の設立には銀行または監査人の証明書は必要とされませんが、公証人設立は必要です。

株式の種類

実務上、最も一般的な種類の株式は以下のとおりです。

- ・ 普通株式

実務上、最も一般的な種類の株式です。すべての株式は、所有する株式の額面価格に比例した同等の価値を有しています。普通株式については、特別の権利は付与されず、定款の定めにより株主の権利を変更することはできませんが、すべての普通株式は議決権を有することになります。BV は、議決権のない株式や配当を得る権利のない株式を発行することができるため、株主の権利を柔軟に調整することが可能です。また、当該株式が、清算時に準備金に対する権利および / または剰余金に対する権利を有するか否かを定めることもできます。これらの種類株式は、柔軟にカスタマイズ可能です。また、議決権と普通株式に対する配当請求権の両方を有する株式の発行も可能です。ただし、議決権と配当請求権を共に有しない株式を発行することはできません。

- ・ 優先株式

優先株式は通常、普通株式に比して何らかの優先権が付与されています。これは、普通株式の所有者に支払われる配当金に優先して支払われる一定額の優先配当の形態をとります。

- ・ 累積優先株式

これは優先株式と似ていますが、一定額の優先配当に対する権利が累積的である点で異なります。つまり、過去に支払われなかった配当に対する権利が、当期の普通株式の所有者への配当金支払いよりも優先されることを意味します。

- ・ 特別株式

特別株式とは、定款に定める特別な権利を有する株式 (通常、議決権) です。例えば、特別な権利とは取締役の選任権が付されている場合が考えられます。

株式の発行

- ・ NV に適用されるルール

株式は額面価格またはプレミアム価格を付して発行することができます。額面の 25% は最低限払込まれる必要があります。

発行済株式は、定款で定められた発行可能株式数の範囲内にする必要があります。定款における資本条項は、1.5.2 節に記載された手順に従って修正することができます。新規に発行承認された株式の少なくとも 20% は発行する必要があります (オランダ民法 Article 2:67.4)。

株式は、額面金額を超えた払込金額をもって発行することができます。このプレミアム部分は発行時に全額支払われる必要があります。NV の場合は、株主が新株の発行と価格を決定しますが、多くの場合、最長 5 年間、取締役または監査役会にこれを委任することができます。

bv

nv

株式の内容	譲渡の方法	登録
BV		
無記名株式	譲渡証書。公証人の面前で譲渡する必要があります。定款で、既存株主に対する先買権や他の株主に対する発行義務などの形で、譲渡制限を設けることができます。	株式は株主名簿に記載する必要があります。株券は発行されません。
NV (非上場)		
記名株式	自由に譲渡できません。譲渡証書に基づく譲渡。これは公証人の面前で執行される必要があります。	株式は株式名簿に記載する必要があります。株券は株主の名義となっています。

・ BV に適用されるルール

BV の場合は、取締役会または監査役会に委任されているか、または定款にその委任についての定めがある場合 (オランダ民法 Article 2:206) を除き、株主総会の決議によって株式を発行することができます。

株式の譲渡

発行された株式は譲渡することができます。譲渡に関する法律上の規定は、当該株式の種類によって異なります。BV と NV の両方が発行できる株式の種類には法的な制限があります。当該制限の概要は以下の通りです。

減資

・ NV に適用されるルール

会社は、債権者保護の厳格な規則に従うことを条件として、次のいずれかの方法で株式資本を減少させることができます。

- ・ 株式の買戻しと消却
- ・ 株式額面の減額

会社は、自己株式の取得後に最低資本金を維持できる場合に限り、発行済株式の 50% を限度として自己株式を取得することができます。これらの自己株式は、その後消却することができます。買い戻した株式の全額を支払う必要があります。発行済株式の 50% 取得制限は、非上場の NV には適用されません。

株式の「消却」は、次の 3 つの場合に可能です。

- ・ 当該種類株式の総株主の承認を得て消却します。当該種類株主は、保有する株式の額面金額、または額面金額の一部しか支払われていない場合は当該払込んだ金額を受け取ります。
- ・ 会社が自己株式を取得した場合には、当該株式を消却することができます。
- ・ 定款である種類株式を消却できる定めがある場合、通常、当該種類株式全体の消却が行われます。

株式の「額面の減額」は、通常、累積損失を抱える企業の資本再編の過程でのみ行われます。

上記のいずれかの方法により株式資本の減少をする場合、会社の純資産は、残された株式資本の金額に法定準備金および定款で定めた準備金を加えた合計額以下まで減少することはできません。

・ BV に適用されるルール

経営者は、債権者保護のため、減資や自己株式の取得 (配当) を承認する役割を担っています。したがって、経営者は貸借対照表テストと流動性テストを実施する必要があります。この流動性テストは、予定された減資や配当等を行った後に、既存債務の支払いを継続できるかどうかを判断するために行われます。経営者は、提案された配当、株式の買い戻しまたは減資を承認する前に、当該テストを実施する必要があります。貸借対照表テストの実施は、法定準備金および / または定款による定めに基づく準備金から配当を行うことができない可能性があることを意味します。純資産合計が法定準備金と定款による定めに基づく準備金を上回る

場合に限り配当が認められます。
債務の支払ができないにも関わらず、取締役が減資や自己株式の取得を承認した場合の責任については、後述の配当支払に関する部分を参照下さい。

現物出資

株式は現金または現物で支払うことができます。現物出資の場合には、現物出資された資産の価値が発行された株式の額を下回った場合に発行済み株式資本の希薄化から債権者と株主を保護するための特別規定が適用されます。

現物出資は、独立して評価可能な資産に限定されます。最も一般的な例は、グループ再編の一環としての他の会社の株式が抛出されるケースです。現物出資は、定款に別段の定めがない限り、株主の過半数の承認が必要です。

オランダ民法は、現物出資に関して想定される2つのシナリオを記載しています。他のグループ会社が債務保証を行っている会社については、下記の要件は免除されることがあります。

- ・ 設立時現物出資 (オランダ民法 Article 2:94a/2:204a)

この場合、会社の設立者は、現物出資の価額及び採用した評価方法を記載した記述書を作成する必要があります。評価方法は一般に公正妥当と認められた方法である必要があります。記述書は、設立日の少なくとも6ヵ月以内の出資に関連している必要があります。記述書には発起人の署名が必要です。

NVの場合の現物出資は、その現物価額が出資として支払うべき金額以上である旨の監査人の証明書を必要とします。監査人の証明書は商工会議所に提出する必要があります。BVについては、監査人の証明書は必要ありません。

会社設立時の株式の当初払込金である現物出資は、設立証書に記載する必要があります。

- ・ 設立後の現物出資 (オランダ民法 Article 2:94b/2:204b)

この場合の手順は、設立時現物出資と同様です。記述書は、株式の応募があった日又は追加的な払込が行われる日または合意される日の少なくとも6ヵ月以内の出資に関連している必要があります。記述書には、すべての代表取締役が署名する必要があります。NVの場合、監査人の証明書が必要です。

- ・ 設立者及び株主との取引 (オランダ民法 Article 2:94c) NVのみ対象

会社設立の1年前又は会社の設立登記後2年以内に設立者又は株主から財産を取得した場合であって、設立の前年以後に設立者が有していた財産を取引の対象とするケースがこれに該当します。

手順は上記と同様です。取得する財産については、その評価及び使用した方法並びに支払うべき対価を含む記述書を作成する必要があります。記述書は、設立日以後の財産に関するものである必要があります。すべての業務執行取締役は、この記述書に署名する必要があり、監査人の証明も必要です。

通常の事業上の取引も含め、一部の取引については上記の規定は適用されません。

ii. 配当金の支払

全般

配当金の支払には株主総会の決議が必要ですが、これは財務諸表の採択後にのみ行うことができます。アニュアルレポートは、取締役会によって提出され、財務諸表の「その他の情報」に利益配当案を含める必要があります。しかし、最終的に株主が配当の支払を決定します。定款には、利益の配当の決定権限を取締役会等に委任する旨を記載することができます。



フレックス法 :BV に関する取締役の責任

前記のとおり、払込資本の減少に際して取締役会は、債権者(オランダ民法 Article 2:216.2)の利益保護を行った上で、配当承認を行う必要があります。したがって、経営者は、貸借対照表テストと流動性テストを実施する必要があり、後者では、提案された利益配当後に、向こう1年間既存債務を返済できるかどうかを確認する必要があります。

BV が配当後に1年間既存債務を返済することができないにも関わらず、取締役が配当を承認した場合、経営者は責任を問われる可能性があります。これは、配当支払いの時点で、BV が配当後にこれらの債務を支払い続けることができなくなることを経営者が知っていたか、または予見していた場合に責任が生じます(オランダ民法第2条 216.3 項)。また、流動性テストと配当支払の間に相当な時間がある場合には、実際の流動性テストが依然として適切であるかどうかを確認することも重要です。

取締役が責任を負う場合、その経営者は、配当に起因する欠損に法的利息を加えた額を補償する必要があります。また、経営者は連帯して責任を負います。これは、個々の取締役が、配当から生じる欠損全体について責任を有することを意味します。しかし、取締役は他の取締役に償還請求権を持っています。個々の取締役は、BV によってなされた配当が自己の責任に帰属しないこと、およびその結果を回避するための措置を取ることに関して過失がなかったことを証明した場合には、責任を免れることができます。

株主は、配当、自己株式の取得または減資の後、債務を履行できなくなることを知っていたか、または予見していた場合には、受領した配当金額と法定利息を合計した金額について責任を負います。取締役が上記責任に対処していた場合は、株主は当該取締役が補填した金額を補償しなければなりません。

NV に対する従来の債権者保護ルール

配当は、配当可能な累積利益剰余金がある場合にのみ支払うことができます。配当後の会社の純資産は、払込資本に法定準備金および定款で要求されている準備金(オランダ民法 Article 2:105)を加えた額以上である必

要があります。NV では流動性テストは法的には必要とされませんが、BV と同様のアプローチに従う必要がある旨の判例上の取り扱いとなっています。

中間配当

中間配当は、財務諸表の承認前であっても、上記の貸借対照表テストが実施され、かつ定款で中間配当の実施を認めている場合に限り行うことができます。NV の場合、貸借対照表テストにおける純資産の状況は、配当を行う3ヶ月前までに、取締役会が作成し署名した中間貸借対照表によって確認されなければなりません。この中間貸借対照表は、商工会議所(オランダ民法 Article 2:105)に提出する必要があります。なお、BV では中間貸借対照表の作成、提出は必要はありません。

貸借対照表テストの純資産条件が満たされない場合、配当は会社に払い戻される必要があります。ただし、NV の場合、配当が違法であることを知っていたか、または知っているべきであった株主に限定されます。

1.7 コーポレート・ガバナンス

i. オランダのコーポレート・ガバナンス・コード

上場企業のガバナンスに焦点を当て、オランダのコーポレート・ガバナンス・コード(以下、本規範)は、効果的な協力と管理のための指針を提供しています。ガバナンスとは、管理とコントロール、責任と影響力、監督と説明責任です。本規範の目的は、オランダの上場企業における健全かつ透明性のあるチェックとバランスのとれたシステムを促進し、そのために取締役会、監査役会、株主(株主総会を含む)の関係を規制することにあります。行動規範を遵守することは、企業の優れた責任ある経営と社会への統合に対する信頼に貢献します。行動規範は2003年に初めて採択され、2008年と2016年に改訂されました。行動規範の全文と追加情報(英語とオランダ語)は、www.mccg.nlに掲載されています。



適用範囲

本規範は、(i) 登記上の事務所がオランダにあり、かつ、その株式又は株式の預託証券が規制市場又は類似の制度内で取引が認められているすべての会社、(ii) 登記上の事務所がオランダにあり（貸借対照表評価額が5億ユーロ超）、かつ、その株式又は株式の預託証券が国際取引市場又はこれに準ずるシステム内で取引が認められているすべての大企業に適用されます。

本規範の内容

本規範には、取締役会、監査役会、株主（株主総会を含む）の関係を規定する原則とベストプラクティス規定が含まれています。この原則と規定は、長期的な価値創造の責任、リスクコントロール、効果的な管理と監督、報酬、株主（株主総会を含む）とステークホルダーとの関係を明確にすることを目的としています。これらの原則は、コーポレート・ガバナンスに関する一般的な考え方を反映していると考えられます。この原則は、ベストプラクティス条項の形で補足されています。これらの規定には、取締役、監査役会および株主の行動基準が含まれており、ベストプラクティスを反映し、優れたコーポレート・ガバナンスの一般原則を補完するものです。

企業は、理由があれば、これらのベストプラクティス規定から逸脱することができます。取締役会および監

査役会は、会社のコーポレート・ガバナンスおよび本規範の遵守について責任を負います。行動規範の遵守は、「遵守または説明」の原則に基づいています。法律とは異なり、本規範は原則やベストプラクティスの規定から逸脱する余地を与えるという点で柔軟性を備えているといえます。取締役会および監査役会は、株主総会において本規範の遵守について説明し、原則およびベストプラクティスの規定から逸脱する場合には、実質的かつ透明性を持った説明が必要となります。

本規範は次の5つの章で構成されています。

1. 長期的な価値創造
2. 効果的な管理・監督
3. 報酬
4. 総会
5. 1階層のガバナンス構造

基礎となる概念

行動規範は、企業はさまざまなステークホルダーとの間で長期的な提携関係にあるという考え方に基づいています。ステークホルダーとは、企業の目標の達成に直接的または間接的に影響を及ぼす（または影響を受ける）グループおよび個人のことです。従業員、株主およびその他の債権者、サプライヤー、顧客およびその他のステークホルダーが含まれます。企業は長期的な価値を創出しようとすることから、取締役会と監査役

第1章 長期的価値創造

- 原則1.1 長期的価値創造
- 原則1.2 リスク管理
- 原則1.3 内部監査機能
- 原則1.4 リスク管理の説明責任
- 原則1.5 監査役会の役割
- 原則1.6 外部監査人の任務の任命及び評価
- 原則1.7 外部監査人の職務の遂行

第2章 効果的な管理・監督

- 原則2.1 構成と規模
- 原則2.2 任命、継承及び評価
- 原則2.3 監査役会の組織及び報告
- 原則2.4 意思決定と機能
- 原則2.5 文化
- 原則2.6 不正と違法行為
- 原則2.7 利益相反の防止
- 原則2.8 買収の状況

第3章 報酬

- 原則3.1 報酬方針-経営会議
- 原則3.2 役員報酬の決定
- 原則3.3 報酬-監査役会
- 原則3.4 報酬に関する説明責任

第4章 総会

- 原則4.1 総会
- 原則4.2 情報の提供
- 原則4.3 投票
- 原則4.4 株式預託証券の発行

第5章 1階層のガバナンス構造

- 原則5.1 1階層のガバナンス構造

会は、企業とその関連企業の事業の継続性を確保する目的で、各ステークホルダーの利益を比較検討する責任を有しています。

ステークホルダーが企業内および企業と協力する場合には、ステークホルダーの利益が十分に考慮されている必要があります。優れた起業家精神と効果的な監督は、経営と監督に対するステークホルダーの信頼にとって不可欠な条件です。これには、取締役会の行動の完全性と透明性、および監査役会による監督に対する説明責任が含まれます。行動規範の運用は、行動規範の条文にどの程度準拠しているかではなく、すべてのステークホルダーが行動規範の精神にどの程度従っているかによって決定されます。

法令との関係

規範は自主規制によって形成されています。本規範に含まれる当事者によって作成されたものであり、そのためのものです。自主規制とは、政府の介入なしに、当事者が独自のルールを策定し、それに従うことによって、そのルールを実施し、更新することを約束することです。自主規制は政府規制を補完することになります。本規範は、コーポレート・ガバナンスに関するオランダおよびヨーロッパの法律および判例法との関連で検討する必要があります。自主規制の手段として本規範が特に優れている点は、本規範が取締役、監査役会および株主の行動により重点を置いていることとなります。

1階層のガバナンス構造

オランダは伝統的に2階層の統治モデル(2層構造のガバナンス構造)を採用しています。本規範はこのモデルに焦点を当てています。2層構造の企業では、経営と監督は取締役会と監査役会という2つの組織に分けられます。本規範の特定の章は、1階層のガバナンス構造を持つ企業を対象にしたものです。

アニュアルレポートおよびウェブサイトにおけるガバナンスの開示

会社のコーポレート・ガバナンスの概要は、本規範に記載されている原則に部分的に基づいて、毎年、取締役報告書の別の章または会社のウェブサイトに掲載されます。ここでは、会社が本規範に定められた原則とベストプラクティスの条項を遵守している範囲と、遵守していない場合は、その理由と逸脱の範囲を明示します。

具体的なベストプラクティスには、取締役報告書に含めるべき具体的なガバナンスの開示に関する規定、監査役会報告書、およびコーポレート・ガバナンスに関する具体的な情報の一部をウェブサイトに掲載することが含まれます。

ii. アニュアルレポートにおけるコーポレート・ガバナンスに関する開示

欧州(「EU」)規制市場に上場している企業は、取締役報告書に「コーポレート・ガバナンスに関する声明」を含めることを規定した「Besluit inhoud bestuursverslag」にも従う必要があります。この声明は、取締役報告書に代えて会社のウェブサイトに掲載することができます。この声明に含まれる具体的な開示には、関連するコーポレート・ガバナンス・コードの適用、取締役会および監査役会の責任、株主の具体的な権利、財務報告に関する内部統制システムの主な特徴、買収防衛策および取締役会の多様性に関する方針に定義されているいくつかの具体的な開示が含まれます。

EU規制市場において債券を上場している大企業もまた、コーポレート・ガバナンスに関する声明を公表する必要がありますが、財務報告および取締役会の多様性に関する内部統制システムの主要な特徴を開示することに限定されています。

iii. 監査委員会の要件

上記に加え、いわゆる OOBs (EU 規制市場に上場している企業、銀行、保険会社) は、監査委員会を設置する必要があります。監査委員会を別途設置しない場合は、監査委員会に対して法的に定められた役割と任務を監査役会全体に割り当てる必要があります。

iv. 取締役会の多様性

オランダの大企業は、少なくとも 30% の女性取締役会メンバーと 30% の女性監査役会メンバー構成を目指すことが期待されています。これらの多様性の基準を満たしていない場合、会社はアニュアルレポートにこの基準を満たしていない旨の具体的な開示と会社の将来の取締役会多様性方針を含めることが要求されます。さらに、EU 規制市場で上場株式や上場債券を持つ大企業も、取締役会の多様性に関する方針 (目的・実施・結果) を開示する必要があります。

v.1 階層と 2 階層構造

オランダ企業は、1 階層 (取締役会) と 2 階層 (取締役会と監査役会) 構造を選ぶことができます。

vi. 監査法人の強制ローテーションと監査人の独立性

監査法人のローテーションの義務付けに関する欧州の法律は、オランダの OOBs に適用され、このような OOBs は、監査法人を 10 年ごとに変更することが求められています。オランダでは、財務諸表監査に加えて、外部監査人が監査クライアントに提供できる非監査証明業務について、具体的な細則が適用されています。

vii. 非財務情報

EU の法律は、オランダの会社法に組み込まれており、従業員 500 人以上の大規模上場企業等 (OOBs) に対して、社会および環境課題の運営と管理の方法に関する特定の情報を取締役報告書に開示することを求めています。

- ・ 企業のビジネスモデルに関する説明
- ・ 以下の特定のテーマに関する方針、結果及び主要なリスク
 - 環境保護
 - 社会的責任と従業員の待遇
 - 人権の尊重
 - 腐敗防止と贈収賄
- ・ 企業の事業に関連する非財務的な主要業績評価指標。

詳細は「Besluit bekendmaking niet-financiële informatie」を参照。■

2 アニュアルレポートに関する 要求事項



アニュアルレポートの作成、様式及び内容、提出及び監査要件に関する法的規定は、オランダ民法 Book 2, Part 9 に規定されています。本規定は、欧州議会・理事会指令 2013/34/EU (2013年7月19日発効)の要件を反映しています。加えて、欧州指令(会計モデルに関する法令)に準拠した貸借対照表および損益計算書の様式も示されています。その他の要求事項に関しては、オランダ会計基準、関連する判例、国際会計基準(IFRS)の定めに従う必要があります。

財務諸表の主要な要件としては、一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成され、会社の資本、財政状態および経営成績が、財務諸表利用者にとって必要かつ十分に開示されていることです。また、可能な限りで、会社の債務弁済能力及び資金の流動性を開示することも要求されています。

財務諸表は、EU-IFRS またはオランダ会計基準のいずれかに基づき作成されなければなりません。EU-IFRS の詳細については、第5章をご参照ください。この章では、特に明記されていない限り、オランダ会計基準の規程を中心に説明を行います。

これから続く各セクションでは、アニュアルレポートに関する、更なる重要な側面について説明します。ただし、この冊子で説明するのはあくまで制度の概要が中心であり、法令上の要求事項をすべて網羅して記載しているわけではない点にご留意ください。

2.1 アニュアルレポートの構成

アニュアルレポートは通常、次の3つの部分から構成されます。

- ・取締役報告書(「Director's Report」)
- ・損益計算書、貸借対照表、注記表及びキャッシュ・フロー計算書(大会社・中会社のみ)からなる財務諸表
- ・その他の情報(主に、独立監査人の監査報告書や利益処分に関する定款の定め等)

すべての企業に、会社規模に応じて、アニュアルレポートの作成・ファイリングの義務及び監査を受ける義務が課されています。当該会社規模の要件は、次章にて説明をしています。

i. 取締役報告書

取締役会は、取締役報告書を毎年作成します。このレポートは、財務諸表(以下のように定義される)の一部ではありませんが、財務諸表との整合性を保つ必要があります。取締役報告書は、株主総会の同意を条件として、オランダ語以外の言語でも作成することができます。

一般的に、取締役報告書には、以下の事項を含める必要があります(オランダ民法 Article 2:391)。

- ・財務諸表に含まれている、貸借対照表日の財政状態及び事業年度の経営成績に関して、真実かつ公正な見解を表明することが要求されています。当該取締役会の見解は、網羅的かつバランスのとれた分析に基づく必要があります(会社規模やグループの複雑性によって要求される分析の精度は左右されます)。
- ・取締役会が実施する分析には、財務的情報及び非財務的情報の双方を含める必要があります。例えば、環境的側面や人事的側面(これらの情報が財務諸表を正しく理解するために必要と認められる場合)等がこれに該当します。ただし、中会社に関しては、非財務的情報に関する説明義務は免除されています。
- ・事業活動上の主要なリスクやその不確実性に関する説明を行うことが要求されています(オランダ会計基準

400号「Jaarverslag」では、事業活動上のリスクや当該リスクの対応方針を記載するためのガイダンスが示されています。

- ・ 投資、資金調達、人員数、従業員の離職率等の将来予測に関する情報を盛り込む必要があります。その他の例として、以下の事項を開示することが想定されています。
 - 企業の研究開発活動
 - 財務諸表に反映されていない重要な事象の概要
 - 当期の取締役及び監査役の役員報酬の決定方針（公開会社は、民法第2条383bの規程への準拠が求められます。）
 - 保有する金融商品の概況、保有目的及びリスク管理方針（例えば、価格リスク、信用リスク、流動性リスク、キャッシュ・フロー・リスク等に関して）
- ・ 取締役会及び監査役会の男女構成比率及びその決定背景について言及する必要があります。

連結決算の場合には、取締役報告書は、企業グループ全体の活動内容について言及することが要求されています。オランダ会計基準400号に、取締役報告書に記載すべき内容について、さらに詳細に説明されています。

ii. 財務諸表

財務諸表は、一般的に、以下の書類で構成されます。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書
- ・ 財務諸表への注記表

なお、EU-IFRSに準拠した財務諸表には、損益計算書（包括利益計算書）に加えて、持分変動計算書及びその他の包括利益計算書（OCI）も含まれます。大企業の場合、オランダ会計基準上でも、包括利益計算書に準じた情報を財務諸表の注記として開示する必要があります。詳細に関しては、オランダ会計基準265号をご参照ください。また、企業グループの親会社は、各連結免除規程を適用しない限りにおいては、連結財務諸表及び個別財務諸表の作成が要求されています。

iii. その他の情報

取締役会は、以下の情報をその他の情報として、財務諸表及び取締役報告書と共に、アニュアルレポートに含めなければなりません。

- ・ 独立監査人の監査報告書
- ・ 監査報告書が添付されない場合は、その理由
- ・ 当期の利益処分の方針
- ・ 種類株式及び優先株式に関する詳細
- ・ 議決権制限株式に関する詳細
- ・ 支店の設立に関する詳細

その他の情報は、財務諸表及び取締役報告書の内容と整合してなければなりません。独立監査人は、監査報告書に以下の見解を記載しなければなりません。

- ・ 財務諸表は公正性及びかつ真実性を具備しているか否か
- ・ 財務諸表はオランダ法に適切に準拠しているか否か
- ・ 取締役報告書は財務諸表と整合しているか否か

株主は、監査の受託が必要とされている会社の財務諸表を、監査報告書の添付なしで承認することは認められていません。ただし、監査報告書の提出が困難である点及び当該理由が法的要件を満たしている点その他の情報で説明されている場合はその限りではありません。

2.2 会社サイズに関する規程

オランダ法人（EU で批准された国際会計基準（以下、「EU-IFRS」）を採用する企業を除く）は、取得原価ベースの総資産、純売上高、平均従業員数の3つの基準に基づき、「小規模会社」、「小会社」、「中会社」または「大会社」のいずれかの会社規模に分類され、それぞれの会社区分ごとにアニュアルレポートの作成義務及び法定監査の要否が定義されています。これらの要件は、後述する連結財務諸表免除要件を満たす会社を除き、オランダ会社を親会社とする連結ベースで判定する必要があります。

i. 会社規模による分類

会社規模の分類は、以下の要件に基づき、決定されます。

- ・ 総資産、純売上高、平均従業員数のうち、2項目以上が下記表の要件を満たす場合
- ・ 2期連続して、当該要件を満たす場合

なお、EU-IFRS に基づきアニュアルレポートを作成する場合には、規模的な要件に関わらず「大会社」区分に分類される点に留意が必要です。

ii. 純売上高

この判定に使用される売上高は、通常、損益計算書に表示されている売上高の金額が使用されます。当該売上高は、値引、ディベート、その他販売税を控除した後の、財またはサービスの対価と定義されています。会計期間が1年超または1年未満の場合は、評価基準額を企業の会計期間に合うように比例調整されます。たとえば、9ヶ月しか会計期間がない場合には、小会社の売上高の基準額は、9百万ユーロ（12百万ユーロ × 9/12）に調整されます。

iii. 総資産

この判定に使用される総資産は、通常、貸借対照表に表示されている総資産額が使用されます。当該総資産は、取得原価主義に基づき算定された資産額によって算定されるため、資産の取得または製造に基づかない再評価差額等は判定上は除外される必要があります。

iv. 平均従業員数

平均従業員数の計算は、パートタイムかフルタイムにかかわらず、会社またはグループ会社と雇用契約を結んでいる従業員に基づいており、フルタイムベースで再計算されます。従業員数を週ごとに計算し、週ごとの数値を加算して、合計を会計期間の総週数で割ることにより、1年以上または1年未満の会計期間の平均を計算することができます。

v. 新しく設立された会社

新しく設立された会社は、最初の会計期間の貸借対照表日を基準日として、3つの評価基準のうち少なくとも2つを満たしているか否かにより会社規模の判定が行われます。その翌事業年度から、2年間の連続要件が適用されます。

vi. グループファイナンス会社及び中間持株会社

会社規模の区分に関して、金融機関および中間持株会社に関する判定方法がしばしば議論に上がります。金融機関及び中間持株会社は、通常他の事業活動に従事していないことから、従業員が極少数またはゼロであり、その一方で、総資産価額が大きく膨らんでいることが多く見られます。この結果、会社規模区分の判定における評価の焦点は、売上高の判定基準へ向けられます。詳細は、オランダ 2:377 section 6、及び、オランダ会計基準 270 号 201 項を参照してください。

	小規模会社	小会社	中会社	大会社
純売上高 (単位：百万€)	< 0.7	> 0.7 かつ < 12	> 12 かつ < 40	> 40
総資産 (単位：百万€)	< 0.35	> 0.35 かつ < 6	> 6 かつ < 20	> 20
平均従業員数 (人)	< 10	> 10 かつ < 50	> 50 かつ < 250	> 250

実務的には、グループファイナンス会社は、グループファイナンスから生ずる利息収入を、損益計算書上、収益（売上高）ではなく、その他営業外損益の「利息収益及び費用」に分類するのが一般的です。この結果、そのような会社は、売上高基準及び平均従業員数基準に基づき、「小会社」と判定されます。このような判定結果は特定の状況では容認される可能性もありますが、基本的に利息収入の分類区分はその会社の実態に応じて判断がなされなければなりません。たとえば、営業目的として専ら第三者と取引しているような金融会社は、金融サービスとしての対価を構成する利息収入を、会社規模区分の判定上、売上高として分類する必要があります。

同様に、中間持株会社においては、投資を通じた収益は、損益計算書上「投資損益」の項目に一般的に分類されるため、「売上高」には分類されません。このため、中間持株会社は、平均従業員数基準と売上高基準の双方の観点から、「小会社」に通常分類されます。しかし、中間持株会社は、その実態に鑑み、総資産、売上高、平均従業員数の計算を中間持株会社を頂点とする連結ベースで行うよう要求されています。ただし、中間持株会社が、オランダ民法 Article 2:408 に定義されている「中間持株会社の連結免除規程」を利用する場合においては、当該連結ベースでの判定は必要ありません。詳細については、第 4 章で説明します。オランダでは、実務的に、多くの中間持株会社がこの連結免除規程を利用しています。

2.3 帳簿の保管と財務諸表の作成

会社は、会社の財政状態をいつでも把握できるように十分かつ適切に会計記録を保持する必要があります。記録を保管する期間に関しては税法をはじめ、さまざまな法規制があります。会計記録は最低 7 年間の保管が一般的には推奨されますが、法的にはオランダ企業は会計記録を保持する義務はありません。ただし、税務上の理由から、会計記録は要求に応じて利用可能にしておく必要があります。

原則として、すべての会社が財務諸表を作成しなければなりません。その作成準備は、取締役会の責務です（NV の場合はオランダ民法 Article 2:101.1、BV の場合は

オランダ民法 Article 2:210.1 を参照）。これらの財務諸表は、会社の株主によって承認される必要があります（オランダ民法 Articles 2:101.3 及び Articles 2:210.3 を参照）。その後、財務諸表はオランダ商工会議所にファイリングされ、公衆縦覧されます。財務諸表の承認日付は、ファイリングされた財務諸表のコピーに記載する必要があります（オランダ民法 Article 2: 394）。上場企業（金融商品取引法下で規制市場での株式売買が認められている企業）は、オランダ証券取引当局に財務諸表を提出しなければなりません。

i. 作成言語

アニュアルレポートは、必ずしもオランダ語で作成して提出する必要はありません。アニュアルレポートを他の言語で作成することも、株主総会で決定された場合に限り認められています（オランダ民法 Article 2:362.7 及び 2:391.1）。ただし、作成はオランダ語、英語、ドイツ語又はフランス語によってのみ行うことができるとされています。

ii. 通貨

企業は、ユーロ建ての会計記録を保持しなければならないという特別な要件はありません。実務的に、企業は、機能通貨等、ユーロ以外の通貨で会計記録を維持したいと考えるケースも多くみられます。ただし、法人税の確定申告書はユーロベースで作成することが原則要求されています。

この問題は、機能通貨とユーロの二重帳簿の作成により解決することができます。機能通貨で記録された取引は、取引日の為替レートでユーロ元帳に記録するのが理想的です。ただし、実務的には二重元帳の維持は煩雑であり、すべての企業に当該手続を適用するのは現実的ではありません。このような場合は、通常月末にユーロ元帳を更新するだけでも対応することが可能です。また、特定の状況下では、企業は機能通貨による法人税の確定申告書を提出することも可能であり、この場合はユーロ建ての会計記録を保持する必要はありません。

企業の事業活動または企業グループの国際的構造の実態と整合している場合に限り、財務諸表をユーロ以外の通貨で表示することができます。この場合、実務的には、企業は自社の機能通貨により財務諸表を作成します。発

行済株式の通貨が機能通貨と異なる場合には、株式資本の金額を貸借対照表日時点の為替レートで機能通貨に換算する必要があります。この換算の結果生じる為替差額は、利益剰余金勘定に認識しなければなりません。

iii. 財務諸表の署名及び承認手続

取締役会は財務諸表の作成に責任を負いますが、それ以降の手続は会社が監査役会を設置しているか否かにより異なります

・ 監査役会設置会社

会社が監査役会を設置した場合、取締役会及び監査役会のすべてのメンバーが、財務諸表の原本に署名しなければなりません。署名が欠落している場合は、その理由を記述する必要があります（オランダ民法 Articles 2:101.2 及び 2:210.2）。なお、取締役報告書またはその他の情報に関しては署名することは法的に要求されていません。

財務諸表の写しについては、取締役会及び監査役会のメンバー全員の氏名を記載すれば足りません。ただし、原本に署名が欠けている場合には、その理由をすべての写しに対して記載しなければなりません。

監査役会は、取締役会が作成した財務諸表を査閲した上で、株主総会に提出して承認を求めなければなりません。法定監査が必要とされる場合は、独立監査人の監査報告書が添付されない点に正当な理由がある場合を除き、監査報告書が添付されるまでは財務諸表の承認を行うことが法的に認められません。

・ 監査役会非設置会社

手続は基本的に上記と同じですが、財務諸表にはすべての取締役が署名するだけで足りません。その後、取締役会が自ら財務諸表を株主総会に提出し承認を求めます。

2.4 アニュアルレポートのファイリング

取締役会は財務諸表のファイリングに関しても責任を負います。なお、アニュアルレポートに含まれている取締役報告書、監査報告書および支店情報の詳細に関しては、商工会議所にファイリングする法的義務はありません。ただし、これらの書類は登記上の本社事務所に保管し、商工会議所を通じて開示請求がされた場合にはその写しを提供しなければなりません。しかし、実務的にはオランダにあるほとんどの企業が、取締役報告書等を含んだ形でのアニュアルレポートを商工会議所にファイリングしています。

i. タイムテーブル

取締役会は、オランダ民法 Article 2:394 に掲載されているタイムテーブルに基づき財務諸表をファイリングする義務及び責任が課されています。これに対して、株主総会は財務諸表の作成及びファイリング期間の延長を決議することもできます。なお、上場企業の場合には、上場している証券市場の要求に応じた異なるタイムテーブルに従う必要がある点にご留意ください。

必要なアクション	原則的な取り扱い	延長オプション	延長のための要求事項
財務諸表の作成	決算日後 5 ヶ月以内	5 ヶ月の延長が可能。最大の作成期間は決算日後 10 ヶ月	合理的理由が存在し、かつ株主総会での承認が必要（議事録に残す）
商工会議所への財務諸表のファイリング	株主総会承認後 8 日以内。ただし、財務諸表の作成後 2 ヶ月を超えてはならない（財務諸表が株主総会で承認されているか否かに関わらず）。	仮に財務諸表作成を決算日後 10 ヶ月に延長した場合、商工会議所へのファイリング期限は、決算日後、12 ヶ月以内。	-

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
取締役会による財務諸表作成 期限						期末日後 5 ヶ月以内 期日：20XX 5 月 31 日						
延長オプションの適用（株主 総会の承認が必要）	プラス 5 ヶ月の延長 期日：20XX 10 月 31 日											
株主総会での承認及びファイ リング	財務諸表作成後 2 ヶ月以内に株主総会で承認。総会承認後 8 日以内に商 工会議所にファイリング。ただし期末日後 12 ヶ月以内。 期日：20XX 12 月 31 日											

上記にて、財務諸表作成からファイリングに至るまでのタイムテーブルが示されています。このタイムテーブルは、決算日が 12 月 31 日 (20 X 0 会計年度) の企業を基準として作成されています。

ii. 株主承認を経ない財務諸表のファイリング

株主総会での財務諸表の承認を法的に強制することはできません。実務的に財務諸表の承認は、法的な財務諸表の作成期間の終了後（期末日から 7 カ月以内、または株主が延長承認を行った場合は 12 カ月以内）、2 ヶ月以内に行われる必要がありますが、それが困難な場合は、株主承認が未了の財務諸表は商工会議所に提出されなければなりません。この場合、ファイリングされる財務諸表上で、当該財務諸表は株主総会において未承認である旨を明記する必要があります（オランダ民法 Article 2: 394.2）。

財務諸表が株主承認されない場合、以下の影響が実務的に想定されます。

- ・ 取締役の解任決議の無効化
- ・ 利益分配決議の無効化
- ・ 自己株式の取得制限（事業年度から 6 カ月間以上経過した場合）
- ・ 次年度以降の財務諸表の作成が法的に制限される点

iii. 財務諸表作成及びファイリングに係る法令違反に対する罰則

財務諸表の作成及びファイリングに関する法令順守が、取締役会または監査役会により適切に行われなかった場合には、これは該当する会社役員個人の法令違反であるとみなされます。当該違反に関連して役員に科される最高刑は、罰金および 6 カ月以内の禁固刑です。

法令順守が行われていない状態で、仮に会社が倒産した場合には、その社会的影響は重大であると考えられます。また、財務諸表の作成およびファイリングに関する法令の遵守が行われないうまま会社が事業清算手続を開始した場合には、会社役員は善管注意義務を適切に果たしていないとみなされ、事業清算から生じるいかなる損失に対して、個人的な責任を負わされる可能性があります。

iv. 「小規模会社」「小会社」「中会社」における免除規程

会社サイズが「小規模会社」「小会社」「中会社」に分類される企業は、財務諸表の作成及びファイリングに関する免除規程を利用することができます。例えば、「小会社」であれば、簡易版の貸借対照表及びそれに対する注記表を作成及びファイリングするだけで足りる。免除規程の適用は、株主の事前承認等は必要とされていません。ただし、株主総会は、免除規程が適用される事業年度の開始後 6 ヶ月以内であれば、当該免除規程を利用しないことを決議することもできます。

なお、ファイリングに関する免除規程に関する議論に先立ち、財務諸表の作成とファイリングの区別を適切に理解することが重要です。

財務諸表の作成に関する免除規程

財務諸表は、企業の株主が承認するために、企業の取締役会が作成しなければなりません。この目的のために取締役会により作成される財務諸表は、「小規模会社」「小会社」「中会社」の場合、免除規程の対象となる場合があります。

財務諸表のファイリングに関する免除規程

企業の財務諸表の公衆縦覧は、商工会議所にこれらの財務諸表をファイリングすることによって行われます。民法に基づき、「小規模会社」「小会社」「中会社」の場合、商工会議所にファイリングされる財務諸表に対していくつかの免除規程を適用することができます。その結果、商工会議所にファイリングされた財務諸表は、株主承認のために株主に提示された情報に比べて、提供される情報量が異なっているケースが実務的には起こりえます。

「小規模会社」「小会社」「中会社」に適用される免除規程は以下の表のとおりです。

2.5 財務諸表の雛形

オランダ民法 Book 2, Part 9 には、財務諸表の雛形に関する詳細な要件が記載されています。オランダ民法 Book 2, Part 9 には、特に貸借対照表及び損益計算書の雛形を含むモデル勘定に関する規則により補足されています。本規則は小規模会社には適用されません。

このコードでは、キャッシュ・フロー計算書の雛形は規定されていません。オランダ会計基準は、フォーマットを規定し、追加的なガイダンスを提供しています(オランダ会計基準 360 号)。

財務諸表の作成に関する免除規程

	小規模会社	小会社	中会社	大会社
取締役報告書	完全免除	完全免除	免除なし	免除なし
貸借対照表	部分的免除	部分的免除	免除なし	免除なし
損益計算書	部分的免除	部分的免除	部分的免除	免除なし
キャッシュ・フロー計算書	完全免除	完全免除	免除なし	免除なし
財務諸表の注記表	完全免除	部分的免除	部分的免除	免除なし
その他の情報	完全免除	完全免除	免除なし	免除なし

財務諸表のファイリングに関する免除規程

	小規模会社	小会社	中会社	大会社
取締役報告書	完全免除	完全免除	免除なし	免除なし
貸借対照表	免除なし	免除なし	免除なし	免除なし
損益計算書	完全免除	完全免除	部分的免除	免除なし
キャッシュ・フロー計算書	完全免除	完全免除	免除なし	免除なし
財務諸表の注記表	完全免除	部分的免除	部分的免除	免除なし
その他の情報	完全免除	完全免除	部分的免除	免除なし

i. 利用可能な財務諸表の雛形

財務諸表の雛形として、以下に示す形式を選択することができます。

- ・ 貸借対照表：「報告式」または「勘定式」
- ・ 損益計算書：「費用性質法」（原材料費、人件費等、費用の性質に基づき表示する方法）または「費用機能法」（売上原価、一般管理費等、支出が関連する機能に基づき表示する方法）

当該規則は、小計欄の挿入等の柔軟性は認めているものの、表示する勘定科目の順序の変更は認められていない点に留意が必要です。

一度選択された財務諸表の雛形は、その後も継続して適用されなければなりません。正当な理由による表示形式の変更は容認されていますが、その場合は変更理由を合わせて開示する必要があります。また、比較年度の数値も新たな表示形式に基づき再表示される必要があります（オランダ民法 Articles 2:363.4 及び 2:363.5）。

注記表が開示されている財務諸表項目には、注記表にある注記番号をリファレンスとして付すことが要求されています（オランダ会計基準 300 号 104 項）。また、注記表の順序は、財務諸表本表の序列に従って作成される必要があります（オランダ民法 Article 2:363.1）。金額的重要性の低い勘定科目同士を合算して表示することは認められていますが、一方で、雛形で定められた勘定科目同士を相殺表示することは原則認められていません（オランダ民法 Articles 2:363.2 及び Articles 2:363.3）。

ii. 貸借対照表

企業間の貸借対照表の比較可能性を保つ観点から、本規則では貸借対照表の開示項目を以下分類に基づき行うよう要求しています。次頁の貸借対照表の雛形も合わせてご参照ください。

- ・ 大文字のアルファベット (A、B、C…)
- ・ ローマ数字 (I、II、III…)
- ・ アラビア数字 (1、2、3…)

貸借対照表の雛形上、アラビア数字が割り当てられている勘定科目に関しては、不必要に詳細な開示を防止するために、個々の金額的重要性や財務諸表利用者の意思決定に与える影響等を踏まえて、適宜合算して表示することも認められています。

ただし、当該合算表示が認められるのはアラビア数字が割り振られた貸借対照表項目のみである点に留意してください。ローマ数字が割り当てられている貸借対照表項目は、当年度及び比較年度末の残高がゼロである場合を除き、原則開示を省略することはできません。アラビア数字が割り振られた貸借対照表項目をできる限り合算表示する一方で、注記表に当該貸借対照表科目レベルの明細表を開示する方法も実務的に認められています。

iii. 損益計算書

損益計算書に係る注記表の順序は、損益計算書上の勘定科目の序列と整合している必要があります。この際に、注記表にて開示される勘定明細の小計額は、損益計算書本表の開示金額と一致していなければなりません。EBITDA 等の会計基準で公式に定められていない指標名は、損益計算書上では使用が認められていません。ただし、取締役報告書等、会社の事業報告を行うセクションにおいては、これらの指標名の使用も可能です。

iv. 財務諸表の所定の雛形

「小会社」「中会社」は簡易的な要約財務諸表の作成及びファイリングが認められていますが、当該要約財務諸表の様式や雛形も法令上で定められています。以下表に、「小会社」「中会社」「大会社」別に利用可能な様式をまとめていますので、合わせてご参照ください。財務諸表様式に関する法令の第 8 条では、その他開示が必要な情報は注記表に開示を行うことができると定められています（財務諸表の本表は認められていません）。

財務諸表の作成に関する様式のまとめ

会社サイズ	貸借対照表の様式	損益計算書の様式
大会社	A または B	E または F
中会社	A または B	E または F (財務諸表様式に関する法令) I または J (オランダ民法 Article 2:397.3)
小会社	C または D (A または B も利用可能)	E または F (財務諸表様式に関する法令 当規程) I または J (オランダ民法 Article 2:396.4)
小規模会社	規程なし *1	規程なし *1

* 1 財務諸表様式に関する法令では、小規模会社のモデルは含まれていません。当法令では、貸借対照表及び損益計算書の雛形は、それぞれオランダ民法 Article 2:395a section 4 と Article 2:395a section 5 に定められています。

法令の第 8 条によれば、必要な項目の一部を貸借対照表や損益計算書の本表ではなく注記に含めることが可能です。

財務諸表のファイリングに関する様式のまとめ

会社サイズ	貸借対照表の様式	損益計算書の様式
大会社	A または B	E または F
中会社	A または B *3	I または J
小会社	C または D	規程なし *2
小規模会社	規程なし *1	規程なし *2

*1 財務諸表様式に関する法令では、小規模会社のモデルは含まれていません。当法令では、貸借対照表及び損益計算書の雛形は、オランダ民法 Article 2:395a section 4 と Article 2:395a section 5 に定められています。

*2 小会社及び小規模会社は、損益計算書のファイリングは要求されていません。

*3 中会社では、様式 A と様式 B の一部の項目は、ファイリング上は省略して表示することも認められています (オランダ民法 Article 2:397.5)。

上記の各様式の特徴を以下表にてまとめています。

様式	財務諸表名	特徴
A	貸借対照表	詳細版の報告式
B	貸借対照表	詳細版の勘定式
C	貸借対照表	要約版の報告式
D	貸借対照表	要約版の勘定式
E	損益計算書	費用性質法
F	損益計算書	費用機能法
I	損益計算書	要約版の費用性質法
J	損益計算書	要約版の費用機能法

貸借対照表モデルB (資産サイド)

貸借対照表

資産

A. 固定資産

I. 無形固定資産

1. 設立費及び株式発行費
2. 開発費
3. 利権、ライセンス及び知的財産
4. のれん
5. 前払無形固定資産

II 有形固定資産

1. 土地及び建物
2. 工場及び機械設備
3. その他の固定資産
4. 建設仮勘定
5. 遊休資産

III 金融資産

1. 関係会社株式
2. 関係会社向け債権
3. その他の投資持分
4. その他投資持分向け債権
5. その他投資
6. その他債権

B. 流動資産

I. 在庫

1. 材料及び消耗品
2. 仕掛品
3. 製品
4. 前払費用

II 売掛債権

1. 売掛金
2. 関係会社売掛金
3. その他投資持分及び少数株主向け債権
4. その他売掛金
5. 払込資本に対する未収入金
6. 前払金及び未収収益

III 有価証券

IV 現預金

合計

貸借対照表モデルD (負債サイド)

純資産及び負債

A. 純資産

I. 資本金

II. 資本準備金

III. 再評価差額金

IV. 法定準備金

1. 法定準備金
2. 定款に基づく準備金

V その他剰余金

VI 利益剰余金

B. 引当金

1. 退職給付引当金
2. 繰延税金負債
3. その他

C. 固定負債

1. 転換社債
2. その他社債及びプライベートローン
3. 長期借入金
4. 長期前受金
5. 長期買掛金
6. 長期為替手形及び小切手
7. 関係会社向け長期債務
8. その他投資持分に対する長期債務
9. 長期未払税金及び未払社会保険料
10. 長期未払退職給付
11. その他長期負債
12. 長期未払費用及び繰延収益

D. 流動負債

1. 転換社債
2. その他社債及びプライベートローン
3. 短期借入金
4. 前受金
5. 買掛金
6. 為替手形及び小切手
7. 関係会社向け債務
8. その他投資持分に対する債務
9. 未払税金及び未払社会保険料
10. 未払退職給付
11. その他負債
12. 未払費用及び繰延収益

合計

損益計算書 モデルE

損益計算書

純売上高

製品及び仕掛品在庫の期中増減
自社保有の固定資産に関して資産化された生産コスト
その他の収益

営業収益合計

材料費及び消耗品費
外注費用
賃金及び給与
社会保険料
無形及び有形固定資産に関する減価償却費
無形及び有形固定資産に関するその他の価値の変動
流動資産に関する減損
その他の影響費用

営業費用合計

投資資産からの収益
その他の利息収益
投資資産の時価評価損益
利息費用

税引前利益

法人税等
投資持分から生じる損益

税引後利益

損益計算書 モデルF

損益計算書

純売上高

売上原価

売上総利益

販売費
一般管理費

費用合計

営業利益

その他の営業収益
投資資産からの収益
その他の利息収益
投資資産の時価評価損益
利息費用

税引前利益

法人税等
投資持分から生じる損益

税引後利益



貸借対照表 モデルD

貸借対照表

資産

A. 固定資産

- I. 無形固定資産
- II. 有形固定資産
- III. 金融資産

B. 流動資産

- I. 在庫
- II. 売掛金、前払金及び未収収益
- III. 有価証券
- IV. 現預金

合計

負債

A. 純資産

- I. 資本金
- II. 資本準備金
- III. 再評価差額金
- IV. 法定準備金
- V. その他準備金
- VI. 利益剰余金

B. 引当金

C. 固定負債

D. 流動負債、未払費用及び繰延収益

合計



2.6 財務諸表に関する注記

i. 開示

当セクションでは、大会社及び中会社の貸借対照表及び損益計算書に対する主な注記事項について説明します。なお、あくまで代表的な注記事項の説明を行っているため、すべての必要な注記事項が網羅的かつ詳細に記載されているわけではない点にご留意ください。なお、開示数値の妥当性（測定）に関する基準や原則については、この後に続く第3章を参照してください。

注記事項の中には、どのような企業においても重要であると思われる項目があり、これらの注記は省略することができません。株主資本等変動計算書（オランダ民法 Article 2:378）、平均従業員数（オランダ民法 Article 2:382）、役員報酬（オランダ民法 Article 2:383）が代表的な必須開示項目です。

ii. 大会社における開示に関する要求事項

大会社の財務諸表上で開示が必要な注記事項の概要について、これから説明をします。繰り返しになりますが、あくまで代表的な注記事項の説明を行っているため、すべての必要な注記事項が網羅的かつ詳細に記載されているわけではない点にご留意ください。注記項目の網羅性及び法令への準拠性を確かめたい場合は、オランダ会計基準及びそれに関連するガイダンスを参照する必要があります。

会計方針に関する開示

これから説明する注記事項に加えて、財務諸表の作成にあたって適用される会計方針の要約を注記事項として記載しなければなりません。これには、一般的に次の項目が含まれます。

- ・ 主要な資産科目及び負債科目の測定に関する会計方針（例えば、取得原価主義が適用されているか否か）
- ・ 外貨換算方法
- ・ 固定資産の減価償却方法
- ・ 連結決算に関する会計方針

貸借対照表に対する注記

a. 無形固定資産、有形固定資産及び金融商品は、貸借対照表の本表に表示しなければなりません。また、投資不動産（賃料収入またはキャピタルゲインを得ることを目的として保有する不動産）については、その特殊性に鑑み、区分表示する必要があります。オランダ民法 Article 2:368 では、固定資産の種類ごとに、取得価額及び減価償却累計額の会計年度中の増減を開示するよう要求しています。主に以下の項目を当該増減表で開示するのが一般的です。

- ・ 期首帳簿価額
- ・ 当期取得額及び当期処分額の合計
- ・ 再評価差額
- ・ 減価償却費、減損損失、減損損失の戻入れ
- ・ 期末帳簿価額

これに加えて、再評価差額の累計額、減価償却費及び減損損失の累計額を別途注記として開示する必要があります。

当期発生した減損損失、譲渡制限のある固定資産がある場合には、別途開示を追加する必要があります（オランダ民法 Articles 2:387.4 及び 2:387.5 項）。また、減価償却方法、減価償却率、その他の詳細に関してもオランダ会計基準に基づき開示する必要があります。詳細は関連するオランダ会計基準を参照してください。

- ・ 無形固定資産：オランダ会計基準 第 210 号
- ・ 有形固定資産：オランダ会計基準 第 212 号
- ・ 投資不動産：オランダ会計基準 第 213 号
- ・ 金融固定資産：オランダ会計基準 第 214 号

b. 金融商品に関する注記

会社が議決権の 20% 以上を保有している投資有価証券に関して、すべての会社持分の詳細を注記しなければなりません。必要な注記事項は次のとおりです。

- ・ 投資先企業の名称
- ・ 投資先企業の住所
- ・ 会社が保有する持分割合

加えて、以下の場合を除き、投資先の直近の財務諸表の純資産額と当期純利益も合わせて開示しなければなりません。

- ・ 投資先企業の財務諸表が会社により連結されている場合
- ・ 投資先企業の財務諸表が持分法を通じて会社に連結されている場合
- ・ 投資先企業の財務的重要性がないため、連結していない場合
- ・ 連結免除規程（オランダ民法 Article 2:408）を利用しているため、連結していない場合
- ・ 投資額自体に金額的重要性がない場合
- ・ 投資先の発行済株式の 50% 未満しか保有していない場合で、かつ、投資先が法的に貸借対照表を発行することが要求されていない場合

会社を含む企業グループを統括する親会社の名称及び住所も、当該注記で開示する必要があります。当該注記は、親会社の財務諸表で当社に対する投資情報が開示されるか否かに関わらず、行う必要がある点にご留意ください（オランダ民法 Article 2:379）

c. オランダ会計基準 220 号に、棚卸資産に関する必要な注記事項が記載されているため、ご参照ください。

d. 1 年後に期日が到来する債権の情報は開示されなければなりません。なお、債権を流動資産または固定資産として分類するか否かの判断は、その債権が営業目的の継続的取引より生じたものか否かにより判断される必要があります、その債権の弁済期日には依拠すべきではない点にご留意ください

次に示す債権等は、財務諸表上区分表示する必要があります（オランダ民法 Article 2:370）。

- ・ 営業債権
- ・ 関係会社に対する債権
- ・ 親会社に対する債権
- ・ 増資に対する株主からの未受領金
- ・ その他の債権及び前払費用

e. 上場会社の有価証券、グループ会社の株式、譲渡制限付有価証券に関しては、その投資額の総額を開示しなければなりません。金融商品が時価評価されない場合には、時価情報も開示する必要があります（オランダ民法 Article 2:381b.a）。

f. 処分に制限のある現金（定期預金等）は、注記事項として開示されなければなりません（オランダ民法 Article 2:372）。

g. 流動負債には、1 年以内に返済期限が到来するか、または満期には満たないものの 1 年以内に支払われると見込まれる金額を含める必要があります。また、負債総額に対しては、5 年後に返済期限が到来する金額を開示する必要があります。もし負債の担保に供されている資産等があれば、当該情報もすべて開示する必要があります。劣後債務があれば、それに関するすべての情報を開示しなければなりません。1 年後に満期を迎える債務に関しては、適用される金利情報を開示しなければなりません。

次に示す負債等は、財務諸表上区分表示する必要があります（オランダ民法 Article 2:375）。

- ・ 転換社債
- ・ 金融機関に対する借入金
- ・ 前受金
- ・ 支払小切手
- ・ 支払手形
- ・ 関係会社に対する債務
- ・ 税金及び社会保険料の未払金
- ・ 退職給付債務
- ・ その他の負債

h. 引当金は種類別に表示し、少なくとも次のように分類して表示する必要があります。

- ・ 退職給付引当金
- ・ 税金
- ・ その他

引当金は、引当金が短期か長期かを財務諸表本表で示すとともに、注記にてその詳細について説明する必要があります。詳細な要求事項に関しては、オランダ会計基準第 252 号及びオランダ民法 Article 2:374 をご参照ください。

i. 株主資本

株主資本等変動計算書は、注記の一部として開示されなければなりません。

開示されるべき主な項目は、資本金、法定準備金、資本剰余金、利益剰余金、再評価準備金、その他法定準備

金（種類別表示が必要）です。当該注記は、3つの必須開示項目（オランダ民法 Article 2:363.3）の1つでもあります。なお、その他の法定準備金の代表例としては、資産計上される開発費または開業費に対する法定準備金（オランダ民法 Article 2:365.2）等が該当します。

財務諸表は、当期純利益の利益処分案の決定前または決定後のいずれの場合でも作成することが認められています。利益処分案の決定前に財務諸表を作成する場合は、当期純利益は株主資本に独立した勘定科目として表示する必要があり、繰越利益剰余金の中に含めることはできません（財務諸表様式に関する法令 第11条）。利益処分案の決定後に財務諸表を作成する場合は、配当提案額を未払配当金として負債または純資産の部に区分して表示することも認められています（オランダ会計基準 160号 208項）。なお、貸借対照表の見出しは、貸借対照表が利益処分案の決定前または決定後のいずれの状況下で作成されているのか否かについて明記しなければなりません。

発行済株式及び払込済資本については、以下の事項を具体的な開示することが要求されています（オランダ民法 Article 2: 378）。

- ・ 発行済株式総数
- ・ 株式の取得及び処分
- ・ 取得した自己株式
- ・ 担保に供されている株式

j. 貸借対照表に反映されていない重要な偶発事象やコミットメントは、その性質や金額情報を開示しなければなりません（オランダ民法 Article 2:381.1）。また、偶発事象とコミットメントは、その解消時期に応じて、1年以内、1～5年、5年超に区分して金額情報を注記する必要があります。

k. 関連当事者との取引

重要な関連当事者との取引で、独立企業原則（当該市場で取引される条件）に基づかない取引があれば、開示しなければなりません。当該開示には、取引金額及び関連当事者との関係も含まれます（オランダ民法 Article 2: 381.3）。

l. 上記の要件に加え、会社は、重要な後発事象（オランダ民法 Article 2:380a）、法定登録番号、商工会議所における登録番号（オランダ民法 Article 2:380b）、利益処分案（オランダ民法 Article 2:380c）、利益配当証明書および類似する権利の総数（オランダ民法 Article 2:380d）を開示する必要があります。

損益計算書に関する注記

a. 売上高の分析（オランダ民法 Article 2:380）

- ・ 事業別売上高
- ・ 地域別売上高

b. 次の通り示す人件費

- ・ 賃金及び給与
- ・ 年金費用
- ・ 社会保険料

平均従業員数と海外勤務の従業員数は必ず注記する必要があります。その数に重要性がない場合でも記載しなければなりません（オランダ民法 Article 2:382）。連結決算の場合は、連結損益計算書の注記事項として、グループ全体の総額を記載する必要がある点にご留意ください。また、従業員に新株予約権が付与されている場合、新株予約権の付与数、権利行使済及び未行使数、権利行使価格、付与条件、事業年度中の条件変更等、広範な開示が求められています。詳細は、オランダ会計基準 275号「株式報酬」を参照してください。

c. 取締役および監査役に支払った報酬額は、報酬の種類別に注記事項として開示しなければなりません。当該開示は、オランダ民法 Article 2:363.3で重要情報とされているため、省略することはできません。これに加えて、オランダ会計基準 275号に基づき追加開示が要求される場合もあります。ただし、役員報酬の開示が単一の自然人のみである場合には、個人情報保護の観点から注記開示が免除されています（オランダ民法 Article 2:383.1）。

会社から取締役または監査役に融資や各種保証が行われている場合は、その金額及び年度末残高、金利条件、返済条件等を詳細に開示しなければなりません。また、債権放棄した融資等がある場合には、開示しなければなりません（オランダ民法 Article 2:383.2）。

d. 独立監査人に対して会社が負担しているアニュアル

レポートに対する監査報酬、その他の監査報酬、税務業務に係る報酬、非監査業務に係る報酬は、注記事項として開示されなければなりません（オランダ民法 Article 2:383.2）。ただし、中会社は当該開示が免除されています。

iii. 中企業の開示要件

中会社は、要約版の損益計算書をファイリングすることが認められており、また、貸借対照表に関する一部の注記事項についても開示が免除されています。

中会社が作成しなければならない注記事項に関しては、財務諸表の作成及びファイリングの双方の観点から、次の通りまとめています。繰り返しになりますが、あくまで代表的な注記事項の説明を行っているため、すべての必要な注記事項が網羅的かつ詳細に記載されているわけではない点にご留意ください。注記項目の網羅性及び法令への準拠性を確かめたい場合は、オランダ会計基準及びそれに関連するガイダンスを参照する必要があります。

中会社における注記事項

大会社で開示が必要な注記事項のほとんどは、基本的に中会社でも同様に開示が必要になります。それでもなお、オランダ民法及びオランダの会計基準では、中会社に対する免除規程がいくつか定義されています。

・ 重要な会計方針に係る注記 / 貸借対照表に係る注記表

これらの注記には免除はなく、大会社と同レベルでの開示を行わなければなりません。

・ 貸借対照表に反映されていない偶発事象またはコミットメント

偶発事象またはコミットメントがある場合には、その性質及びこれらが設定されている目的及び背景について注記しなければなりません。ただし、中会社の場合、コミットメントの金額情報等の注記は省略することができます（オランダ民法 Article 2:397.6）。

・ 損益計算書

中会社は売上高の情報を本表上で省略開示することが認められています。この場合、損益計算書は売上高ではなく売上総利益からスタートすることになります（損益計算書の様式 I または様式 J を参照してください）。ただし、損益計算書の注記に関しては大会社と同レベルの記載が要求されており、また、売上高の注記に関しては前会計年度からの増減額を開示する必要があります（オランダ民法 Article 2:397.5）。

・ 関連当事者との取引

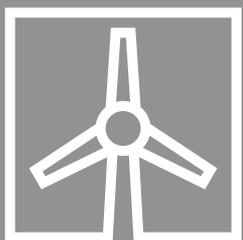
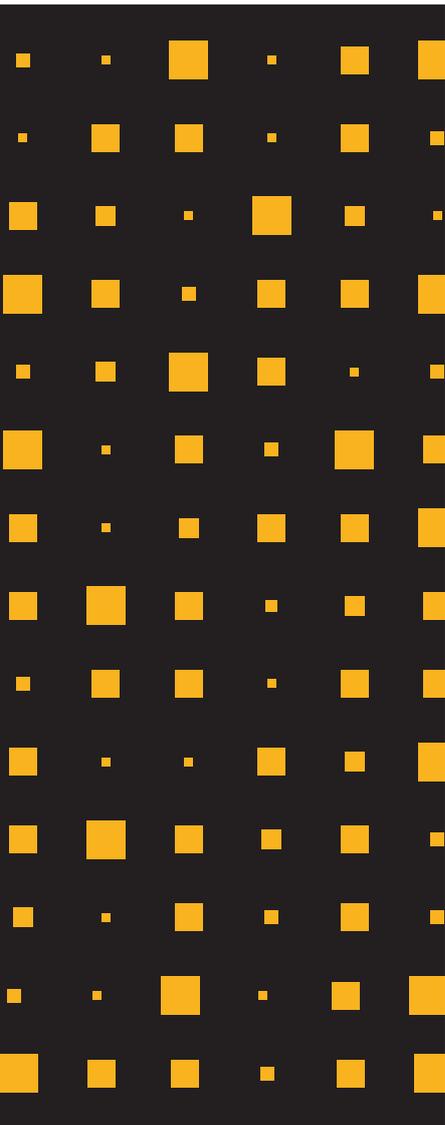
重要な関連当事者との取引で、独立企業原則（市場で取引される通常条件）に基づかない取引があれば、開示しなければなりません。中会社でかつ会社形態が BV である場合は、当該開示が免除されています（オランダ民法 Article 2:397.6）。

中会社においてファイリングで要求されている注記事項

ファイリング要件として中会社が財務諸表に注記すべき事項は、財務諸表の作成要件で必要とされる情報と基本的には同じです。例えば、重要な会計方針、引当金、株主資本、偶発事象及びコミットメント、重要な後発事象、損益計算書に係る注記事項に関しては、作成要件と全く同じ注記が要求されています。

財務諸表と共に開示される「その他の情報」にも同様の注記事項が要求されています。例えば、利益処分案、利益配当証明書および類似する権利の総数がこれに該当します。その他の注記事項に関しては、オランダ民法 Article 2:397.5 に基づき注記が免除されています。これは詳細なガイダンスに関係します。例えば、中会社は債権（オランダ民法 Article 2:370.2）及び債務（オランダ民法 Article 2:375.2）の残存期間の情報を個別に開示する必要はなく、合計で開示すれば足够了。 ■

3 オランダ会計基準において中核となる会計原則



オランダ法人のアンニュアルレポートの取り扱いを規定しているオランダ民法 Book 2, Part 9 では、資産・負債の測定原則と利益の定義について解説しています。この章では、主な条文の概要を説明します。

オランダ民法に加えて、オランダ会計基準審議会は、オランダ公認会計士協会 (NBA)、使用者団体および従業員団体 (VNO-NCW、MKB、CNV、および FNV)、投資家団体 (Eumedion および VBA) の代表者と共に、オランダ会計基準を公表しています。オランダ会計基準は、法律の解釈に関するより詳細な指針を提供しています。また、本基準は、民法が特に対象としていない会計分野についても規定しています。オランダ会計基準は、オランダの一般に公正妥当と認められた会計原則の重要な部分を構成しており、これは多くの判例で確認されています。この章では、オランダ会計基準がオランダ民法を明確にしている箇所について説明します。

オランダの法律では、上場企業は EU-IFRS を連結財務諸表に適用することが規定されています。その他のすべての企業も、EU-IFRS を年次報告書に採用することが認められています。オランダ法における IFRS の適用可能性については第 5 章で説明していますが、本冊子では IFRS の会計原則については扱っていません (その他の PwC 出版物、例えば IFRS 会計マニュアルを参照)。

3.1 一般原則

i. 真実かつ公正な見解 (適正表示)

オランダ民法 Article 362 は「真実かつ公正な見解」という用語を使用していませんが、財務諸表が一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成されることを要求しています。その結果、当該法人の純資産及び利益、並びに財務諸表の性質が許す限りにおいて、その支払能力及び流動性について、十分に根拠のある意見を形成することができます。

財務諸表が真実かつ公正な見解を示していることは、他の会計原則よりも重要です。オランダ民法 2 条 362 によれば、企業が民法の要求事項を遵守することにより、財務諸表が示す真実かつ公正な見解を損なうことになる場合には、民法の要求事項を逸脱しなければならないとされています。しかし、実際にはこのケースは極めて稀であり、仮に逸脱があった場合には、その理由、純資産及び利益への影響を開示する必要があります。さらに、法的要件以上の追加情報が、真実かつ公正な見解を示すために必要な場合には、財務諸表にこの追加情報を含

める必要があります。これは、オランダの財務報告フレームワークの原則に基づく特徴を強調しています。

ii. 会計の基本概念

オランダ民法は、財務諸表の基礎となる会計上の基本的な概念である収益費用対応の原則、保守主義の原則、継続性の原則及び継続企業の前提を示しています。

収益費用対応の原則 (オランダ民法 Article 362.5) は、収益及び費用が発生し、発生した又は発生したものとして認識され、相互にマッチングされ、それらが発生した期間に会計処理されることを要求しています。したがって、これが実際の現金収支を伴っているか否かは関係ありません。

保守主義の原則 (オランダ民法 Article 384.2) は、完全に実現されるまでは利益を認識しないことを要求しています。一方、(予想される) 損失は、決算日前の事象に起因して発生し、財務諸表作成前までに認識されたものに関しては、直ちに損失を認識する必要があります。継続性の原則 (オランダ民法 Article 384.6) は、ある

特定の期間から次の期間までの会計方針の継続性を要求しています。会計方針は正当な理由がある場合にのみ変更することができます。会計方針の変更理由は、前連結会計年度の修正再表示された数値を開示することにより、純資産及び利益に対する財務的影響とともに開示する必要があります。会計方針の変更については、3.4.iiを参照してください。

継続企業の前提 (オランダ民法 Article 384.3) の下では、資産及び負債の測定方法は、会社が予見可能な将来にわたって事業を継続するという前提に基づいて行うべきです。この継続企業の前提に疑義がある場合には、当該企業の純資産及び利益に対する影響とともに、財務諸表に開示されなければなりません。

iii. 取得原価

一般に、資産及び負債は、取得原価又は製造原価のいずれかである取得原価で測定されます。無形固定資産 (一定の条件下)、有形固定資産、特定の金融商品及び農業に関連する棚卸資産については、時価法による評価が認められています (Article 384)。現在価値には、現在価格、使用価値、市場価格 (公正価値とも呼ばれる)、並びに正味実現可能価格等、様々な種類の価値があります。ただし、再調達価格 (「vervangingswaarde」) による評価は認められていません。小規模会社は、上記の資産区分に現在価値法を適用することができますが、そのうち市場価格を適用することは認められていません。時価会計原則に基づいて会計処理を行う企業については、より詳細なガイダンスが評価に関する法令 (Besluit actuele waarde) に定められています

測定原則は、オランダの法律、オランダの会計基準審議会によって要求される場合、または変更が財務諸表の利用者の適切な意思決定に資する場合には変更しなければなりません。変更があった場合には、その理由を開示するとともに、純資産及び損益への影響を開示しなければなりません。実際には、当該変更が会計上の見積りの変更、会計方針の変更、会計上の誤謬 (3.4 項参照) のいずれに該当するかは必ずしも明確ではないため、この点には留意が必要です。

3.2 認識及び測定に関する原則

i. 無形固定資産

無形固定資産には次のものが含まれます。

- a. 設立・発行費用
- b. 開発費
- c. 特許、ライセンス、知的所有権
- d. 第三者から取得した営業権
- e. 無形固定資産取得に関する前払費用

無形固定資産は取得原価または時価 (特定の厳しい条件の基でのみ) で測定されます。無形固定資産を時価で評価する場合には、評価益に対応する配当不能な再評価準備金を積み立てなければなりません。再評価積立金は、再評価が貸借対照表日において適用されている限りにおいて、過年度の利益剰余金を振り替えることにより、又は評価益が認識された年に獲得された利益を直接、再評価津準備金に純資産内で振り替えることにより計上されます。

上記 (a) 及び (b) については、会社は資産化された費用 (オランダ民法 Article 365.2) の金額に等しい法定準備金を認識する必要があります。この準備金は、分配可能準備金 (通常は利益剰余金) からの純資産内での直接振替によって認識されます。当該法定準備金は、資産化額の償却費計上に合わせて利益準備金に直接振替されます。

償却

設立及び株式発行に伴い資産化された費用は5年以内に償却する必要があります。資産化された開発費用及びのれんは、予想される耐用年数に亘って償却します。開発費及びのれんの耐用年数について、信頼性をもって見積ることができない例外的な場合には、10年以内で償却する必要があります。のれんについては、当該償却期間の理由を開示する必要があります。耐用年数が限定されている固定資産 (例えば、コンセッション、ライセンス、知的財産権) については、予想される将来の耐用年数に基づき、每期償却しなければなりません (Article :386.3)。

状況	のれん償却期間	必要な開示
耐用年数を信頼性をもって測定できる	20年未満	減価償却の方法 + 使用償却期間
	20年以上	減価償却の方法 + 使用償却期間 + のれんの償却年数を20年以内とする前提に反する理由
耐用年数を信頼性をもって測定できない	10年以下	減価償却期間 + のれんに関する経済的耐用年数を決定する上で重要な役割を果たした要因

オランダ会計基準 210 号 401 項及び 216 号 221 項では、無形固定資産の耐用年数は通常 20 年を超えないこととしています。20 年超に亘って償却されるのれんについては、発生事象や状況の変化 (オランダ会計基準 216 号 225a 項) に関わらず、毎期減損テストを実施する必要があります。これに関連して必要となる開示は、下表の通りです。

のれんは、関連会社株式の取得時 (オランダ会計基準 214 号 333 項重要な影響を及ぼすが支配していない会社)、企業結合の際の子会社株式取得時 (オランダ会計基準 216 号 216 項) に認識されます。当該のれんは、株式の取得原価と被取得企業の純資産価値との差額として測定計算がなされます。

減損

無形固定資産の価値が永久的に毀損していると判断される場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、その後、減損後の帳簿価額に対して残存耐用年数に亘って償却する必要があります。また、その後の会計期間で、減損を認識する理由が存在しなくなった場合には、減損を戻し入れる必要があります。ただし、のれんの減損損失の戻し入れはできません。3.2.iv. のれんは、個別の資産としてのキャッシュ・フローを生み出すことができないため、減損テストを実施する際には資金生成単位 (CGU) に配分する必要があります。

ii. 有形固定資産及び投資不動産

有形固定資産には次のものがあります。

- a. 土地建物
- b. 設備
- c. その他の固定営業資産 (事務機器等)
- d. 建設中の固定資産 (建設仮勘定)
- e. 営業活動に使用されていない資産 (遊休固定資産)

有形固定資産は、取得原価または製造原価で測定するか、または現在価値 (オランダ民法 Article 384.1) で測定することができます。取得原価を計算する際には、製造期間中に発生した借入金の支払利息を資産計上する必要があります。

有形固定資産の資産計上基準には、当該資産が企業にとって持続可能な経済的便益をもたらすか否か、および企業が所有に伴う経済的リスクを負うか否かが含まれます。例えば、ファイナンス・リースにより使用される資産は資産計上され、関連するリース債務は負債として認識されます。

減価償却費

有形固定資産の取得原価から見積残存価額を控除した額は、当該資産の見積耐用年数にわたって償却する必要があります。資産の価値が毀損している場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その後の会計期間は、当該減損控除後の帳簿価額を残存耐用年数にわたって

償却しなければなりません。当該減損を生じさせる理由がなくなった場合には、減損の戻入をする必要があります。詳細は 3.2.iv をご参照ください。

再評価

有形固定資産は、評価に関する法令に基づき、時価で評価することができます。評価益については、分配不能の（法定）再評価準備金を合わせて認識しなければなりません。

永久的な価値の減少を含む評価損（減損）は、再評価積立金を法定最低額に維持することを条件として、再評価積立金から控除されなければなりません。最低限維持すべき法定準備金は、貸借対照表日現在において保有されている資産に係る取得原価を上回る評価益の合計額以上とする必要があります。評価損の金額がこの最低水準を超えるような場合は、損益計算書に計上し、その旨、個別に開示しなければなりません。

再評価された資産の処分等により再評価準備金が不要となった場合には、この準備金を損益計算書に計上することができます。この場合は、財務諸表でその旨開示する必要があります。再評価準備金は、資本金（オランダ民法 Article 390.2）に組替えることもできます。

投資不動産

投資不動産は、取得原価又は時価（公正価値）で評価することができます。公正価値で評価する場合、投資不動産に対する減価償却費は計上されません。公正価値評価の結果生じた評価損益は損益計算書で認識されます。分配不能再評価準備金を当該未実現利益に対して認識する必要があります。この法定準備金は、損益計算書または純資産の部の利益剰余金（オランダ会計基準 213 条 .504）を通じて認識することができます。

この法定準備金は、資産の公正価値と取得原価との差額として計算することもできますが、より正確には、公正価値と取得原価との差額からみなし減価償却累計額を控除した額として計算することもできます。

投資不動産は、オランダ民法に基づく投資不動産が有形固定資産の一部を形成しているにもかかわらず、貸借対照表において別掲して表示されることが多くなります。賃貸料を得るため、またはキャピタルゲインを目的として保有される投資不動産の性質上、別掲表示が推奨されます。

iii. 金融資産

金融資産には以下が含まれます（オランダ民法 Article 367）。

- a. 株式、株式預託証券及びその他の形態で保有するグループ会社に対する投資持分
- b. その他の投資持分
- c. グループ会社に対する未収入金
- d. その他の会社及び親会社（投資会社）に対する未収入金
- e. その他の投資
- f. 貸付金、その他の売掛金

投資持分

投資持分の測定方法は、投資会社が株式を保有している被投資会社の財務および営業方針に対して重要な影響力を行使しているかどうかにより判断します。投資会社が議決権のある株式の 20% 以上を保有している場合には、重要な影響力があると推定されます。詳細な定義については、第 4.1 章を参照してください。

投資持分およびその他の投資に用いられる測定原則は、下記の要約の通りです。金融資産のその他の区分については、金融資産・負債の 3.2.vi を参照。

減損

金融資産の価値が永久的に減損している場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しなければなりません。これは、たとえ投資先が自身の帳簿上で損失を認識していても行う必要があります。その後の会計期間で、減損を生じさせる理由が存在しなくなった場合には、減損は戻入する必要があります。

影響力	評価方法	説明
重要な影響力あり (議決権のある株式の保有割合が20%を超える場合)	持分法：純資産価値法	この投資持分は、投資会社の会計原則に基づき算定された被投資会社の純資産価値 (オランダ民法 Article 389) で測定されます。取得価額と被投資会社の純資産価値との差額は、投資会社の帳簿上、のれんとして認識されます。投資会社は、投資会社の会計原則に基づいて算定された被投資会社の利益持分を認識します。
	持分法：名目持分法	純資産価値による評価が困難な場合 (投資会社が純資産価値を算定するのに十分な情報を有していない場合のみ - オランダ民法 Article :389.3) には、名目持分法を適用する場合があります。その投資持分は、投資会社の会計原則 (ただし、オランダの法律に準拠していることが条件、そうでない場合は調整を行う必要がある) を用いて名目持分で測定されます。この代替的な会計処理方法を採用する場合は、その旨開示する必要があります。のれんの計算は、この名目持分に基づいて算定します。投資持分に対する持分利益の認識は、投資持分の会計方針に基づいて行います。
	取得原価	単体財務諸表において特定の条件の下で合理的理由がある場合は、投資持分は取得原価で測定されることもあります (オランダ民法 Article 389.9)。代表的には、大規模で国際的なグループ会社に属する中間持株会社のケースが考えられます。これらの中間持株会社は、多くの場合、当該子会社とともに親会社によって連結されています。このような場合には、中間持株会社による持分法会計が実務的でないと考えられます。受領した配当金は、投資会社の損益として認識されます。
重要な影響力なし	取得原価	投資持分は取得原価で測定されます (オランダ会計基準 214 条 320)。この場合、のれんは投資会社の帳簿上認識されません。受領した配当金は、投資会社の損益として認識されます。
	現在価値 (公正価値)	現在価値 (公正価値) と帳簿価額 (オランダ会計基準 214 条 320) が異なる場合には再評価を行うことがあります。評価益は、直接損益計上するか、純資産の再評価積立金を通じて計上 (損益を通じてリサイクル) することができます。投資会社は、取得原価法と同様、受領した配当金は損益として認識します。

金融資産の評価益及び減損損失を含む評価損は、再評価積立金の法定最低金額までは再評価積立金で調整する必要があります。この法定最低金額は、貸借対照表日において未だ保有している資産に関連して、取得原価を上回る評価益部分の合計額以上であることを要求しています。減損損失がこの最低水準を下回るような評価損は、損益計算書に計上されます (オランダ民法 Article 390.3)

負ののれん

投資持分の取得原価が純資産評価額より低い場合には、その差額は投資会社の帳簿上負ののれんとして認識されます。この負ののれん (繰延収益として) は、状況に応じて直ちに損益で認識する又は将来の一定期間にわたって損益に反映されます。

配当制限

分配不能な法定準備金は、投資企業が投資先企業に対して純資産評価額または名目持分法を適用しているが、当該投資先企業に対して配当を強制する権限を有しない場合に認識されます。これは通常、投資家が投資先の少数株主である場合に該当します (オランダ民法 Article 389.6)。また、投資先の国における貿易為替統制やその他の配当に関する制限がある場合にも該当します。

このような状況下では、投資企業は、投資持分に関する利益を認識することはできませんが、前述のとおり、a) 買収時以降発生した利益に対する持分と、b) 投資企業にその権利はあるもののオランダで回収することができない配当金額との間に差額がある場合、分配不能な法定準備金を設定する必要があります。この準備金は、分配可能な準備金 (通常は利益剰余金) からの振替によって

計上されます。

iv. 減損テスト

固定資産については、金融商品会計基準（オランダ会計基準 290 号）が適用される金融資産、従業員給付に係る資産及び繰延税金資産を除き、当該資産の永久的な価値の減少をもたらす事象（減損の兆候）が存在するか否かを毎年評価する必要があります。減損の兆候が存在する場合、企業はその資産の回収可能価額を決定する必要があります。

なお、回収可能価額は、公正価値から売却コストを控除した正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額です。回収可能価額が資産の帳簿価額を下回る場合には、その差額を減損損失として損益計算書に認識する必要があります。再評価積立金が認識されている資産に対して減損損失を計上する場合は、まずはその資産に係る再評価積立金を取崩します。この積立金が貸方残高である限り、これは行われます。貸方残高の再評価積立金の金額を超えて減損損失が計上される場合は損益計算書で認識します。その後の会計期間で減損が存在しなくなった場合には、過去に計上された減損損失を戻し入れます（ただし、のれんに対する減損損失は除く）。

個々の資産の回収可能価額を算定することができない場合には、個々の資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定することになります（オランダ会計基準 121 号 501 項）。

v. 流動資産（棚卸資産と工事契約）

原則的な棚卸資産（オランダ会計基準 220 号）は、取得原価又は時価（オランダ民法 Article 387.2）のいずれか低い方で認識されます。農業関連の棚卸資産は毎期、時価で測定することができます。

棚卸資産については、類似の構成部品の取得原価を算定するための詳細な指針が示されている（オランダ民法 Article 385）。

- ・ 加重平均法
- ・ 先入先出法 (FIFO) による方式
- ・ 後入先出法 (LIFO) による方法（オランダの法律上この方法は認められているが推奨されていない（オランダ会計基準 220 号 316 項）

- ・ その他の類似の方法

上記いずれかの方法により算定した取得原価と時価との間に著しい差異がある場合には、時価を開示する必要があります。

棚卸資産の取得原価には、購入原価と加工費が含まれます。加工費には、製造原価、製造間接費およびその他の間接費が含まれます。棚卸資産に関連した借入が行われ当該棚卸資産が適格資産に分類される場合には借入に関する支払利息も含まれます。

顧客との契約に基づく工事契約（オランダ会計基準 221 号）では、工事契約に関連する収益及び費用の会計処理を規定しています。建設契約に基づき行われる活動の性質上、契約活動が開始された日付と活動が完了した日付は、通常異なる会計期間となります。したがって、工事契約の会計処理においては、工事が行われた会計期間に対する契約収益及び契約原価の配分が主な論点となります。

建設契約の利益を信頼性をもって測定することができる場合には、当該建設契約に関連する契約収益及び契約費用は、報告期間の末日における契約活動の進捗度（進捗割合）に応じてそれぞれ収益及び費用として認識しなければなりません（工事進行基準）。ただし、当該建設契約から将来予想される損失に対しては、直ちに工事損失引当金を認識しなければなりません（オランダ会計基準 221 号 301 項）。

小会社のみが工事完成基準を使用することができます。これは特にオランダの民法では規定されていませんが、オランダの会計基準上で規定されています。

工事契約の利益を信頼性をもって測定もることができない場合には、収益は、発生した契約原価のうち回収可能性が高い部分のみを認識しなければなりません。契約獲得コストは直ちに費用として認識されます（オランダ会計基準 221 号 314 項）。

企業は、建設契約に関連する収益及び関連費用に関して、オランダ会計基準ではなく IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を適用することも選択できます。これは、

IFRS 第 15 号の注記を含めた完全適用がある場合にのみ許容されます。

vi. 金融資産・負債

以下の概要では、オランダ会計基準 290 号 504 項に基づき、様々な種類の金融資産及び金融負債認識後の利益の測定に関する一般的な規則を要約しています。金融資産及び金融負債の当初認識は、常に公正価値で行われます。さらに重要な点として、金融商品に関する会計原則の選択が再評価積立金に影響を及ぼす可能性がある点です。

また、企業は、特定の金融商品の減損及び回収不能額に関して、オランダ会計基準の要件（オランダ会計基準 290 号 101 項）の代えて IFRS 第 9 号「金融商品」を適用することも選択できます。

vii. 引当金

次に掲げる場合には、負債に対する引当金を計上する必要があります（オランダ民法 Article 374）。

- ・ 時期又は金額が不確実であるが、貸借対照表日時点において債務性があり発生する可能性が高い又は確実性があると認められる負債
- ・ 将来の会計年度で発生する費用（ただし、これらの費用の一部が当該会計年度に発生した場合、または引当計上の目的が関連する費用の総額を将来の数年に亘って均等に費用化することである場合に限る（費用均等化））

固定資産の減損に係る引当金又は流動資産に係る引当金（すなわち、貸倒損失）は、当該特定の資産対して純額表示すべきであり、貸借対照表上、個別に引当金として表示すべきではありません。

引当金として認識される金額は、報告期間の末日現在の債務を決済するために必要な支出に関する最善の見積額でなければなりません。貨幣の時間的価値の影響が重要である場合には、当該債務の決済に要すると見込まれる将来の支出額の割引現在価値を引当金計上額とする必要があります。

オランダ会計基準では、年金保険料は即時費用処理が求

められており、確定給付制度 (DB) と確定拠出制度 (DC) の会計処理上の相違はありません。この点は、IAS 第 19 号「従業員給付」における年金制度の会計原則との重要な相違点です（詳細は 1.5 章をご参照ください）。

オランダ会計基準の基でも、例えば年金基金に予想される欠損が生じた場合など、特定の状況下では引当金を認識する必要があります。

また、企業は採用する年金制度に対してオランダ会計基準に代えて IAS 第 19 号を適用することも可能です。この場合は、IFRS の確定給付制度、確定拠出制度及び予測単位積増方式を適用する必要があります。

また、資産（または負債）の会計上の帳簿価額と税務上の課税標準との間に一時的な差異がある場合には、繰延税金に対する引当金（繰延税金負債）を計上することになります。

3.3 純資産および準備金

i. 単体及び連結財務諸表の純資産

連結財務諸表の重要な原則の 1 つは、会社の純資産に関する洞察を提供することです。つまり、金融商品は法的形式よりもその経済的実体に応じて表示されます。例えば、企業がその利益水準に関わらず永続的かつ固定金額の配当を支払わなければならない優先株式は、負債として分類されます。また、純資産の金額は、個々の資産及び負債に適用される測定原則によって影響を受けます。例えば、有形固定資産を減価償却費控除後取得原価で測定した場合、現在価格で測定した場合と比較してより低い金額になる可能性があります。

単体財務諸表の主な目的は、自由に分配可能な純資産の金額についての洞察を提供することです。これを決定するためには、債権者保護に関する法的規定が重要となります。これは、会社の単体財務諸表における純資産の法的性質を強調することになります。また、法的形式から、金融商品の分類方法も異なります。例えば、優先株式は、その条件にかかわらず純資産の部に分類されます。このような法的アプローチは、単体純資産と連結純資産との間の差異につながる可能性があります。

しかし、企業は連結財務諸表同様、単体財務諸表にお

金融商品の種類	サブカテゴリ	当初認識後の測定	評価差額の認識
売買目的ポートフォリオ (金融資産と金融負債)		公正価値	損益計算書を通して認識
デリバティブ取引(資産 及び負債)(売買目的ポ ートフォリオの一部では ない場合)	ヘッジ	公正価値	適用するヘッジ会計モデルに従って認識
		取得原価	損益計算書上でヘッジ対象と結合されて処理されま す。ヘッジ対象が公正価値で会計処理される場合に は、異なるルールが適用されます。
	その他 - 原資産(ヘッ ジ対象)が上場株式	公正価値	損益計算書を通して認識
	その他 - 上場株式以外 の原資産	取得原価	ただし、当該原資産を第三者に譲渡した場合又は減 損損失を認識した場合には、デリバティブ取引も損 益計算書を通じて認識
債券及び社債	満期保有目的	公正価値	損益計算書を通して認識
		償却原価	損益計算書を通じて、実効金利法に基づく受取利息 を認識。 減損損失は損益計算書を通じて認識。
	その他	公正価値	損益計算書を通して認識するか又は当初は株主資本 (再評価積立金)を通じて認識し実現時に損益勘定 に振替処理。 損益計算書を通じて、実効金利法に基づく受取利息 を認識。 減損損失については、償却原価を下回る金額を損益 計算書で認識。
		償却原価	損益計算書を通じて、実効金利法に基づく受取利息 を認識。 第三者に譲渡した場合又は減損損失を認識した場合 には、損益計算書を通じて認識。
	貸付金及びその他の債権 の一部ではない場合	償却原価	損益計算書を通じて、実効金利法に基づく受取利息 を認識。 第三者に譲渡した場合又は減損損失を認識した場合 には、損益計算書を通じて認識。
投資有価証券(売買目的 ポートフォリオの一部では ない)への投資	上場株式	公正価値	損益計算書を通して認識するか又は当初は株主資本 (再評価積立金)を通じて認識し実現時に損益勘定 に振替処理。 減損損失については、取得原価を下回る金額を損益 計算書で認識。
		取得原価	第三者に譲渡した場合又は減損損失を認識した場合 には、損益計算書を通じて認識。
	非上場株式	公正価値	損益計算書を通して認識するか又は当初は株主資本 (再評価積立金)を通じて認識し実現時に損益勘定 に振替処理。 減損損失については、取得原価を下回る金額を損益 計算書で認識。
金融負債	売買目的ポートフォリオ の一部ではない	償却原価	損益計算書を通じて、実効金利法に基づく支払利息 を認識。

いても経済的実体に従って処理することを選択できます。これは、金融商品を連結財務諸表（オランダ会計基準 240 号 207 項、208 項）に沿って分類することを意味します。この結果、連結財務諸表と単体財務諸表の純資産は同一金額となります。しかし、連結財務諸表と単体財務諸表との間の性質の相違により、依然として若干の差異が生じる可能性があります。これは、投資先企業の負の純資産価値に対する引当金が単体財務諸表で認識されない一方で、連結財務諸表では認識されているような場合に該当します。

ii. 法定準備金

会社は、次の場合には、分配不能な法定準備金を認識しなければなりません（オランダ民法 Article 373.4）。

- a. 資本金の額が法令に定める最低額に満たない場合（NV は 45,000 ユーロ（オランダ民法 Article 67 a/2 および 3）
- b. 資産化された開発費用又は設立費用（オランダ民法 Article 365.2）に対する引当金
- c. 外国為替管理その他これに類する制限の対象となっている場合又は投資家が投資持分を支配していない場合（オランダ民法 Article 389.6）における当初評価時以降に計上された投資先企業の利益に対する持分利益
- d. 外国通貨から機能通貨（オランダ民法 Article 389.8）への換算の際に生じた為替換算差額（正負両方）
- e. 資産を取得価額（オランダ民法 Article 390）を超えて再評価した場合、すなわち、再評価積立金（3.3.iii 参照）
- f. 自己株式（オランダ民法 Article 98 c4）の引受け又は取得を目的として会社（NV）が行った借入金残高

- g. 出資内容に関する記載がなく、かつ、監査人の証明が行われていない NV に対する現物出資の額（第二条 94 a/6 f DCC）

これらの法定準備金の中には、NV にのみ関連するものがあり、BV には関連しないものもあります。BV に関しては、その他の債権者保護ルール、特に貸借対照表テストと流動性テストが適用されます。配当支払に対する法定準備金の影響については、第 1.6 章をご参照ください。

iii. 再評価積立金

再評価積立金は、企業が資産を取得原価よりも高い金額で再評価する場合に認識しなければならない分配不能の法定準備金です。再評価前の帳簿価額と再評価後の帳簿価額との差額は、再評価積立金として計上しなければなりません。減損損失を含む評価損は、貸方に計上された再評価積立金の範囲内の金額は、当該再評価積立金を取り崩します。最低法定準備金は、貸借対照表日現在保有されている資産に関して取得原価を上回る評価益の合計額と等しい金額である必要があります。

この最低法定準備金を下回る評価損（又は減損損失）は、損益計算書で費用認識し、個別に注記しなければなりません。

再評価積立金は、次の目的のために使用する（取り崩す）ことができます。

- a. 資本金組入
- b. 再評価積立金が不要になった場合。例えば、資産を処分した場合や以前に再評価した資産を償却する場合（ただし、再評価積立金の計上額が貸借対照表日において保有する資産に係る再評価額の合計額を下回らない場合に限る）

iv. 分配可能準備金

分配可能準備金は、以下を除くすべての準備金として定義されています。

- a. 3.3ii (再評価積立金を含む)に規程されている法定準備金
- b. その他定款で定められた準備金

企業は分配可能な準備金のみを配当として支払うことができます。第 1.6 章で概説したように、NV と BV の間にはいくつかの差異があります。

3.4 会計方針の変更、会計上の見積りの変更、または過年度の誤謬

i. 会計方針の変更

企業が財務諸表を作成するためには、会計方針を選択する必要があります。その際、企業は具体的にどのような会計原則、規則その他の会計慣行を適用する必要があるかを決定しなければなりません。これらの会計方針は、資産及び負債の認識、測定及び開示に関して適用しなければなりません。企業は、類似の取引や条件に対して、また、各会計期間通じて、一貫して同一の会計方針を選択し、適用しなければなりません。

企業は、正当な理由がある場合に限り、会計方針を変更することができます (オランダ民法 Article 384.6)。オランダ会計基準で推奨されている会計方針を採用する場合や、親会社が特定の資産または負債について異なる会計方針を採用している場合などは、正当な理由になります。さらに、企業は、オランダの民法又はオランダ会計基準によって会計方針の変更が要求され、かつ、その変更の結果財務諸表がより企業の取引実態を適正に示す場合には、会計方針を変更しなければなりません (オランダ会計基準 140 号 206 項及び 3.1.ii. 会計の基本的な考え方を参照)。貸借対照表または損益計算書の表示方法の変更も、会計方針の変更に該当します。

会計方針を変更した場合には、財務諸表に、変更の理由並びに純資産及び損益への影響の両方を開示する必要があります (オランダ民法 Article 384.6)。会計方針の変更は遡及的に適用され、変更された会計方針に基づいて前年度の純資産が再計算され、その差額が会計方針の変更が行われた年度の期首剰余金で調整されます。比較年度の財務諸表は変更後の会計方針に基づき修正再表示します。

ii. 会計上の見積りの変更

財務諸表に計上される項目の影響は、必ずしも正確に測定できるとは限らず、場合によっては見積りしかできない場合があります。これは多くの場合、企業活動の性質に固有する不確実性の結果であり、そのような項目に対しては会計上の見積りを必要とします。見積りには、最新の信頼できる情報に基づいた判断が含まれます。見積りの基礎となった前提条件に変更が生じた場合、見積りの変更が必要になることがあります。見積りの変更と会計方針の変更を区別するのは困難な場合があり、当該区分に疑義がある場合には、通常、十分な注記とともに見積りの変更として取り扱われます。

一般に、会計上の見積りの変更は、次のような場合に適用されます。1) 過年度の見積りの修正 (例えば、資産の耐用年数の変更)、2) 見積り方法の変更 (例えば、資産の減価償却方法の変更)。

会計方針の変更とは異なり、会計上の見積りの変更は、当該見積りの変更が生じた期間にのみ損益計算書に含め、将来に向かって認識しなければなりません。会計上の見積りの変更の内容及び定量的影響額は注記で開示する必要があります。

iii. 過年度の誤謬

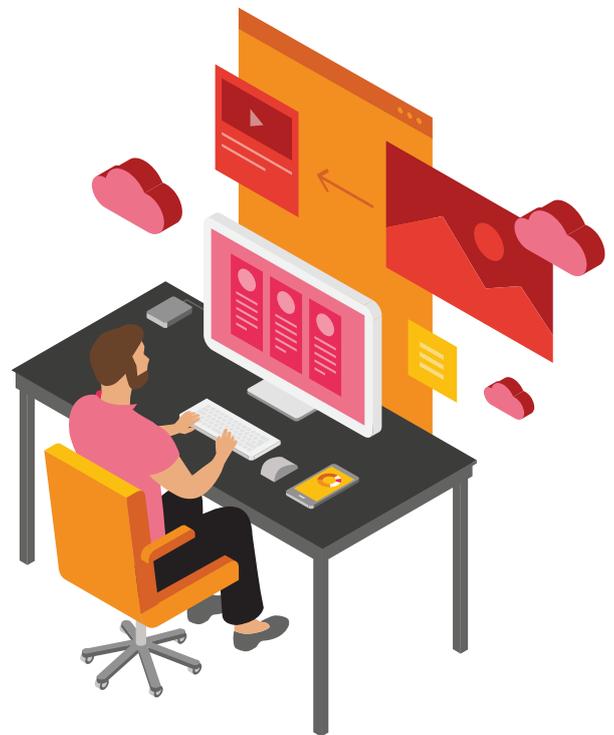
時折、すでに株主によって承認された過去の財務諸表に関連する誤謬が識別されることがあります。当該誤謬は、株主により未だ承認されていない直近の財務諸表において修正されなければなりません。誤謬を修正する方法は、当該誤謬の金額的影響度によって異なります。オランダ会計基準では、3 種類の誤謬に区別されています。次の表に、各タイプの誤謬に関する修正方法の詳細を示します。

誤謬の種類	修正方法
財務諸表が真実かつ公正な表示を著しく欠いてしまうような重要な範囲での誤謬	誤差による累積影響額は、当期の期首剰余金で調整される + 貸借対照表及び損益計算書の修正再表示 + 商工会議所への届出
財務諸表の真実かつ公正な表示を欠いているが、その内容が著しく重要な範囲とはいえない誤謬（重大な誤謬）	誤差の累積影響額は、当期の期首剰余金で調整される + 貸借対照表及び損益計算書の修正再表示
その他の誤謬	当年度の損益計算書を通じて認識

時として、誤謬の影響が非常に大きく、その結果、財務諸表が著しく真実かつ公正な見解を提供していないことがあります。これらの誤謬の修正は遡及的に行われ、過年度の決算日の純資産は誤謬が生じなかったものとして修正再表示されます。報告された純資産と修正再表示された純資産との差額は、誤差が修正された年度の期首剰余金で調整されます。比較年度の数値も修正再表示する必要があります。誤謬の性質、金額的影響及び訂正に関する情報を開示すべきです。また、誤謬が判明した場合には、株主に通知するとともに、商工会議所に当該誤謬に関する報告書（届出書）を提出することが必要です。これは、誤謬発生的事实を財務諸表の利用者に知らせるために行われます。財務諸表が外部監査の対象となっている場合、当該修正後の財務諸表には監査報告書（オランダ民法 Article 362.6）が添付される必要があります。

重要な誤謬とは、財務諸表が必要とされる真実かつ公正な見解を欠いているが、重大な程度には達していない誤謬のことです。誤謬が重要であるかどうかを考慮する際に、企業は、個別にまたは全体として、項目を省略したり誤って表示することが、財務諸表の利用者の経済的意思決定に重要な影響を及ぼす可能性があるかどうかという観点で評価すべきです。重大な誤謬も遡及的に訂正されるため、重大な程度まで真実かつ公正な見解を提供できなくなる誤謬に類似しています。しかし、当該誤謬の事実を商工会議所に届出をする必要はありません。

上記の定義に該当しない誤謬については、株主の承認を得ていない最初の連結財務諸表において修正されますが、誤謬の性質に応じて損益計算書に計上されます。これについては十分な注記がなされるべきです。特定の状況下では、これらの誤謬も遡及的に訂正することができます。 ■



4 連結財務諸表



連結財務諸表の論点（グループアカウントとも呼ばれます）は、オランダの外資系企業、とりわけグループの中間持株会社として機能しているオランダ法人の多くに影響します。原則として、子会社を有するオランダ法人は連結財務諸表を作成する必要がありますが、利用可能な多くの連結財務諸表免除規程があります。様々な免除規程が利用可能であるということは、実務的にはオランダにあるほとんどの中間持株会社が、連結財務諸表を作成する必要がないことを意味します。

第 2.2 章で既にご説明した通り、連結免除規程の適用は、会社サイズの種類にも影響を与える可能性があり、その結果として会計監査要件、アニュアルレポートの作成要件、アニュアルレポートのファイリング要件にも影響を与えます。

4.1 定義及び会計原則

本章では、「グループ会社」、「参加持分」、「子会社」、「合併会社」、「関連会社」及び「その他の投資」の定義が非常に重要です。

i グループ会社

グループ（オランダ民法 Article 2:24b）とは、法的に関係性のある組織体で、かつ、経済的単一性が認められる組織と定義されます。グループ会社とは、グループ内で相互に関連する法的事業体を指します。これら 2 つの法的な要件とは別に、中央集権的な管理を行っている必要があります（オランダ会計基準 217 条号 201 項）。グループの経済的概念は、オランダ民法では明確に定義されていませんが、オランダ会計基準（第 217 号）ではグループ会社の判定を行うための様々な状況が示されています。グループ会社の有無を判断するためには、潜在的な議決権及び拒否権がある場合等、企業に関連するすべての事実及び状況を考慮しなければなりません（オランダ会計基準 217 号 202 項～208 項）。連結の要否の判定を行うためには、まずはこのグループ会社の存在を特定する必要があります。

理論上は、複数の企業がグループを牽引することができますが、一般的には、1 つの企業のみが事業運営及び財務方針の決定に対して、強い影響を与えることができます（「支配」の概念）。会計上の「支配」とは、企業が事業活動から利益を得るために、企業の営業及び財務の方針を支配する力関係のことを指します。

ii 持分投資

持分投資とは、次の目的により他の会社に対して行う投資のことを指します。

1. 永続的保有のため
2. 持株会社自身が利益を得るため
3. 持株会社自身が事業活動上の便益を得るため

持分投資は、通常、被投資会社の営業及び財務上の意思決定に重要な影響を与えることができる持株会社のことが想定されます。意思決定に重要な影響を及ぼすことができる条件は、被投資会社の発行済株式総数の 20% 以上を直接または間接に所有する場合であると法的に推定されます。なお、議決権のない株式は当該計算からは除外しなければならない点に留意が必要です。

国際会計基準 (IFRS) では、持分投資（オランダ語で「deelneming」）と同義の概念はありません。持分投資は、その影響力の程度に応じて、次のいずれかに分類されます。

- ・ 子会社
- ・ ジョイントアレンジメント（共同支配企業）
- ・ 関連会社
- ・ 持分投資の定義を満たすその他の持分投資

これらの各分類については、以下で詳しく説明をします。なお、持分投資は原則として、オランダ民法 Article 2:389（「純資産評価法」）に基づき測定されなければなりません。

iii 子会社

オランダの法律上は「娘法人」という用語が使用されません。この用語は、国際会計基準では一般的ではありませんが、IFRS における「子会社」に相当する用語になります。ただし本章では「子会社」という用語を使用して説明をしています。オランダ民法 Article 2:24a において、「子会社」の法的定義は次の通り説明されています。

S 社は、H 社の子会社であり、以下のいずれかの要件を満たします。

- ・ H 社は S 社の議決権の過半数を保有しています。
- ・ H 社は S 社の株主であり、他の株主との契約内容如何に関わらず、S 社の議決権の過半数を直接的または間接的に支配しています。
- ・ H 社は S 社の株主であり、S 社の取締役会または監査役会の構成員の過半数を選任または解任する権利を有しています。
- ・ H 社は S 社の株主であり、定款又は支配に関する契約により、S 社の取締役会または監査役会の構成員の過半数を選任又は解任する権利を有しています。

オランダ会計基準 217 号 204 項以降では、子会社の判定基準に関してより詳細なガイダンスが示されています。ここで重要なのは、「子会社」とは親会社による支配が認められる持分投資であるという点です。

子会社は通常親会社の連結財務諸表にて連結されます。本章 4.1 項で説明した経済的単一体説の概念に基づくと、子会社とグループ会社の定義に差異をもたらすケースも想定されます。例えば、法的に子会社に該当しない会社であったとしても、グループ全体により実効支配されているため（たとえ子会社の株式を一切保有していない場合も）、結果的に、連結財務諸表作成に含まれるべきグループ会社として認定される可能性もあります。このようなケースの具体例としては、株式発行をしない財団が考えられます。企業グループが財団の取締役会の構成員を選任・解任する権利を有している場合、当該財団がグループ会社の定義に該当しますが、通常財団には株式資本の概念がないため株主が存在せず、この結果として当該財団は「子会社」には該当しないこととなります。

iv. 共同支配企業

共同支配企業（ジョイント・ベンチャー）は、その株主またはパートナーが、共同で議決権の 50% 超を保有、または、会社の取締役会の構成員の半数以上を選任または解任する権利を保有する管理契約または協力契約によってその活動が支配されている場合に、その存在が認定されます（オランダ民法 Article 2:409）。

このような活動は、法的事業体を通じて行うことも、行わないこともできます。法的事業体を通じて行う場合には、そのような株主もまた、持分投資の定義を満たすこととなります。

ジョイント・ベンチャーの場合、当該投資先勘定の測定は純資産評価法に基づき行われます。一方で、代替的会計処理として、ジョイント・ベンチャーが企業グループの財政状態及び経営成績の経済的実態をより適正に示すこと（「真実性」及び「公正性」の双方が満たされること）を条件として、株主の財務諸表に比例連結することも認められています。比例連結とは、子会社の財務諸表を連結するにあたり、個別財務諸表の各項目を持分比率に応じて連結する方法のことを指します。なお、比例連結は必須の要求事項ではありません。

国際会計基準では、ジョイント・アレンジメントを「ジョイント・ベンチャー」と「ジョイント・オペレーション」という2つのタイプに区別しています。オランダ法制やオランダ会計基準では、ジョイント・ベンチャーのみしか定義されていません。

v. 関連会社

「関連会社」という専門用語は、オランダ法制やオランダ会計基準では定義されていませんが、ジョイントベンチャー以外のケースで企業が投資先に重要な影響力を行使できる持分投資とみなすことができます。これは、国際会計基準上の関連会社の定義と類似しています。関連会社は、オランダ民法 Article 2:389（「純資産評価法」）に基づき測定する必要があります。なお、投資先への「支配」はないため、関連会社は連結されません。

vi. 持分投資の定義を満たすその他の持分投資

上記のいずれにも該当しない出資は、次の2種類あります。

1. 重要な影響力が認められない持分投資（持分割合が20%未満）は、オランダ民法 Article 2:389（「純資産評価法」）に基づき測定する必要があります。
2. 「持分投資」の定義に該当しないその他の出資は、金融商品会計に基づき測定する必要があります。

vii. 概要

以下の表は、様々な種類別の持分投資の概要について示しています。この表には、参加持分に関するすべてが示されているわけではなく、持分投資の分類に関する結論を出すためには、常に組織の実態や契約書等の事実関係を考慮に入れる必要がある点に留意が必要です。例えば、投資持分が60%の場合は通常子会社に分類されるが、その他の事実関係や状況を踏まえた結果「子会社」には該当しないという判断がなされることもあります。持分投資の測定に関するより詳しい指針については、第3章 3.iii 項を参照してください。

4.2 連結決算および連結免除規程（オランダ民法 Article 2:407）

オランダ民法 Article 2:406 によると、企業は以下の財務情報を含む連結財務諸表を作成する必要があります。

- ・ 当社の個別財務諸表
- ・ 子会社の個別財務諸表
- ・ 他のグループ会社の個別財務諸表
- ・ グループに支配または集中管理されていると判定されたその他の他の会社の個別財務諸表

オランダ民法 Article 2:407 では、連結財務諸表の作成義務に係る免除規程、及び、特定のグループ会社または子会社の連結免除規程に関して、具体的な背景が示されています。ただし、これらの免除規程は、企業がIFRSに基づく財務諸表を作成する場合には適用されない点にご留意ください（この場合、IFRSで規程している独自の連結免除規定に基づき判定を行います）。以下のセクションで、それぞれの詳細について説明を行います。これらの説明はすべての免除規程及びその要件等を網羅していない点にご留意ください。個々の事実および状況に応じて、免除規程の適用が認められるケースもあれば、認められないケースもあります。

定義	主な特徴	典型的な持分割合	連結財務諸表上の測定方法	個別財務諸表上の測定方法
グループ会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的単一体性 ・ 組織的關係 ・ 集中管理 	定義なし	通常連結（免除規程が適用される場合を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社の場合：純資産評価法（純資産評価法） ・ それ以外の場合：個別財務諸表には含まれない。
子会社	支配	50% 超	通常連結（免除規程が適用される場合を除く）	純資産評価法
ジョイントベンチャー	共同支配	50%	純資産評価法または比例連結法	純資産評価法または比例連結法
関連会社	重要な影響	20% ~ 50%	純資産評価法	純資産評価法
その他の出資	持分投資の定義を満たす場合	<20% 未満	純資産評価法（特定の状況下では取得原価）	純資産評価法（特定の状況下では取得原価）
その他の出資	持分投資の定義を満たさない場合	<20% 未満	金融商品会計に基づく評価	金融商品会計に基づく評価

オランダ民法 Article 2:407 に規定されている連結免除規程とは別に、中間持株会社に対する連結免除規定が別途設けられています。中間持株会社に関する連結免除規程はオランダ民法 Article 2:408 に規定されています。当該免除規程の詳細に関しては、本章の後半にて説明を行っています。

i. 小会社の連結免除規程

オランダ民法上「小会社」に分類される会社は、連結財務諸表の作成及びファイリングが原則免除されています（オランダ民法 Article 2:407.2.a）。ただし、第2章で説明した通り、持株会社の会社サイズの判定は、当該持株会社の子会社等の財務数値が考慮された連結ベースの数値で行う必要があります。このため、持株会社が連結ベースの数値で「小会社」に該当する場合に限り、連結財務諸表の作成及びファイリングが免除されます。

持株会社が本章 4.3 項にて説明するオランダ民法 Article 2:408 の免除規程（中間持株会社の連結免除規程）を適用する場合、会社サイズは連結ベースではなく、単体ベースの数値で判定されます。また、オランダ民法 Article 2:408 の免除規程が適用される持株会社は、連結財務諸表を作成する必要はありません。当該免除規程に関しては次のセクションで詳細に説明をします。

会社が独立監査人の監査対象になるか否かは、当該企業の会社サイズ（「大会社」「中会社」「小会社」「小規模会社」）に基づいて行われます。当該判定基準の詳細は第2章で解説しているため、参照してください。

連結免除規程を利用するためのその他の基準及び条件は、次の通りです（オランダ民法 Article 2:407.2）。

- ・ いずれのグループ会社も証券取引所に上場していないこと。
- ・ オランダ民法 Article 2:407.2 の連結免除規程を使用していることが、単体財務諸表上で明記されていること。
- ・ 会計年度開始後 6 ヶ月以内に、10% 以上の株主から、単体ベースの財務諸表を作成することに対して書面による異議申立がなされていないこと。

ii. その他の連結免除規程

以下に該当する場合には、一部のグループ会社を連結範

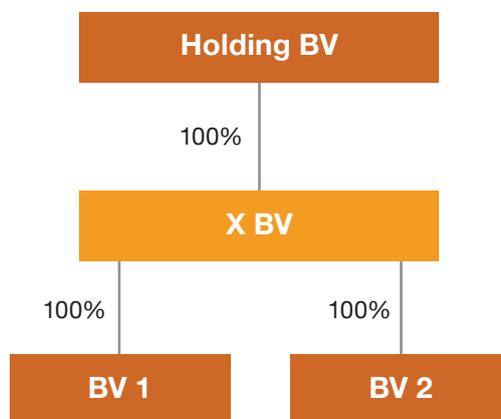
囲から除外することが認められています。

- A グループ全体に及ぼす財務的影響が軽微なグループ会社
- B 連結決算に必要な情報を入手することが合理的に困難と認められるグループ会社
- C 支配が一時的な会社（売買目的のみで保有される会社等）

4.3 中間持株会社に係る連結免除規定（オランダ民法 Article 2:408）

オランダ民法 Article 2:407 にて定義される連結免除事項とは別に、中間持株会社に向けて特別に設置されているもう1つの連結免除規程があります。オランダの中間持株会社は、オランダ民法 Article 2:408 による連結免除規程を使用する場合、連結財務諸表の作成及びファイリング義務が免除されます。ただし、中間持株会社は、単体財務諸表の作成及びファイリング義務は引き続き負います。IFRS を適用している場合も、親法人による 100% 支配のある中間持株会社の場合には、同様の連結免除規程を使用することができます。当該規程は、IFRS 第 10 号 4 章にて定義されています。

オランダ民法 Article 2:408 の連結免除規程は、以下の図における「X BV」に適用されます。図中の「Holding BV」はオランダ国内または外国に所在する親法人であり、同社の連結財務諸表には「X BV」及びその傘下の子会社「BV 1」及び「BV 2」の財務数値が連結されています。その他の適用条件については、これに続く詳細説明をご参照ください。



i. 中間持株会社に係る連結免除規程の適用条件

オランダ民法 Article 2:408 の連結免除規程の適用を受けるためには、以下のすべての条件を満たす必要があります。

- A 会計年度開始後 6 ヶ月以内に、10% 以上の株主から、単体ベースの財務諸表のみを作成することに対して書面による異議申立がなされていないこと。
- B 中間持株会社の究極の親会社が、中間持株会社及びその子会社の財務数値を含んだ連結財務諸表を作成していること。
- C 親会社が作成した連結財務諸表は、オランダ商業会議所に貸借対照表日から 6 ヶ月以内またはそれ以降の容認期日までにファイリングされていること。
- D 親会社が作成した連結財務諸表が、オランダ語、フランス語、ドイツ語または英語で作成されていること。また、ファイリングされる連結財務諸表の写しには、上記のいずれかの言語による監査報告書および取締役報告書も含まれていなければなりません。
- E 親会社の連結財務諸表は、オランダ民法もしくは EU 指令 2013/34/ 号にて定義された会計基準に準拠して作成されなければなりません。

なお、公開市場で取引される社債や株式等を有する会社は、オランダ民法 Article 2:408 の連結免除規程は適用することができません。

当該連結免除規程が適用される場合は、実務的には、中間持株会社の単体財務諸表と親会社の連結財務諸表が商工会議所にファイリングされ保管されます。なお、中間持株会社も通常の会社のケースと同様のファイリングスケジュール(第 2.4 章で説明されているスケジュール)が適用されます。

上記の適用条件の解釈は多様です。代表的な解釈例は次の通りです。

- ・ 上記条件 B では、中間持株会社及びその子会社の財務情報を、親会社の連結財務諸表に含める必要があると記載されています。しかし、親会社が中間持株会社の株式を当期中に取得した場合、中間持株会社及びその子会社の財務情報は、親会社による中間持株会社の取得日以降から連結される(会計期間の全期間が連結されない)

ため、連結免除規程が引き続き適用可能であるか否かが問題となります。

本事例の解釈としては、オランダ民法 Article 2:408 では、中間持株会社及び子会社の「財務情報のすべて」とは言及されておらずあくまで「財務情報」とだけ規定されているため、本件のように会計期間の一部しか連結されていない場合であったとしても、取得時以降の財務情報は連結されている以上、連結免除規程は適用可能であると判断するのが一般的解釈です。

- ・ 上記条件 B に関連して問題となるのが、「親会社による連結」の解釈です。例えば、ジョイントベンチャーによるパートナー 2 社が中間持株会社を保有し、当該 2 社のそれぞれが比例連結法により中間持株会社の財務情報を連結する場合、連結免除規程の適用が可能か否かが問題となります。

本事例の解釈としては、一般的に比例連結法と連結はその性質が同等のものとは考えられないため、中間持株会社は連結免除規程を利用することはできません。

- ・ 上記条件 C に関しては、例えば親会社が財務諸表をウェブ上で公開する場合や、親会社が上場しており証券市場に連結財務諸表が公開されている場合には、オランダ商工会議所への親会社の連結財務諸表のファイリングまでは必要ないのではないかと議論があります。しかし、親会社の連結財務諸表はオランダの商工会議所にファイリングする必要があることが法律で明確に規定されているため、いかなる場合も当該ファイリング義務が免除されることはありません。

なお、親会社が作成した連結財務諸表は、オランダ商業会議所に貸借対照表日から 6 ヶ月以内またはそれ以降の容認期日までにファイリングされなければなりません。ここで言う 6 カ月以降の容認期日とは、連結財務諸表を提出する親会社がオランダ法人である場合における、親会社の連結財務諸表のファイリング期限のことを指しています。

- ・ 上記条件 E は、親会社が EU 域外に所在する場合に問題となる場合がある。IFRS (EU-IFRS) に基づき作成された財務諸表は、いずれの場合もオランダ会計基準との類似性が認められます。また、米国会計基準に基づいて作成された財務諸表も同様にオランダ会計基準との類似性が認められるというのが一般的な解釈です。他の地

域で一般に公正妥当と認められた企業会計の基準も、当適用要件を満たしていると考えられます。しかし、いずれの場合においても、EU 指令 2013/34 への適合性はその都度慎重に検討される必要があります。

これらの解釈事例は、オランダ民法 Article 2:408 の連結免除規程を適用する際には、慎重な検討が必要であることを示しています。万一、すべての適用要件が満たされていないにもかかわらず、中間持株会社が連結財務諸表の作成を行っていない場合、当該中間持株会社の財務諸表には明確な誤謬が認定されることとなります。

また、オランダ民法 Article 2:408 の中間持株会社の連結免除規程と、オランダ民法 Article 2:403 の財務諸表の作成及びファイリングの免除規程は併用することができない点に留意が必要です。中間持株会社の子会社が Article 2:403 の免除規程を利用し、中間持株会社がこれらの子会社に対する法的責任認定を表明している場合には、中間持株会社は Article 2:408 の連結免除規程を適用することはできません。この場合、中間持株会社の連結財務諸表の作成負担を回避するために、中間持株会社より上位の親会社が連結財務諸表を作成し、かつ、中間持株会社及び子会社に対する法的責任認定を表明することにより、Article 2:403 の適用要件を満たす方策を検討する必要があります。

ii Article 2:408 の免除規程の適用

オランダ民法 Article 2:408 の適用条件が満たされた場合、中間持株会社は次の義務が免除されます。

- ・ 傘下子会社を含む連結財務諸表の作成
- ・ 非連結子会社に関する注記（非連結子会社の直近の損益及び純資産情報の開示）の記載

しかし、第 2 章にて説明した通常条件に基づき、中間持株会社は依然として単体財務諸表の作成及びファイリング義務を負っています。なお、単体財務諸表には、オランダ民法 Article 2:408 の連結免除規程を適用している事実を開示しなければなりません。

なお、連結免除規程が適用される場合、中間持株会社は、保有する子会社株式を取得原価で測定することができます（連結免除規程が適用されない場合は、純資産評価法による測定が必要となります）。加えて、配当収入や利息収入は会社サイズ判定上の「売上高基準」には含ま

れなくなるため、会社サイズの観点からも重要なメリットを享受することができます。詳細については、以下をご参照ください。

iii. 企業サイズの判定基準への影響

第 2 章にて、企業サイズの判定にあたって、持株会社は原則子会社を含む連結ベースでの財務数値で評価される必要がある点をご説明しました。しかし、オランダ民法 Article 2:408 が適用される場合には、当該連結数値ベースでの会社サイズ判定を行う必要はなく、中間持株会社の単体財務数値での判定が容認されています。この結果、ほとんどの中間持株会社の会社サイズは「小会社」または「小規模会社」と判定され、法定監査の免除や財務諸表の作成・ファイリング要件の緩和措置を受けることができます。これは Article 2:408 の連結免除規程のもう一つの重大なメリットといえます。

4.4 グループ会社のファイリングおよび監査免除規程 (オランダ民法 Article 2:403)

グループ会社は、厳しい要件が付されているものの、財務諸表のファイリングに関する免除規程を適用することができます。ファイリングの他にも免除項目があります。

i. 適用条件

オランダ民法 Article 2:403 の免除規程を受けるためには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

A 免除規程の適用を受ける企業の財務情報が、その親会社の連結財務諸表に連結されていなければなりません。また、この際の親会社連結財務諸表は、EU-IFRS または EU 指令 2013/34 (EU 域内の財務諸表の比較可能性を担保するための指令) に準拠して作成されている必要があります。また、作成言語はオランダ語、ドイツ語、フランス語、または英語のいずれかにより作成され、また、オランダ商工会議所への適時にファイリングされなければなりません。

B 免除規程の適用を受ける企業の親会社は、連結財務諸表を作成するに当たり、子会社の法的行為により生ずる債務に対して連帯保証義務を負う旨を書面により宣言しなければなりません。



AN 177 40 ND
OOST VRIES LANT

C 直接株主は、当該免除規程を適用する合意書（株主の全会一致によるもの）を書面で宣言しなければなりません。当該宣言は、会計年度の開始後、財務諸表の株主承認前までの期間に行われなければならない、その後も毎年確認を行わなければならない。

D B 及び C に基づく親会社及び株主の宣言書は、オランダ商工会議所に適時にファイリングされなければならない。

なお、オランダ民法 Article 2:403 の免除規程は、オランダ民法 Article 2:398.7 で定義される「社会的影響度の高い事業体 (PIE: Public Interest Entity)」に該当する場合は適用することができません。

当該免除規程を適用する場合に、親会社にあたる企業は、子会社の法的債務の連帯責任義務及び連結財務諸表の作成義務を負うことになります。この場合の親会社は、直接親会社、中間親会社、究極の親会社のいずれかと考えられます。

前段（第 4.3 章）にて説明した通り、オランダ民法 Article 2:408 の中間持株会社の連結免除規程を適用する企業は、オランダ民法 Article 2:403 のグループ会社のファイリング免除規程を適用することはできません。

また、子会社の法的債務の連帯責任義務に関しては、宣言書の署名日又は宣言書のファイリング日のいずれか早い方の日付から、その法的効力が発生します。当該宣言書の取消申請は、商業会議所の登録簿へのファイリング及び公告を通じて行われなければならない。オランダ民法 Article 2:404 も合わせてご参照ください。

オランダ民法 Article 2:403 には厳しい適用条件が要求されているため、この免除規程の適用は慎重な検討が必要となるため、専門家に対して適切な助言を受けることが望まれます。

ii Article 2:403 の免除規程の適用

オランダ民法 Article 2:403 の適用条件が満たされた場合、対象となるグループ会社は次の便益を受けることができます。

- ・ 取締役報告書の作成義務が免除されます。

- ・ 株主総会における決算及び配当決議の基礎資料として、簡易版の貸借対照表及び損益計算書のみでも容認されます。
- ・ 商工会議所へ簡易版の財務諸表をファイリングする義務が免除されます。
- ・ 通常の財務諸表の注記開示が免除されます。
- ・ (該当する場合) 法定監査の受託義務が免除されます。

簡易版の貸借対照表及び損益計算書は、オランダ民法 Part 9 (財務報告に関する要求事項) の規程を遵守する必要はありません。ただし、最低限の要件として、貸借対照表及び損益計算書に次の項目を含めることが要求されています。

簡易版の貸借対照表に最低限含めなければならない項目

- ・ 固定資産合計
- ・ 流動資産合計
- ・ 純資産額
- ・ 引当金
- ・ 負債

簡易版の損益計算書に最低限含めなければならない項目

- ・ 税引後の経常利益
- ・ 税引後のその他の損益

簡易版の財務諸表は、オランダ会計基準に準拠して作成する必要はなく、親会社の会計方針に準拠して作成することも認められています。ただし、この場合、親会社の会計方針が、オランダの法律に規定されている一般に公正妥当と認められた会計処理方法の要件に準拠していることが必要です。

4.5 連結財務諸表の雛形及び開示項目

オランダ民法 Article 2:361 では、企業の財務諸表は以下項目で構成されると定義されています。

- ・ 単体財務諸表
- ・ 連結財務諸表 (該当する場合)

連結財務諸表の雛形及び開示項目は、特定の法律上の問題や連結財務諸表特有の開示項目を除き、単体財務諸表とほぼ同様になります。

i. 財務諸表の開示項目

財務諸表は、通常、次のもので構成されます。

【連結財務諸表の場合】

- ・ 連結貸借対照表；
- ・ 連結損益計算書；
- ・ 連結キャッシュ・フロー計算書
- ・ 連結注記表

【個別財務諸表の場合】

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 個別注記表

連結財務諸表を作成

ii 連結財務諸表における追加開示項目

第2章で説明した単体財務諸表の開示要件に加えて、連結財務諸表の観点から追加が必要とされる開示がいくつかあります。

純資産調整表

連結貸借対照表の純資産価額と単体貸借対照表の純資産価額との間に差異が生ずる場合は、当該差異の説明を注記事項として記載しなければなりません。同様に、連結損益計算書の当期純利益額と単体損益計算書の当期純利益額に差異が生ずる場合も、当該差異の説明を注記事項として記載しなければなりません。

オランダ会計基準上、単体財務諸表においても子会社株式は純資産価額で評価する必要があることから、連単の純資産価額に差異が生ずることは通常想定されません。ただし例外として、企業がIFRS（第5章を参照）を会計方針として採用している場合、または、債務超過に陥っている子会社がある場合には、連結貸借対照表と単体貸借対照表の純資産価額に差異が生ずることが考えられます。

持分投資の詳細開示

親会社が保有する持分投資の詳細については、第2.6章にて説明されている開示を行う必要がありますが、それに加えて連結財務諸表作成の観点からも、持分投資に関する追加開示が必要となります。なお、開示が必要な持分投資は、親会社が直接保有しているものに限らず、他のグループ会社を通じて間接的に保有しているものも含まれます。オランダ民法 Article 2:414 は、特に下記事項に関する詳細開示を要求しています。

- ・ 連結子会社
- ・ 持分法適用会社
- ・ 比例連結適用会社
- ・ 非連結子会社

少数株主持分

当期純利益に対する少数株主の持分割合を財務諸表に開示する必要があります。加えて、連結株主資本等変動計算書（貸借対照表の注記の一部）にも、少数株主持分の期中変動を記載する必要があります。

iii オランダ民法 Article 2:402 の免除規程

親会社がオランダ民法 Article 2:402 の免除規程を適用する場合、単体財務諸表上に完全版の損益計算書を開示する義務が免除されます。この結果、親会社は次の情報を単体の損益情報として表示するだけで足りる。

- ・ 持分投資から生ずる損益
- ・ 税引後当期純利益

オランダ民法 Article 2:402 の免除規程を適用する場合、その旨を連結財務諸表に注記しなければなりません。ただし、当該免除規程は、オランダ民法 Article 2:398.7 で定義される「社会的影響度の高い事業体 (PIE: Public Interest Entity)」に該当する場合は適用することができません。■

5 オランダ財務諸表における IFRS の適用



第3章で述べたように、財務諸表はオランダ会計基準またはIFRS (EU-IFRS、オランダ民法 Article 2:362.8 DCC) を適用して作成されます。本章では、企業がオランダ財務諸表をIFRSに準拠して作成することを選択した場合の取り扱いについて説明します。また、IFRSとオランダ会計基準との主な相違点についても要約しています。なお、上場企業は連結財務諸表にIFRSを適用する必要がありますが、単体財務諸表については、後述5.2節で説明する3種類のオプションがあります。

5.1 オランダにおけるIFRSの適用

i. 上場企業向けIFRS

EU規制市場に上場している企業はすべて、連結財務諸表にはEUによって承認されたIFRSを適用する必要があります。この要件は、欧州連合の規制対象取引所に上場されているあらゆる企業に適用されます。オランダ証券取引所に上場している企業のIFRS適用を監督する責任は、金融市場監督庁 (AFM) にあります。

ii. IFRSとオランダ民法

非上場企業については、オランダ民法に基づきIFRSに準拠して連結財務諸表を作成することが認められています。年次財務報告の適用会計基準としてIFRSを採用したとしても、企業がオランダ民法の適用を免除されるわけではありません。オランダ民法 Article 2:362.9 では、IFRS採用企業がどのオランダ民法の条文を適用すべきかについて言及しています。この結果、とりわけ、IFRSが適用される場合には、企業の規模 (第2章を参照する) にかかわらず、財務諸表の強制監査及びオランダ民法 Article 2:391 に基づく取締役会報告書の作成が義務付けられます。オランダ民法は、取締役会の報酬、年間の従業員数、監査人から提供された (非) 監査サービスに対する報酬など、具体的な追加情報の開示を要求しています。

さらに、オランダ法では、資産計上された開発費及び設立費用に対する準備金、再評価差額金、為替換算調整勘定、配当が制限されている持分利益に対する準備金など、いくつかの分配不能準備金が規定されています。

iii. IFRSとオランダ会計基準

オランダ会計基準審議会は、オランダ会計基準の多くをIFRSへコンバージョンさせてきましたが、最近新たに、収益認識のための新しい会計原則案を公表しました。これはIFRS第15号とほぼ同じ内容です。これらの修正に加えて、オランダ会計基準は、新しいIFRS第15号「顧

客との契約からの収益」、IFRS第16号「リース」及びIFRS第9号「金融商品」の予想信用損失モデルを、オランダ基準ベースの財務諸表に任意で適用することを容認しています。企業が財務諸表の作成にオランダ基準を採用し、この任意適用を選択する場合、任意適用された特定のIFRS基準は表示及び開示要件を含め一体的に適用する必要があります。

一方で、オランダ会計基準とIFRSとの間には、まだまだいくつかの差異が存在します。たとえば、オランダ会計基準は、確定給付年金制度 (DB) と確定拠出年金制度 (DC) の会計処理を区別せず、負債アプローチを採用しています。その他、オランダ会計基準では、特定の条件が満たされる場合、デリバティブ取引を時価評価ではなく原価評価で評価することを容認しています (コストプライズヘッジ)。当該方法は、オランダ会計基準では認められていますが、IFRSでは認められていません (オランダ会計基準270号/221号)。オランダ会計基準における収益認識は、重要なリスクと経済価値が顧客に移転された場合の収益認識 (リスク経済価値アプローチ) を基本としているのに対し、IFRS第15号における収益認識は、企業が商品またはサービスの支配権を顧客に移転した場合の収益認識を基本としています。これにより、収益認識のタイミングのみならず、本人または代理人 (エージェントまたはプリンシパル) の判断にも、オランダ基準とIFRSで異なる評価が行われる可能性があります。

iv. 中小企業向けIFRS基準 (SMEs) の適用

2015年に改正されたオランダ民法に対する 'Memorie van Toelichting' (背景説明) の中で、オランダ省は、オランダ民法の規定に抵触しない限りにおいて、中小企業向けIFRS (SMEs) をオランダの事業体が適用できることを確認しました。2016年1月1日に改正されたオランダ民法と改訂後のSMEsの間にはわずかな差異があるのみです。

5.2 連結財務諸表および単体財務諸表で利用可能なオプション

連結財務諸表がオランダ会計基準に基づいて作成される場合、単体財務諸表もオランダ会計基準に基づいて作成される必要があります。IFRS に基づいて連結財務諸表を作成する場合、経営者は単体財務諸表を作成するための3つの異なるオプションがあります。当該オプションを採用する場合、オランダ会計基準は、オランダ会計基準審議会のガイドラインとオランダ民法 Book 2 Title 9 をともに適用する必要があります。3つの異なるオプションの概要は以下の通りです。

オプション3である連結財務諸表(IFRS)と同様の会計方針、測定原則を単体財務諸表に適用し、注記等のその他の開示情報はオランダ会計基準を適用する方法は、実務上最も一般的に適用されるオプションです。連結会社の単体財務諸表上の子会社株式は、純資産価額または持分法により測定されます。このオプションを使用すると、企業の単体財務諸表の純資産と連結純資産は同じ金額となります。このオプションを使用している間、貸借対照表と損益計算書にオランダの法律モデルが適用され、例えば、単体財務諸表でキャッシュフロー計算書を作成する必要はありません。さらに、オプション3に基づく単体財務諸表では、通常IFRSを適用した場合と比較してかなり限定された開示しか要求されていません。オランダ会計基準100号107項によれば、企業の単体財務諸表に適用する必要があるIFRSの原則(オプション3の適用)には、純資産のIFRS分類基準が含まれています。例えば、IFRSの連結財務諸表で負債に分類されている金融商品は、たとえオランダ基準が適用されていた場合に純資産に分類されていたとしても、単体財務諸表では負債として表示する必要があります。

5.3 IFRS 採用企業に適用されるオランダの一部の関連法令

企業がIFRSを財務報告に適用する場合、オランダ民法 Article 2:362.9 は、IFRSの要件に加えてオランダの法律のどの条項が適用されるかを規定しています。以下は、これらの記事の概要です。

企業がIFRSに基づいて財務諸表を作成する場合、オランダ民法 section 11 of Book 2 は適用されない。オランダ民法 Section 11 では、中小企業に適用される免除、例えば、財務諸表の監査免除や取締役報告書の作成免除が規定されています。オランダ民法 Section 11 は、IFRSを用いて財務諸表を作成する場合には適用されないため、これらの免除規定は使用できません。また、年次報告にIFRSを適用する場合、オランダ民法 Section 13 (連結財務諸表)は適用されません。Section 13には、中間持株会社に対する連結財務諸表作成免除(オランダ民法 Article 2:408, chapter 4.3 参照)が含まれています。したがって、IFRSを採用する場合、原則として連結財務諸表を作成する必要があります。ただし、IFRSにもオランダ民法同様、連結財務諸表作成免除規定(IFRS第10号第4項)が存在します。

	連結財務諸表	単体財務諸表
1	オランダ会計基準	オランダ会計基準
2	IFRS	オランダ会計基準(オランダ会計基準に完全準拠した会計方針と測定原則の適用)
3	IFRS	オランダ会計基準(連結財務諸表(IFRS)の会計方針及び測定原則の適用)
4	IFRS	IFRS



オランダ民法条文 / セクション	トピック
Section 7	取締役報告書
Section 8	その他の情報
Section 9	財務諸表の外部監査
Section 10	財務諸表の公表
Article 2:362.6	財務諸表が真実かつ公正な情報を十分に提供していないといえる誤謬。その場合、企業は商工会議所に誤謬に関する声明書を提出する必要があります。
Article 2:362.7	総会が他の言語を使用することを決定した場合を除き、財務諸表はオランダ語で作成する必要があります。
Article 2:362.10	財務諸表に適用される会計基準の開示
Article 2:365.2	設立、株式発行及び開発費の資産化に関する開示
Article 2:373	持分の各部分の開示、法定準備金の計上に関する規則
Article 2:379.1	ビジネス及び主たる事業所の場所及び発行済株式資本の 1/5 以上を出資する株主、又はパートナーとして債権者にその責任を負うものの名称。
Article 2:379.2	子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社に対する持分および投資の結果の開示（適用除外が適用される場合を除く）
Article 2:380b sub d	商工会議所登録番号
Article 382	平均従業員数
Article 382a	外部監査人による監査報酬およびその他の非監査業務に対する報酬
Article 2:383	取締役の報酬、貸付金、前払い、保証金、および貸倒損失の開示要件
Article 2:383b through e	取締役の報酬、融資、前渡金、保証に関する開示要求事項 (NV のみ)
Article 2:389.8	外貨から機能通貨への換算の場合の為替換算調整勘定 (正負両方) は、利益準備金に含める必要があります。
Article 2:389.10	連結財務諸表と単体財務諸表における純資産及び純利益との差異を開示する必要があります。
Article 2:390	時価で評価する場合の再評価積立金の計上基準 (分配不能準備金であるという事実を含む)

5.4 オランダ会計基準と IFRS の主な相違点の概要

以下の表は、IFRS とオランダ会計基準との主な相違点を明らかにすることを目的としたものであり、基準差異を網羅的かつ詳細に示したものではありません。下表は、2020 年 1 月 1 日までに公表された IFRS

に基づいており、オランダ会計基準に関しては、2020 年 1 月 1 日以降に開始する年度の財務諸表に適用されるオランダ会計基準 2019 版に基づいています。IFRS とオランダ基準の相違点と類似点の詳細については、‘Similarities and differences Dutch GAAP vs. IFRS (March 2018)’ も合わせてご参照ください。

<p>貸借対照表日後の後発事象</p>	<p>IFRS</p> <p>原則として、貸借対照表日が事象や取引が財務諸表に反映されるかどうかを決定する基準日です。例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表日後に決議された配当は負債として認識されません。 ・ 貸借対照表日後に行われた借換えに関連する負債は、貸借対照表日後の事象として処理されます。 ・ 財務制限条項に違反した場合、貸借対照表日前に貸手が 1 年間の返済猶予を認めた場合に限り、貸借対照表上、固定負債として表示することができます。 ・ 事業再構築引当金が計上されるのは、企業が事業再構築のための詳細な正式計画を有しており、貸借対照表日の末日以前に当該計画の実施を開始した場合、又は当該計画の詳細に影響を受ける対象者に公表した場合のみに限られます。 <p>オランダ会計基準</p> <p>貸借対照表日後、かつ財務諸表の発行日前に発生した後発事象または取引は、財務諸表において一定の条件または状況の下で考慮されます。例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業は、配当が貸借対照表日後に決議された場合に、当該未払配当を負債として認識するか否かを選択することができます。 ・ 借換えに関連する負債は、借換えが貸借対照表日後、財務諸表の発行日前に完了した場合には、固定負債として表示することができます。 ・ 財務制限条項に違反した場合、財務諸表の発行日以前に貸手が 1 年を超える期間の放棄を認めた場合には、負債を固定負債として表示することができます。 ・ リストラクチャリング引当金は、企業が事業再構築計画を有しており、その計画が貸借対照表日前に正式化され、かつ、企業が当該計画の実施を開始した場合、又は、事業再構築計画の主な特徴を、貸借対照表日後であって財務諸表の発行日前に影響を受ける対象者に公表した場合に認識することができます (このような状況下では、企業は引当金を認識せず、リストラの事実のみを開示することも可能です)。
---------------------	---

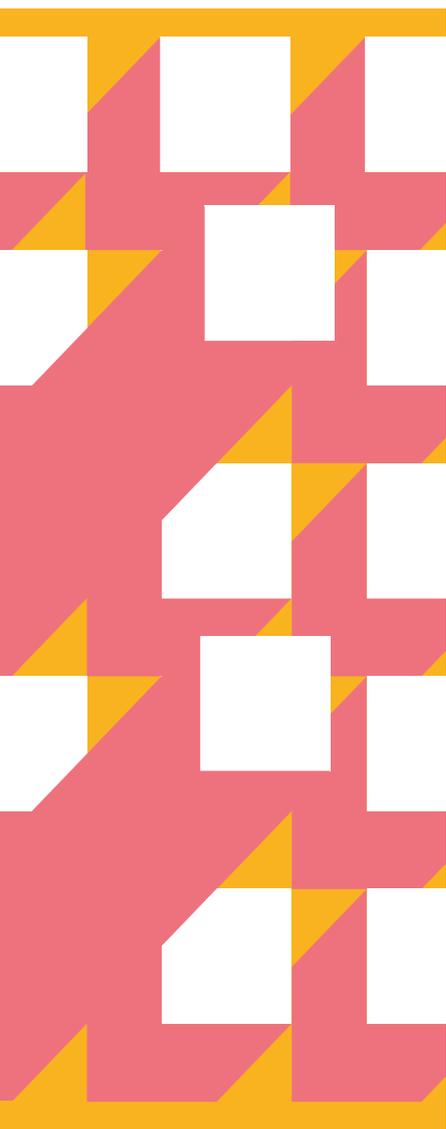
初度適用	<p>IFRS 初回適用時は、企業の最初の IFRS 財務諸表の報告日 (移行日) 時点で有効な IFRS の完全遡及適用が必要です。ただし、企業結合等、一部の適用免除規定があります。</p> <p>オランダ会計基準</p> <p>初度適用に関する個別のガイドラインはありません。原則的には遡及的に会計原則を完全適用する必要があります。</p>
財務諸表	<p>IFRS 企業は、包括利益計算書を単一の計算書で表示するか、または個別の損益計算書と (その他の) 包括利益計算書からなる 2 つの計算書で表示する必要があります。</p> <p>財務諸表の決まった形式はありません。経営者は、その費用を機能別または性質別に表示する方法を選択することができます。機能別表示を選択した場合は、費用の性質別の追加開示が必要となります。</p> <p>オランダ会計基準</p> <p>包括利益計算書は、法的に主要な計算書を構成しません。また、オランダ会計基準は、モデル勘定に関する法令の雛形に従った損益計算書の開示を要求しています。さらに包括利益の概要 (オランダ会計基準 265 号) は大会社のみ必要です。この概要は、独立した主要な報告書として表示することも、注記の一部として株主資本に関する注記に追加して開示することもできます。</p>
企業結合	<p>IFRS 企業結合の会計処理にはパーチェス法が適用されます。取引費用は IFRS 第 3 号のもとで費用処理が必要です。偶発債務は支払確率にかかわらず認識する必要があります。</p> <p>のれんの償却は認められておりません。のれんについては、少なくとも年 1 回、減損テストの実施が必要です。IFRS では、非支配持分は公正価値法 (全部のれん) または持分比例法 (一部のれん) で測定され、オランダ会計基準とは異なるのれんの金額が計上される可能性があります。</p> <p>オランダ会計基準</p> <p>持分の結合とみなされる企業結合については、持分プーリング法の適用が必要です。持分プーリング法の適用は極めて稀な状況でのみ認められています。その他の場合には、企業結合はパーチェス法を用いて会計処理されます。取引費用は取得原価に含めて処理します。偶発債務は、信頼性のある見積りが可能であり、かつ、その対価が支払われる可能性が高い場合にのみ認識されます (オランダ会計基準 216 号 239 項)。</p> <p>のれんは、当初認識後、定期償却が必要であり、償却累計額及び減損損失累計額控除後の取得原価で測定されます。</p>
関連会社に対する投資及び持分法	<p>IFRS 関連会社に対する投資については、持分法が適用されます。取得原価法及び公正価値法は、単体財務諸表においてのみ認められています。</p> <p>持分法を適用する場合、関連会社に関連するのれんは関連会社の帳簿価額の一部を構成します。関連会社に対する投資の帳簿価額の一部として含まれるのれんについては、個別に減損テストを行う必要はなく、投資額全体の減損テストの一部として実施しています。</p> <p>オランダ会計基準</p> <p>企業は、関連会社に対する投資を次のいずれかの方法で会計処理することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 純資産価値法 ・ 名目純資産法 (純資産価値法を適用するのに十分なデータがない場合) ・ 減損控除後の取得原価 (一定の基準を満たす場合に限り) <p>純資産評価法は持分法と異なり、のれんは別個の無形資産固定産として貸借対照表上認識されます。そのため、別途償却の対象となり、かつ、減損の兆候がある場合には個別の減損テストの対象となります。</p>

金融商品—当初及びその後の測定	金融商品の当初測定は、オランダ会計基準、IFRS 双方、公正価値で認識されます。
	金融商品の当初認識後の測定は、オランダ会計基準と IFRS それぞれ、定められた分類に基づき行われます。2 つのフレームワークは、異なる分類（測定）を有しています。金融資産と金融負債の相違は以下のとおりです。
金融資産 - 分類とその後の測定	<p>負債性金融資産</p> <p>負債性金融資産は、次の項目に基づいて分類する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融資産に関連する企業のビジネスモデル ・ 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー（いわゆる「SPPI テスト」）
	<p>IFRS は、負債性金融資産について 3 つの測定方法があります。契約上の条件により元利金の支払のみが行われる場合(SPPI)、かつ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ビジネスモデルが満期保有目的（元本と利息の回収のみ）：償却原価で測定 2. ビジネスモデルが満期保有または売却目的：公正価値で測定し、その他の包括利益を通じて公正価値の変動を認識（リサイクリングあり） 3. 負債性金融資産が SPPI 及びビジネスモデル・ テストの要件を満たさない場合、損益計算書を通じて公正価値の変動を測定・ 認識 <p>IFRS には、会計上のミスマッチを解消するために、損益計算書を通じて公正価値の変動を測定・ 認識するオプション（公正価値オプション）が含まれます。</p>
	<p>資本性金融資産</p> <p>資本性金融資産の種類は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式投資が売買目的で保有されていない場合：IFRS 第 9 号が適用され、その他の包括利益（リサイクリングなし）を通じて公正価値で測定 2. その他の包括利益オプションによる公正価値を選択していない場合または売買目的で保有している場合：損益計算書を通じて公正価値を測定 <p>IFRS には、会計上のミスマッチを解消するために、損益計算書を通じて公正価値の変動を測定・ 認識するオプション（公正価値オプション）が含まれます。</p>
	<p>オランダ会計基準</p> <p>オランダ会計基準では、次の 5 つの金融資産カテゴリが区別されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. トレーディング・ ポートフォリオの一部：損益を通じて公正価値で測定する方法 2. デリバティブ取引：後述の「デリバティブとヘッジ」を参照 3. 購入借款及び債券： <ol style="list-style-type: none"> a) 満期保有貸付金：償却原価法で測定 b) その他の債券：純損益を通じて公正価値で測定する方法と償却原価で測定する方法 4. トレーディング・ ポートフォリオに含まれない貸付金及びその他の債権：償却原価で測定 5. 資本性金融資産に対する投資 <ol style="list-style-type: none"> a) トレーディング・ ポートフォリオの一部でない上場株式：損益または資本を通じて公正価値で測定（評価益） b) トレーディング・ ポートフォリオの一部ではない非上場株式投資：原価または損益または資本を通じて公正価値で測定 <p>オランダ会計基準には、IFRS と同様の公正価値オプションはありません。</p>

金融商品—デリバティブ及びヘッジ	<p>IFRS デリバティブは公正価値で測定され、価値の変動は損益を通じて認識されます (ヘッジ会計を適用していない場合に限る)。ヘッジ会計は、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動による損益への相殺効果を認識します。ヘッジ会計の方法には、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フローヘッジ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジの3種類があります。</p> <p>デリバティブは時価で再測定されます。</p> <p>オランダ会計基準</p> <p>オランダ会計基準 290 号の取り扱いは、基本的に IFRS と類似しています。ただし、以下のような重要な相違があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式に基づくものを除き、デリバティブは原価または市場価格のいずれか低い方で測定することが認められています。 ・ オランダ基準にはコストプライスヘッジが認められています。 ・ 個別のヘッジ文書の代替として包括的なヘッジ文書の作成が許容されています。 ・ 重要な条件が定性的同等である場合、遡及的な定量的有効性テストはオランダ会計基準では要求されません。
金融商品—減損	<p>IFRS IFRS 第 9 号は、予想信用損失の測定・認識を求めています。IFRS 第 9 号に基づき予想信用損失を測定する際には、企業は将来に関する情報も考慮する必要があります。IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルは、以下の各段階で構成されています。</p> <p>ステージ 1 (信用リスクの重要な増加はない) 企業は、当該金融商品の貸倒引当金を 12 ヶ月の予想信用損失と同額分認識する必要があります。</p> <p>ステージ 2 (信用リスクの重要な増加がある) 企業は、金融商品の貸倒引当金を、全期間の予想信用損失又は信用リスクと同額分認識する必要があります。</p> <p>ステージ 3 (信用リスクが毀損) 企業は、金融商品に信用減損が生じている場合には、全期間信用損失を測定し認識する必要があります。</p> <p>償却原価で測定される金融資産については、貸倒引当金の変動は損益計算書に認識されます。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、貸倒引当金はその他の包括利益計算書に認識されます。</p> <p>オランダ会計基準</p> <p>オランダ会計基準は、発生信用損失モデルを原則としていますが、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルの使用も認められています。各報告期間の末日において、取得原価又は償却原価で測定された金融資産について減損の客観的証拠の有無を検査します。客観的証拠が存在する場合には、減損損失を計算する必要があります。減損損失は直ちに損益計算書に計上されます。客観的証拠がその後の期間に存在しなくなった場合、減損損失はその後の期間で損益計算書で戻入処理されます。上記の減損処理方法に代わるものとして、オランダ会計基準は、償却原価で測定された金融資産について、取得原価またはそれより低い市場価値で測定する方法を認めています。この会計方針の選択は、償却原価で測定されるサブカテゴリ—金融資産ごとに一貫して適用する必要があります。</p>
従業員給付、確定給付制度	<p>IFRS IAS 第 19 号「従業員給付」は、確定拠出制度の定義を満たさない限り、すべての年金制度を確定給付制度 (DB) とみなしています。したがって、事業主の年金基金への拠出負担が事前に合意された拠出額に限定されず、事業主に法的または推定的な債務が存在する場合は、確定給付制度として取り扱われます。</p> <p>オランダ会計基準</p> <p>オランダ会計基準では、確定給付型制度と確定拠出型制度は区別されていません。代わりに、オランダ会計基準 271 号は年金会計に負債アプローチを適用しています。事業主が年金基金に支払うべき年金拠出金は費用処理されます。年金制度の会計処理に関しては、IFRS または米国会計基準を使用することも認められています。</p>
法人税等	<p>IFRS 繰延税金資産及び負債は、報告日において適用される、又は実質的に制定されている税率に基づいて測定されます。繰延税金資産及び負債の割引計算は認められていません。</p> <p>オランダ会計基準</p> <p>IFRS と原則類似しています。ただし、繰延税金資産及び負債を割引現在価値で測定することが認められています。</p>

<p>廃止事業及び売却 予定資産</p>	<p>IFRS 非継続事業は損益計算書とキャッシュ・フロー計算書にそれぞれ独立区分して表示する必要があります。非継続事業に関連して追加的な注記が必要です。</p> <p>オランダ会計基準</p> <p>損益計算書において、非継続事業の区分表示は認められていません。非継続事業については注記が必要です。</p>
<p>非金融資産</p>	<p>IFRS 有形固定資産と無形固定資産については、原価モデルと再評価モデルの2つの会計方針を選択できます。再評価モデルを使用する場合、資産は再評価日の公正価値から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した再評価額で計上されます。再評価により資産の帳簿価額が増加した場合、その増加額はその他の包括利益に認識され、「再評価準備金」として純資産の部に計上されます。 のれん及び耐用年数が確定できないその他の無形固定資産については償却を行わず、毎期、減損テストを実施します。</p> <p>オランダ会計基準 有形固定資産と無形無形資産については、その後の測定のために、取得原価モデルと現在原価モデルの2つの会計方針の選択が可能です。現在原価は、現在原価価格または正味実現可能価額のいずれか低い方です。現在原価価格は、資産の現在の購入価格と追加コスト（ある場合）、または、資産の現在の製造原価（原材料、労働力、間接コストの合理的な部分と追加コスト、減価償却累計額控除後）を含みます。 企業が現在原価に基づいて資産を再評価する場合には、再評価益が過去に行った再評価損の戻し入れでない限り、再評価積立金として資本（法定準備金）に認識します。 のれんを含むすべての無形固定資産は、耐用年数が確定できるものと仮定して償却します。</p>
<p>維持管理費・解体 撤去費用 - 認識</p>	<p>IFRS 有形固定資産項目の大規模な検査または部品の交換の費用は、その耐用年数にわたって定期的に発生し、資産の認識基準を満たす限りにおいて資産化されます。過去の検査又は交換部品の帳簿価額は除却処理されます。</p> <p>資産の解体・撤去費用または現状回復費用は、資産の一部として資産化されます。資産除去債務は、当該資産を取得したとき、または特定の期間中に資産を使用したことで当該義務が生じた際に認識します。</p> <p>オランダ会計基準</p> <p>IFRS と原則類似しています。ただし、主要な検査又は解体に要する費用の引当金を認識（累積的に認識）することが認められています。</p>

6. 会社の税金



この章の目的は、税務担当者が実務上頻繁に直面する問題に基づき、重要なオランダ税務上の取り扱いに関する一般的な概要を提供することです。この章は 2020 年 1 月 1 日現在に適用されるオランダ税法に基づいています。この章で説明されている税目及びその他の税目に関するさらなる情報に関しては、オランダで事業又はオランダに投資を行うにあたって参考となる重要な情報を紹介している「PwC Doing Business in the Netherlands 日本語版」を合わせてご参照下さい。

なお、法人税の分野は非常に複雑であり、検討にあたっては専門家の助言を求めることが推奨されます。

6.1 税務上の居住者及び非居住者

法人税は居住者及び非居住者の両方に対して課されます。オランダ税務上、オランダで実質的に管理支配が行われている場合、その企業はオランダ居住者とみなされます。また、オランダ国外から実質的な管理支配が行われている場合であっても、オランダ法により設立された法人である場合、オランダ居住者とみなされます。その結果、税務上の双方居住者の問題が生じる可能性があります。一般的には、租税条約の双方居住者の規定（実質的な管理支配地基準）によって企業の税務上の双方居住の問題は回避されますが、一定の場合、経済協力開発機構（以下、OECD）の多国間協定の導入に基づき、双方居住者の租税条約上の居住性について租税条約の適用を受ける前に両締結国の権限のある当局の合意が必要です。

オランダ居住者である法人は全世界所得に対して法人税が課されます。また、当該法人の国外源泉所得に対しては外国法人税が課される可能性もあります。オランダ税法上、課税済みの所得又は他の国で課税を受ける所得に対して二重課税を排除するための様々な制度が存在します。具体的には、国外支店の国外所得免税制度、租税条約又は二重回避防止規定の中で二重課税を回避するための措置が規定されています。さらに、オランダ資本参加免税制度の適用により経済的な二重課税の軽減が可能です。

オランダ非居住者である法人とは、例えば以下のようなオランダ国内源泉所得を受領しているオランダ非居住法人をいいます。

- ・ オランダに所在する恒久的施設（以下、PE）又は PE とされる代理人を通じて稼得する事業所得
- ・ 実質的持分から生じる所得（オランダ居住者の 5% 以上の持分がオランダ個人所得税を回避することを主たる目的の一つとして保有され、その保有に経済的実態を伴った合理的な理由がない場合）
- ・ オランダに所在する不動産収入

原則として、オランダ非居住者である法人はオランダ国内源泉所得に対してのみ法人税が課されます。オランダに所在する恒久的施設の帰属所得は、独立企業間価格の前提を含む課税所得を決定するためのオランダの規定に従って計算されます。国外関連者間取引及び本店との間の内部取引は、恒久的施設をあたかも類似の状況下で類似の事業を営む独立した法人とみなして、移転価格の独立企業間原則に基づくものである必要があります。しかし、内部取引のうち内部利子及び内部使用料は原則として損金不算入として取り扱われます。

オランダ税務上、PE の帰属所得の計算方法に関しては、2010 年に OECD によって採用された「OECD 承認アプローチ（AOA：Authorised OECD Approach）」に基づくものとされています。

6.2 法人税

法人の毎期の課税所得に対して法人税が課されます。2020年は以下の段階税率が適用されています。

- ・ 課税所得 20万ユーロ以下の課税所得に対しては16.5%の軽減税率が適用されます。
- ・ 課税所得 20万ユーロ超の課税所得に対しては25%の通常税率が適用されます。

2021年1月1日以降、上記の軽減税率は15%、通常税率は21.7%まで引き下げられることとされています。法人の課税年度は、原則として定款で定められている事業年度と同様です。

i. 課税所得

課税所得の計算

原則として、課税所得は、資本取引（支払配当、出資、減資）以外の取引による法人の資本の増加要因（益金損金）に基づき計算されます。課税所得の正確な金額は、健全な商慣行に準拠する2001年所得税法に定められた一般規則、及び法人税法で定められた特定の規則に従って計算されます。国外関連者間取引は独立企業間価格に基づき実施される必要があります。例えば、国外関連者間の過度な経営指導料の受払いのように、独立企業間価格に基づき国外関連者間取引が実施されない場合、税務上原則として移転価格調整を行う必要があります。仮に移転価格調整を行わない場合、オランダ税務当局から法人の価格設定に関する指摘を受ける可能性があります。その場合、当該調整はみなし出資又は配当として取り扱われ、源泉税の対象となる可能性があります。

法人が独立企業間取引を実施していることを説明するためには、オランダ税務上求められる適切な移転価格文書を作成、保管することが求められます。詳細については、6.8 報告要件をご参照下さい。

機能通貨

オランダ税務上、原則として課税所得の計算で用いられる通貨はユーロになります。ただし、オランダ納税者の財務諸表が外国通貨により作成されており、その他の一定の要件を充足する場合、外国通貨を機能通貨として課税所得を計算することが認められています。ただし、法人税の納税はユーロで行う必要があります。

ii. 損金算入

事業に関連する全ての費用は税務上原則として損金算入が認められます。しかしながら、例えばのれんの償却費や支払利息等、一定の費用に対して損金算入制限を課す制度が存在します。

減価償却

税務上、のれんの償却費は取得価額の10%を上限として毎期損金算入が認められます。その他の事業用資産の減価償却費は取得価額の20%を上限として毎期損金算入が認められます。

また、不動産の減価償却費は、帳簿価額が地方自治体から公表されるWOZ評価額を上回る場合に限り、損金算入が認められています。不動産が所在する地方自治体がWOZ評価額を決定し、その評価額は通常不動産の市場価格と近似します。

投資所得控除

納税者は原則として課税所得から資産の投資コストを差し引くことができます。投資所得控除は投資促進の観点から納税者に対して追加の控除を認めており、当該所得控除の適用により課税所得の圧縮及び法人税の減額が可能で、当該所得控除は以下の投資に関して適用が認められています。

- ・ エネルギー効率対策や持続可能なエネルギーへの転換に貢献する特定の投資
- ・ 投資対象資産が「Environment List 2020」に含まれており、環境改善等に貢献する投資
- ・ 年間投資額が2,300ユーロ超、318,449ユーロ未満（ただし、450ユーロ未満の投資は考慮外）の小規模投資

支払利息

オランダ税務上、負債に係る利息に関して様々な損金算入制限制度を設けています。例えば、オランダ判例に基づき、実質的に資本の性質を有する負債性金融商品については、オランダ税務上は資本として取り扱われることになるため、当該負債の利息費用は損金算入が認められない場合があります。

負債又は資本

オランダ会計上、借入としての性質を有する金融商品については原則としてオランダ税務上も同様に借入として取り扱われます。しかし、以下のオランダ判例に基づく3つの状況下では、オランダ民法上は借入に該当するものであっても、オランダ税務上は資本として取り扱われま

- ・ 債権者が債務者に資本参加する条件が付与されている、いわゆる利益参加ローン (Profit participating loan)
- ・ 債務者の財政状況により返済が実施されないことが明らかなもの (いわゆるロス・ファイナンスローン (Loss-financing loan))
- ・ 当事者間で形式的に借入契約を締結しているものの、実際は出資を意図している、いわゆる仮装ローン (Sham loan)

オランダ税務上、負債が税務上の資本として取り扱われない場合、損金算入制限が課されない限り、当該負債に係る利息は独立企業間価格を前提として損金算入が認められます。なお、損金算入を行うためにはローンの貸付条件を踏まえて、当該支払利息が独立企業間原則に基づくものであることを移転価格の観点から文書化することが重要です。次に利息の損金算入制限について説明します。

税源浸食防止規定 (Article 10a)

税源浸食防止規定に基づき、関係会社等 (少なくとも出資持分の3分の1以上を保有する関係のある法人又は個人) からの借入に係る利息、費用及び為替差損は、当該借入がいわゆる「汚染された取引 (Tainted transaction)」に関連するとみなされる場合、損金算入が認められないこととされています。当該取引には、関係会社等への出資、配当、関係会社等に該当する法人の株式取得 (以下、出資等) が含まれます。

しかし、以下の事実該当する場合、税源浸食防止規定の適用はありません。

1. 借入と出資等に一定の事業上の合理性が認められる場合
2. 借入から生じる受取利息がオランダ税務上の観点から十分 (実効税率10%以上) に課税されている場合 (ただし、税務調査官が借入と出資等の間に事業上の合理性がないこと、又は当該借入が損失補填のために実施されていることを証明できる場合を除く)

過大支払利子税制 (Article 15b)

2019年以前は、借入により調達した資金を用いて買収した法人を連結納税グループに加入させる場合の連結納税における借入利息の損金算入規制 (Article 15ad) 及び株式取得のための借入に係る損金算入規制 (Article 13l) が存在しましたが、過大支払利子税制が2019年1月1日以降に導入されたことに伴い、当該損金算入規制は廃止されました。

EU 租税回避防止指令 I の実施の一環として導入された過大支払利子税制は、借入利息の損金算入を納税者の税務上の EBITDA の30% 又は1百万ユーロのいずれか高い金額に制限するものです。ただし、当該制度により損金不算入となった金額は翌事業年度以降制限なく繰越すことが認められています。

ハイブリッド・ミスマッチルール

EU 租税回避防止指令 II の実施の一環として導入されたハイブリッド・ミスマッチルールは、オランダ税務上、ご関連者間取引 (25% 以上の持分関係) 及びハイブリッド・ミスマッチによる経済的利益を生み出すことを意図した第三者との間の仕組取引に適用されます。当該ルールは、EU 加盟国間、又は EU 加盟国と第三国の間の取引に適用されます。2020年1月1日以降、ハイブリッド・ミスマッチに起因するオランダ納税者の費用は、当該費用に対応する所得がハイブリッド・ミスマッチによってオランダ国外に所在する受領者の課税所得に含まれない場合、損金算入が認められないこととされています。また、オランダ居住者である受領者が、オランダ国外に所在する支払者側で損金算入可能な所得を受領する場合、当該所得に対して免税等の適用は認められないこととされています。

納税者は、適用される措置の範囲内で補償、支払、損失の程度、発生方法を示す全ての関連情報を含めることが求められます。当該措置によりハイブリッド・ミスマッチの効果を無効にする一方、ハイブリッド・ミスマッチの効果をもたらず事業体に関する規定は変更されていません。そのため、依然としてオランダ法に基づき設立されるリバースハイブリッド事業体（つまり、オランダ税務上はパススルー課税の適用を受ける一方、当該事業体の出資者の所在地国では法人課税の適用を受ける場合、結果としていずれの国においても課税がなされない事業体）を用いたストラクチャーに対して当該税務上の効果を与える可能性があります。当該ストラクチャーに対する税務上の効果を排除するため、オランダは2022年1月1日以降、当該リバースハイブリッド事業体をオランダ納税義務者として課税する仕組みを導入することが予定されています。

事業目的に関連しない貸付金

オランダ判例によれば、国外国外関連者間取引取引と同様の条件・状況の下で独立第三者が受け入れられないような債務者のリスクを債権者が負担するような条件に基づきグループ内で貸付を行う場合、当該貸付取引は独立企業間価格で実施されていないとみなされます。その場合、当該貸付に係る利率は独立第三者間取引で成立すると認められる水準まで税務上調整される必要があります。仮に金融商品の負債の性質を変更せずに独立した第三者が類似の貸付を行う際に用いる固定金利まで調整できない場合、当該貸付は事業以外の動機により実施されるものとみなされます。この場合、貸付金の評価減による損失は税務上損金算入が認められません。

評価切り下げ債権の移転

子会社又は関連法人の子会社に対する債権の評価切り下げによる評価損がオランダ税務上損金される一方、その後以下の状況が生じる場合、当該評価損に関して再計算が求められる可能性があります。

- ・ オランダ納税者が国外関連者間取引に対して当該債権を移転する
- ・ オランダ納税者がその国外に所在する恒久的施設に対して当該債権を移転する
- ・ 債務者の事業（又はその一部）がオランダ納税者又は国外関連者間取引に移転する

当該再計算はオランダ法人税の対象になります。当該債権が現物出資又は債務免除される場合等、当該債権の消滅の認識により評価減の再計算が必要になる可能性があります。この場合、原則として課税されますが、同額の引当金の計上が認められています。債務者又は子会社の市場価値が増加する場合、当該引当金は取り崩されて課税されますが、一定の状況下では当該取崩しは非課税とされています。

税務上の引当金

対象となっている費用が貸借対照表日以前の事象に起因して発生し、当該期間に配分でき、将来の発生が相当程度確実な場合、税務上引当金の計上が認められます。

iii. CFC 所得

オランダ CFC 税制上、オランダ納税者が株式の50%超を直接又は間接に保有する外国法人（以下、CFC）が稼得した一定の受動的所得について、当該受動的所得が今期末までに分配されていない、又は当該 CFC が所在地国で経済活動を実施していないとみなされる場合、オランダ納税者の課税所得に CFC 所得として合算されることとなります。CFC は、低税率国（税率9%未満）又はオランダ政府のリストに掲載されている非協力的な国・地域に設立された子会社又は恒久的施設と定義されています。

iv. 研究開発税制

イノベーションボックス税制

企業の研究開発分野におけるイノベーション及び投資を推進するために、自社で開発した無形資産から生じる使用料を含む利益に対して、優遇税制であるイノベーションボックス税制が適用されます。イノベーションボックス税制上、納税者は一定の条件の下、当該無形資産から生じる所得に対して通常よりも低い税率を適用することが認められています。イノベーションボックス税制上の実効税率は最大で7%になりますが、20万ユーロ以下の課税所得に対してはさらに低い税率が適用されます。イノベーションボックス税制は、適格研究開発活動から生じる利益のみに対して適用されます。

イノベーションボックス税制はとても重要な優遇税制です。他の優遇税制との組み合わせにより、オランダは研究開発活動を実施している企業にとって理想的なロケーションとなります。ただし、多くの場合、イノベーションボックス税制の適用関係の検討は複雑になるため、オランダ税務当局からイノベーションボックス税制の適用に関するルーリングを取得することが有用です。

なお、2021年以降、オランダ政府はイノベーションボックス税制の適用税率を9%に引き上げることを検討していますが、現時点では決定に至っていません。

賃金税控除

いわゆるS&O（研究開発）の承認を得た新技術が適用された研究開発活動に従事する従業員がいる企業は、企業が支出する一定の研究開発費（例：研究開発に関連する人件費及びその他経費）の金額に応じて、会社負担の賃金税及び社会保険料の減額を受けることが可能となります。通常の場合、控除金額は、研究開発費35万ユーロまでは32%、それ以上は16%であり、賃金税の合計額が控除上限とされています。

v. 譲渡損益

原則として譲渡益は通常の所得と同様に課税されます。しかしながら、以下の例外規定が存在します。

- ・ 資本参加免税制度の適用を受ける株式の譲渡益は免税になります（詳細は6.2.6のセクションを参照）。
- ・ 減価償却資産の処分により生じる利益は、旧減価償却資産と同様の機能を持つ新たな資産に再投資されるために使用される場合、特別再投資準備金として繰越され、課税の繰り延べの適用を受けることができます。
- ・ 一定の条件を満たす場合、合併又は分割により生じる利益は繰り延べられます。

vi. 資本参加免税

オランダ資本参加免税の適用を受ける場合、適格株式保有から生じる配当、譲渡益、為替差損益はオランダ法人税法上免税となります。一方、適格株式保有から生じる譲渡損及びその他の損失は原則として損金不算入となります。ただし、一定の条件を満たす場合、子会社の清算に伴い生じる損失（清算損）に関しては損金算入が認められる可能性があります。なお、当該清算損の損金算入のための要件が2021年以降改正されることが予定されています。

オランダ法人が保有する子会社株式に対して資本参加免税を適用するためには、以下の要件の全てを満たす必要があります。

1. オランダ法人が子会社の株式等を5%以上保有すること（所有テスト）
2. 少なくとも以下の要件のいずれかを満たすこと
 - a. 子会社がポートフォリオ投資目的で保有されていないこと（目的テスト）
 - b. 子会社が適格ポートフォリオ投資持分に該当すること（資産テスト又は実効税率テストのいずれかを満たすこと）

なお、一定の要件を満たす場合、投資信託、リミテッドパートナーシップの持分及び協同組合のメンバーシップについても資本参加免税の適用を受けることが認められます。オランダ資本参加免税の適用を受けるための株式の保有期間の制限はありません。

子会社株式の取得に係る付随費用や移転に関連する費用も同様に資本参加免税の対象になるため、損金算入は

認められません。当該費用の損金算入性についてはオランダ税務当局との間で議論になることが多いため、子会社の買収や売却に伴い生じる費用の損金算入性に関する整理を行うことが強く推奨されます。また、子会社側で損金算入が認められる受取配当に対して資本参加免税の適用は認められません。

非適格ポートフォリオ投資持分については、資本参加免税の代わりに外国税額控除が適用されます。

vii. 国外所得免税

原則として、オランダ法人は全世界所得に対して課税されます。しかしながら、オランダでは国外所得免税制度があり、オランダ法人納税者の国外に所在する PE 帰属所得に対して国際的な二重課税排除規定を提供しています。当該メカニズムの下、オランダ税法に基づいて各国ごとに計算される PE 帰属所得の合計額が納税者の全世界所得から控除されます。その結果、オランダ国外に所在する PE の損失はオランダ本店の課税所得と相殺できず、為替差損益は当該課税所得に含まれます。ただし、外国における事業活動から撤退する場合、一定の条件下損失の控除が認められます。当該条件は 2021 年以降に改正が予定されています。一定の低税率国に所在する PE に対しては、国外所得免税制度に代わって税額控除制度が適用されます。

viii. 欠損金

オランダ居住者及び非居住者である納税者は、1 年間の繰戻還付及び 6 年間の欠損金の繰越が認められていますが、2019 年 1 月 1 日以前に生じた欠損金の繰越期間は 9 年間になります。しかしながら、欠損法人の買収を通じた欠損金の利用等に対処するため、究極の親会社による投資持分が 30% 以上変更になる場合、欠損金の使用制限が課される可能性があります。

2019 年以前は、持株事業及び金融事業から生じる繰越欠損金の使用制限を課すための制度が存在していましたが、現在は廃止されています。ただし、2018 年までの事業年度に発生した持株事業及び金融事業の繰越欠損金に対しては使用制限が適用されます。

ix. 連結納税

オランダ法人税法上、「fiscal unity」という連結納税グループを構成することを選択でき、その場合は 1 つの納税主体として取り扱われます。連結納税制度の下では、連結納税グループ間の取引はなかったものとみなされ、連結納税グループ法人間の所得と損失は相殺されず（ただし、複数の租税回避防止規定が存在します）。

連結納税制度を利用するための条件の一つとして、親会社が直接又は間接的にオランダ子会社の株式等の 95% 以上を保有することが求められています（所有要件）。2 つのオランダ法人が同じ EU 親会社に保有されている場合、又はオランダ法人が他の EU 所在法人を經由して他のオランダ法人の株式等を 95% 以上保有する場合も当該要件を満たすこととされています。なお、オランダ法人のみが連結納税グループを構成できますが、一定の条件の下で、管理支配地がオランダ国外である法人のオランダ PE については、当該法人がオランダ PE を通じてオランダで事業を行っている場合、連結納税グループに含めることが可能です。所有要件に加えて、他の要件も充足する必要があります。

連結納税グループに含まれる子会社はオランダ法人税の対象になりますが、税務目的の貸借対照表及び損益計算書は連結され、オランダ親会社が連結納税グループの納税を行います。

なお、オランダ付加価値税（以下、VAT）法上も連結納税制度が存在しますが、法人税法上の連結納税とは異なる制度になります。

6.3 資本税

法人に対する出資及び増資に係る資本税はありません。



6.4 利息及び使用料に係る源泉税

2020年までは、オランダ法人が支払う利息及び使用料に対して源泉税は課されません。ただし、利息の支払が配当とみなされる一定の場合（例：資本の性質を有する貸付金に係る利息）、当該利息に対して配当源泉税が課される可能性があります。

2021年以降、低税率国等に所在する国外関連者間取引に対する利息及び使用料の支払、及び一定の租税回避とみなされる場合に課される条件付源泉税が導入されます。当該条件付源泉税の税率は通常の法人税率と同様（2021年は21.7%）ですが、租税条約の適用により軽減される可能性があります。

6.5 配当源泉税

オランダ法人（BV、NV、持株協同組合を含む）からの配当に対しては15%の源泉税が課されます。

ただし、一定の要件を満たす場合、配当源泉税免税制度又は租税条約による軽減税率等の適用を受けることが可能です。

i. 配当源泉税免税

以下に該当する場合、オランダ法人が行う配当に係る源泉税は配当免税の適用を受けることが認められます。

1. オランダ法人からの配当の受益者は、オランダ又はオランダとの間で租税条約（配当条項を含む）を締結された国の居住者であること
2. 配当の受益者は、仮にオランダ居住者である場合、配当を支払うオランダ法人の持分に対して資本参加免税等を適用できること

ただし、以下に該当する場合、配当源泉税の免税規定は適用できません。

1. 配当の受益者の居住地国と第三国との間で締結された租税条約に基づき、配当の受益者がオランダとの間で租税条約を締結していない国の居住者とみなされる場合

2. 配当の受益者が、オランダ法人税が免税となる投資ファンド（いわゆる「vrijgestelde beleggingsinstelling」及び「fiscale beleggingsinstelling」）と同様に、法人税が免除される投資ファンドに該当する場合
3. 配当の受益者が配当の支払法人の株式を保有する主たる目的又は主たる目的の一つが他の法人におけるオランダ配当源泉税の回避である場合、及び資本構成が人為的であるとみなされる場合

ii. 配当ストリップング

上記に加えて、受益者が配当所得の受益者であるとみなすことができない場合、配当源泉税の免税の適用を受けることはできません。例えば、配当ストリップングが該当する可能性があります。当該事例について簡単に述べると、オランダ配当源泉税を回避又は軽減するために配当の支払法人の直接の株主を変更する「人為的」な取引が行われる一方、当該配当の実質的な受益者は変わらない場合、新株主は配当所得の受益者とはみなされません。

iii. 持株協同組合

原則として、協同組合からの配当が持株協同組合の適格持分の分配に該当しない限り、オランダ配当源泉税の対象にはなりません。以下の2つの要件を満たす場合、上記の持株協同組合の適格持分の分配に該当します。

1. 配当を行う前事業年度の協同組合の実際の活動の70%以上が株式保有又はグループ内金融活動から構成される場合、協同組合が「持株協同組合」に該当します。複数の要因が考慮される場合があり、協同組合自体が考慮の対象となります。協同組合が十分な実体を有している場合（例：積極的な関与、従業員、事務所）、当該協同組合は持株協同組合に該当しない場合があります。
2. 配当の受領者が、国外関連者間取引と共同で、持株協同組合の毎期利益及び/又は清算所得の5%以上を得る権利を有している場合、いわゆる適格持分を有するとみなされます。

iv. アップストリーム配当に係る源泉税の減額

以下の要件を満たす場合、オランダ法人が子会社から受け取り、その株主にさらに分配する配当に対してオランダ配当源泉税が減額されます。

- ・ 子会社がオランダとの間で租税条約を締結している国又はアルバ、キュラソー、シント・マールテン、BES諸島の居住者である。
- ・ オランダ法人がその子会社の払込資本の25%以上を保有している。
- ・ 子会社からの配当に対して資本参加免税が適用される。
- ・ オランダ法人に対する配当が5%以上の外国源泉税の対象となる。

オランダ法人による株主への配当のグロス金額の3%に相当する金額がオランダ配当源泉税額から控除されます。

v. 申告義務

配当支払法人は、配当実施後1ヶ月以内にオランダ税務当局に対して配当通知書の申告を行う必要があります。当該通知書は、オランダ税務当局に対して配当の受益者が配当源泉税の免税規定の適用を受ける資格を有することを示すための情報を提供します。

6.6 消費税

i. EUの制度

オランダ付加価値税(VAT)は、EU規則に基づいており、他のEU加盟国で使用されているものと本質的には同様です。しかし、EU加盟国間では、主にVAT税率、VATの要件、適用可能な事業等に関して、複数の重要な差異があります。

ii. オランダVAT制度

VATは実質的には消費支出に対する税金です。そのため、理論的には、事業活動に対して最終的な税負担をかけるべきではありません。これはインプットVATの控除制度によって補完されています。企業が物品やサービスを取得する場合、通常供給者に対してVATを支払います(インプットVAT)。企業が物品やサービスを他の事業者又は最終消費者に販売する場合、VATの具体的な免除規定が適用されない限り、当該他の事業者又は最終消費者はVATが課されます(アウトプットVAT)。仮に課税対

象となる供給のみを行う事業である場合、支払ったインプットVATは、一定期間ごとに合計され、受領したアウトプットVATから当該インプットVATを控除した残額をオランダ税務当局に納付(又は還付請求)することになります。その結果、最終消費者は購入した物品やサービスの価格に対するVATを最終的に負担することになります。

物品又はサービスの供給取引に対して0%の税率が適用される、又は免税とならない限り、事業の過程で課税事業者によりオランダで実施された物品及びサービスの供給に対して、VATが課されます。VAT課税事業者はオランダで事業活動を実施する者になります。さらに、課税事業者又は非課税納税主体によるオランダでのイントラコミュニティ(EU域内)の取得、個人によるEU域内取得及び物品の輸入も課税対象になります。

上記の全てのイベントは、非居住者がオランダで実施する場合も課税対象になります。

オランダでは、財務的、経済的及び組織的な結びつきによって相互に密接な関係のある法的に独立した複数の事業者を、単一の課税対象者(連結納税/VATグループ)として取り扱うことが認められています。

仮にオランダでの取引に対してVATの納税義務が課される場合、VAT登録を行う必要があります。

持株会社及び/又は金融会社のVATポジションには特別な注意が必要です。

iii. 税率

現在、オランダVATの標準税率は21%です。また、特定の生活必需品やサービス(例えば、飲食品、旅客輸送、特定の労働集約的な修理及び保守活動)に対しては、軽減税率が適用されます。0%税率は、例えば商品の輸出に適用されます。2019年1月1日以降、軽減税率は6%から9%に引き上げられています。

また、教育や医療サービス等の様々な種類の供給に係るVATは免税になります。0%税率と免税の違いは、免

税取引のために生じる費用にかかる VAT はインプット VAT として控除できないことです。原則として、0% 税率が適用される取引の場合、インプット VAT の控除が可能です

iv. 輸入 VAT の繰延べ

他の EU 加盟国とは異なり、オランダは輸入時に、実際に納付する輸入 VAT の繰延制度を導入しています。物品が EU 内に輸入される際に輸入 VAT を納付する代わりに、当該納付を VAT 申告時まで繰り延べることができます。当該制度では、輸入 VAT が申告対象となるものの、同額を VAT 申告上控除することができます。その結果、原則として輸入時に実際の VAT の納付が不要になり、一時的な納税負担を回避することができます。

v. 定型フォームのない管理及び電子インボイス

他のヨーロッパ諸国とは異なり、オランダでは自由なフォームでの管理が認められています。内容、可読性、そして 7 年間（不動産に関連する場合は 10 年間）の保管義務に関する一般的な要件がいくつかありますが、オランダ税務当局から要請を受けた際にデータが見やすく、かつ、分かりやすく利用できるように整理されている限り、基本的には事業者が書類の管理方法を自由に決めることができます。これにより、オランダ企業は、他の EU 加盟国と比較してオランダで求められる書類管理の義務を比較的容易に遵守することができます。

その他の利点として、オランダは定型フォームのない電子インボイスを認めています。標準的な請求書発行の要件は満たす必要がありますが、信頼性、内容の完全性、電子的に保管された請求書の可読性が保証されている限り、電子インボイスの送信方法は事業者任せられています。

vi. VAT 還付申請

一般的なオランダ VAT 還付申請は数週間以内に処理されます（キャッシュフローの観点から望ましい）。

vii. クイックフィックス

2020 年 1 月時点で、オランダを含む EU 加盟国は、EU 域内の B2B のクロスボーダー取引を対象とする 4

つの VAT 制度の改善のための短期措置（クイックフィックス）を導入することが求められています。これらのクイックフィックスは、会社の管理システム、VAT 登録、契約書、電子を含む書類や請求書に影響を及ぼします。

6.7 給与税

i. 賃金税及び国民保険料

オランダに居住地（又は恒久的施設）を有し、従業員を雇用している企業は、給与税を源泉徴収して納付する義務があります。オランダに居住地を有しておらず、かつ、オランダで給与課税を受ける従業員を有する企業は、オランダ給与税の源泉徴収義務者になることを選択できます。

給与税の源泉徴収義務者は、従業員の賃金から賃金税と国民保険料を源泉徴収し、従業員の保険料と健康保険法に基づく所得関連拠出金を負担することが義務付けられています（合わせて給与税）。社会保険料は、従業員がオランダの社会保障制度の適用を受ける場合にのみ支払われるものです。

賃金税及び国民保険料は、従業員の所得税に対する源泉税です。医療保険法に基づく保険料及び所得関連拠出は、雇用主負担です。

賃金は、雇用契約に従って従業員が受け取る全てのものを意味すると理解されていますが、一部の項目は業務関連費用スキーム又は特定の免除規定に基づき、非課税となる場合があります。従業員に対する精算や現物給付を支給する雇用者は、賃金税の影響を検討する必要があります。特定の免除規定（例えば、オランダの年金給付及び特定の賞与の受給資格に関する免除規定）が適用されない場合、当該精算又は現物給付は、従業員の個人賃金、又は業務関連費用スキームに含まれます。

ii. 業務関連費用スキーム

業務関連費用スキームにより、雇用主は非課税の費用精算と現物給付を提供できます。当該スキームの 2020 年の予算は、従業員に対する年間支給額の 40 万ユーロ

までは 1.7%、残額に対しては 1.2% になります。また、業務関連費用スキームの予算に含まれていなくても、多くの特典を非課税で提供できます。当該スキームの予算を超過した場合、雇用者は超過額に対して 80% の税金を支払う必要があります。

業務関連費用スキームは、精算金額が通常必要であると認められる範囲から大幅（30%以上）に乖離してはならない点を留意する必要があります。さらに、特定の給付は強制的に給与課税の対象となり、業務関連費用スキームにより非課税として取り扱うことができません。例えば、社用車の私的使用等がこれに該当します。

iii. 域外費用と 30% ルーリング

オランダ国外から雇用又は出向された従業員が実際に負担する費用は、当該経費を証明できる場合、非課税で払い戻されます。当該域外費用は、基本的に従業員がオランダに居住しなかった場合に負担することのない全ての費用が含まれます。域外費用と見なされる費用は、国外の住宅、語学コース、居住許可、一時帰国に関連する費用が含まれます。

一定の条件を満たす場合、オランダで働く外国人従業員は 30% ルーリングの適用を受けることができます。30% ルーリングにより、雇用からの収入の 30% に相当する非課税の払戻しを従業員に支払うことができます。雇用主は、30% ルーリングとは別に、従業員の子供のためのインターナショナルスクールの学費を全額非課税で払い戻すことができます。

30% ルーリングの適用を受けるためにはいくつかの要件を満たす必要があります。2019 年 1 月以降、30% ルーリング及び域外費用の非課税の払戻しの適用期間は 8 年から 5 年に短縮されました。既存のケースには最長 2 年間の経過措置が適用されます。

30% ルーリングは、オランダの雇用が終了した時点の賃金税の計算期間の翌計算期間終了時に失効します。30% ルーリングは、出国後に得た所得には適用されません。従って、30% ルーリングは、原則としてオランダから出国後に課税対象となる賞与や株式から生じる利益に対しては適用されません。

6.8 税務上の報告義務

以下の報告義務が税務上重要です。

i. 移転価格文書化義務

BEPS 行動計画 13 に沿って、詳細な移転価格文書化規定が適用されます。これには、国別報告書、マスターファイル及びローカルファイルが含まれます。

国別報告書

一定の要件を満たす納税者は、每期国別報告書をオランダ税務当局に提出することが求められます。当該年次国別報告書をオランダ税務当局に提出する義務は、前会計年度の連結売上高が 7 億 5 千万ユーロ以上の多国籍グループに適用されます。原則として、多国籍グループの究極の親会社がオランダ居住者である場合、又はオランダ事業体が代理親会社として指定されている場合、国別報告書はオランダ税務当局に提出される必要があります。ただし、一定の状況では、オランダ法人である究極の親会社又は代理親会社が存在しない多国籍グループに所属するオランダグループ法人も国別報告書を提出することが求められます。

多国籍グループに属するオランダ法人は、関連する事業年度終了前に国別報告書を提出するグループ会社をオランダ税務当局に通知する必要があります。仮にオランダ法人が提出する場合、国別報告書は、次の会計年度の国別報告書に関する通知に加えて、グループの事業年度の終了日から 12 ヶ月以内にオランダ税務当局に提出する必要があります。

マスターファイル及びローカルファイル

国別報告書に加えて、連結売上高が 5 千万ユーロ以上の多国籍グループに所属するオランダ納税者は、マスターファイル及びローカルファイルを作成及び保管することが求められます。マスターファイルは、事業活動の概要、その一般的な移転価格方針、グローバル規模での所得配分及び経済活動等の多国籍グループの事業概要の情報が含まれます。ローカルファイルは、オランダ納税者が関与する国外関連者間取引の移転価格分析に関する情報が含まれています。マスターファイル及びローカルファイルは、オランダ税務当局から認められる延長期間を考

慮した法人税の申告期限までに作成保管される必要があります。

ii. DAC6

DAC6 は、一定のクロスボーダーアレンジメントに対する報告義務を課すものです。当該クロスボーダーアレンジメントが特定のホールマークに該当し、当該アレンジメントの主要な又は予想される利益が税務メリットである場合、当該アレンジメントが報告義務の対象となります。EU の Common Communication Network (CCN) を介して、報告対象となるクロスボーダーアレンジメントの情報は各国の税務当局間で交換されます。

DAC6 は 2020 年 7 月 1 日から適用開始されますが、納税者及び仲介者は、2018 年 6 月 25 日以降のクロスボーダーアレンジメントについても検討を行う必要があります。当該期間中に報告対象となるクロスボーダーアレンジメントがある場合、2020 年 8 月 31 日までに報告を行う必要があります。

クロスボーダーアレンジメントを報告する必要があるかどうかは、当該取引が実際に実施されたか否かではなく、納税者が当該取引を実施できるかどうかによって判断されます。報告対象となるクロスボーダーアレンジメントは、2020 年 7 月 1 日以降、以下のいずれかの事象の最初の発生から 30 日以内に報告する必要があります。

- ・ 報告対象となるアレンジメントが実施できる状態になった日
- ・ 報告対象となるアレンジメントが実施のために提示された日
- ・ 報告対象となるアレンジメントの実施の第一ステップが開始された日

なお、本出版物の翻訳時点では、上記の適用開始日は 2020 年 7 月 1 日から 2021 年 1 月 1 日、遡及適用に係る報告期限は 2020 年 8 月 31 日から 2021 年 2 月 28 日に延長されています。

iii. ハイブリットミスマッチの文書化

納税者は、ハイブリットミスマッチ規定の範囲内で補償、支払又は損失等がどの程度か、どのように発生するのかわを示す全ての関連データを含める必要があります。

6.9 タックスルーリングと税務当局

i. 租税回避防止

租税回避行為を防止するために、オランダの判例は、納税者の決定的な動機が税務上の恩典を享受することであり、当該税務メリットを享受することがオランダ法の趣旨に反する場合、オランダ税務当局に対して当該税務メリットを否定する権限を与えています。Fraus Legis の法理の下で、取引は存在しないものとみなされたり、置き換えられます。当該判例は議論中であり、変更される可能性があります。

ii. 事前確認制度

オランダ税制の特徴の 1 つとして、特定の事業活動や取引の税務上の取り扱いについて、事前に税務当局と協議できるという点が挙げられ、事前にオランダ税務当局からの見解を取得できます。オランダ税務当局は、事前価格確認 (APA) 及び事前税務裁定 (ATR) を提供しています。

APA は、納税者が関連会社間取引に適用する価格方針についてオランダの税務当局と事前に合意できる制度です。当該制度は、納税者が積極的かつ協力的な方法で、実際の又は潜在的な移転価格の問題を自発的に解決できるように設計されています。ATR は、納税者の特定の状況において、税制に準拠した税金の権利及び義務を決定するためのオランダ税務当局との事前合意です。

いずれの制度も納税者及びオランダ税務当局に対して法的拘束力を有します。EU 法に準拠して、オランダ税務当局は、ルーリング及び移転価格の事前合意に関する情報を他の EU 加盟国の税務当局との間で自動的に交換することが義務付けられています。さらに、国際的な性格を持つルーリングは匿名で概要が開示されます。当該開示は最終的にルーリング取得に至らなかった申請についても適用されます。

APA 又は ATR を取得するためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ ルーリング申請を行う納税者は十分な経済的関連性 (Economic Nexus) を有する (要するに、

Economic Nexus とは、事業活動を意味します)。

- ・ オランダ又は外国の税金を回避することが、取引実施の唯一又は決定的な目的ではない。
- ・ オランダブラックリストに掲載されている低税率国との間の取引ではない。

iii. 水平的モニタリング制度

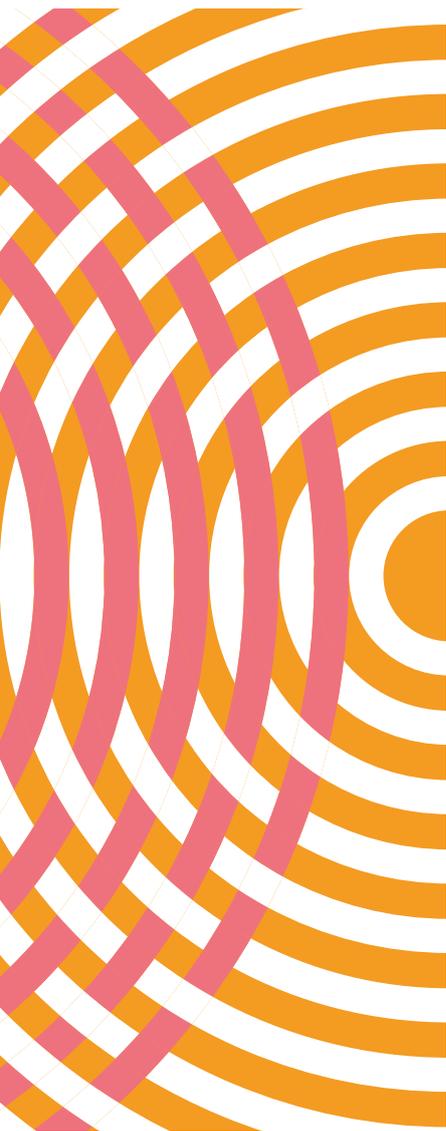
オランダのもう1つの特徴は、特定の条件のもとで、納税者がオランダ税務当局との協力的な関係(「水平的モニタリング」)を申請できることです。これは、納税者がオランダ税務当局と水平的モニタリング契約に署名することにより、納税者と税務当局が協力的な税務コンプライアンスを進めていく形態となります。水平的モニタリングにより、納税者はタイミングの利点と確実性を得られます。つまり、これにより予期せぬ追徴を防ぐことができます。しかし、水平的モニタリングを申請するためには、納税者は単に法律や規制を遵守しているということだけではなく、いわゆる「税務管理体制」を通じて、税務プロセスや税務リスクを管理できることを証明する必要があります。

オランダ税務当局は、納税者の税務管理の程度に応じて、実施するモニタリングの方法を調整します。結果として、税務当局による税務調査は、発見的方法(過去数年分の税務調査)から予防的な方法(事前に「保証」を提供する)に移行します。水平的モニタリングの下で、オランダ税務当局と納税者との関係は、相互の信頼、理解、透明性に基づきます。水平的モニタリングは、法人税、VAT、関税、賃金税及び社会保障を含む全ての税金に適用可能です。

水平的モニタリングの主な利点は、関連する税務上のリスクとポジションに対して、事象が発生した際に対処できることです。納税者は、オランダ税務当局に対して、透明性のある対応が求められるが、それに対してオランダ税務当局は、納税者が注目する税務の問題について迅速な対応を提供することになります。この予防的な事前合意が後の予期せぬ追徴を防ぐことになります。さらに、水平的モニタリングは、税金キャッシュフロー、繰延税金資産及び租税債務を正確に把握し、また、不確実な税務ポジションをできる限り減らすことができます。これにより、企業は時間とコストの両方を抑えることができます。

オランダ税務当局は現在の水平的モニタリング制度を再考案しています。オランダ納税者の上位100社については、従来の制度に代えて個別のモニタリング制度が適用されることとなります。個別の水平的モニタリング制度は、毎期会計監査を受けており、税務戦略、税務リスク分析及びモニタリング等を行っている企業が対象となります。中小事業者は、PwCのような認定されたサービスプロバイダーを通じて契約が可能です。■

付録



付録 A - オランダ民法 Book 2 Title 9 (非公式英訳)

Text of Title 9, Book 2 of the Dutch Civil Code – The financial statements and the directors’ report (unofficial translation of www.wetten.overheid.nl), valid as of January 2020. All articles mentioned come from the DCC, unless specifically stated otherwise.

Section 1 – General provision

Article 360

1. This Title applies to cooperatives, mutual insurance societies, companies limited by shares and private companies with limited liability. Irrespective of their legal type, this Title applies to banks referred to in Article 415.
2. This Title also applies to limited or general partnerships, all partners of which are capital companies under foreign law and fully liable towards creditors for the obligations.
3. This Title also applies to foundations and associations which maintain one or more undertakings which, pursuant to the law, must be registered in the commercial register if the net turnover of such undertakings over two successive financial years without interruption and, thereafter, over two subsequent financial years amounts to one half or more of the amount referred to in subparagraph b of Article 396, paragraph 1, as amended pursuant to Article 398, paragraph 4. The first sentence does not apply if the foundations or associations are required by or pursuant to the law to prepare financial accounts equivalent to the financial statements referred to in this Title and if these are published.

Section 2 – General provisions in respect of financial statements

Article 361

1. ‘Financial statements’ mean the individual financial statements consisting of a balance sheet and profit and loss account with notes thereon, and the consolidated financial statements if the legal person prepares consolidated financial statements.
2. Cooperatives and the foundations and associations referred to in Article 360, paragraph 3 shall substitute a statement of operating income and expenses for a profit and loss account, if this enhances the view referred to in Article 362, paragraph 1; the provisions in respect of the profit and loss account shall, as far as possible, apply, mutatis mutandis, to such statement. Provisions in respect of profits and losses shall, as far as possible, apply, mutatis mutandis, to the balance shown by the statement of operating income and expenses.
3. The provisions of this Title apply to financial statements and any part thereof both in the format in which the same are prepared by the management and in the format in which the same are adopted by the competent constituent or corporate body of the legal person.
4. Where Articles 367, 370, paragraph 1, 375, 376, 377, paragraph 5 and 381 are applicable, information on other companies must be given in a manner corresponding to that of group companies:
 - a. which, on the basis of paragraphs 1, 3 and 4 of Article 24a, can

exercise rights in the legal person, irrespective of whether they have legal personality, or

- b. which are subsidiaries of the legal person, of a group company or of a company referred to in subparagraph a.

Article 362

1. The financial statements, prepared in accordance with generally acceptable accounting principles, shall provide such a view as enables a sound judgment to be formed on the assets and liabilities and results of the legal person and, insofar as the nature of financial statements permit, of its solvency and liquidity. If so justified by the international structure of its group, the legal person may prepare its financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in one of the Member States of the European Union, which provide the view referred to in the first sentence.
2. The balance sheet and the notes thereon shall fairly, clearly and systematically reflect the size and composition of the net assets at the end of the financial year classified in separate items. The balance sheet may reflect the assets and liabilities in accordance with the appropriation of the profit or the treatment of the loss or, where this has not been determined, in accordance with the proposal therefore. The heading of the balance sheet shall state whether the profits have been appropriated therein.
3. The profit and loss account and the notes thereon shall fairly, clearly and systematically reflect the result for

the financial year and the items of income and expenses upon which it is based.

4. In its financial statements the legal person shall include information supplementing that which is required by the special provisions set out in or pursuant to this Title, if required in order to provide the view referred to in paragraph 1. The legal person shall not apply such provisions to the extent these are not necessary to provide such view in which case the reason for not applying such provisions shall be set out in the notes, stating, where necessary, the effect thereof on the assets and liabilities and the results.
5. Any income and expenditure over the financial year shall be included in the financial statements, irrespective of whether the same resulted in any receipts or expenses in such financial year.
6. The financial statements shall be adopted with due observance of any matters in respect of the financial situation on the balance sheet date that have appeared since the preparation of the accounts and prior to the general meeting at which these are to be considered insofar as this is indispensable to the view referred to in paragraph 1. If it subsequently appears that the financial statements are seriously defective in providing this view, the management shall, without delay, inform the members or shareholders thereof and lodge a notice thereon at the Trade Register; if the financial statements have been audited in accordance with Article 393, such information shall be accompanied by an accountants report. A legal person of which securities are listed at a regulated stock exchange market as referred to in the Financial Supervision Act (*Wet op het financieel toezicht*) is deemed to have met the requirement to file

the notice, as meant in the second sentence, at the Trade Register, if they have submitted the notice to the Stichting Autoriteit Financiële Markten under Article 5:25m, paragraph 5, of that law.

7. If justified by the activity of the legal person or the international structure of its group, its financial statements or only the consolidated accounts may be prepared in a foreign currency. The items shall be described in the Dutch language, unless the general meeting has resolved to use another language. If the legal person makes use of this possibility it shall state this in the notes.
8. A legal person may prepare its financial statements in compliance with the standards adopted by the International Accounting Standards Board and approved by the European Commission, provided the legal person then applies all adopted and approved standards. A legal person which prepares consolidated financial statements in accordance with this Title may not prepare individual financial statements in accordance with the adopted and approved standards. A legal person which prepares consolidated financial statements according to the standards mentioned in the first sentence of this paragraph may apply the same bases for evaluation in the individual financial statements as it applied in its consolidated financial statements.
9. A legal person which prepares financial statements in accordance with the standards referred to in paragraph 8 shall apply Articles 7 to 10, inclusive, of this Title and Articles 362, paragraph 6, second to last sentence, paragraph 7, last sentence and paragraph 10, 365, paragraph 2, 373, 379 paragraphs 1 and 2, 380b subparagraph d, 382,

382a, 383, 383b to 383e, inclusive, 389, paragraphs 8 and 10, and 390. Banks shall also apply Article 421, paragraph 5.

10. A legal person shall state in the explanatory notes the standards in accordance with which the financial statements were prepared.

Article 363

1. The combination, breakdown and layout of the information in the financial statements and the notes on such information shall be made so as to provide the view that the financial statements are intended to provide pursuant to Article 362, paragraph 1, with due observance of the provisions under paragraph 6 and of the other Sections of this Title. The notes are presented in the order of the financial statement line items.
2. It is not permitted in the financial statements to eliminate assets and liabilities or income and expenses, by applying these against each other if they are required to be shown in separate items pursuant to this Title.
3. An item need not be shown separately if it is not material to the financial statements as a whole in order to provide the view required by law. Any item required to be shown pursuant to this Title may be omitted where, on its own and together with other similar items, it would not be material to such view. The information required to be shown pursuant to Articles 378, 382 and 383 may not be omitted.
4. The layout of the balance sheet and the profit and loss account may only be varied from that of the preceding year for sound reasons in which case the differences and the reasons for changing the layout shall be set out in the notes.

5. Where possible, the amount for the preceding financial year shall be stated against each item in the financial statements and, insofar as is necessary for the purposes of comparison, such amount shall be restated and the change resulting from such restatement explained.
6. By Regulation, We may adopt standard forms and further rules for the layout of the financial statements applicable to the legal persons described therein. For the application thereof, the layout, nomenclature and description of the items appearing therein shall, to the extent permitted by the Regulation, be adapted to the nature of the business of the legal person.

Section 3 - Provisions in respect of the balance sheet and the notes thereon

Article 364

1. In the balance sheet the assets shall be classified into fixed and current assets, depending on whether they are intended to be used on a continuing basis in the conduct of the business of the legal person.
2. Fixed assets are subdivided into intangible, tangible and financial fixed assets.
3. Stocks, receivables, securities, liquid assets and, insofar as the same are not shown under receivables, prepayments and accrued income, shall be shown separately under current assets.
4. Equity, provisions, obligations, and, insofar as they are not included in these obligations, accruals and deferred income, shall be shown separately under liabilities.

Article 365

1. The following shall be separately shown under intangible fixed assets:
 - a. expenses in connection with the

- incorporation and the issue of shares;
 - b. development costs;
 - c. acquisition costs in respect of concessions, licenses and intellectual property rights;
 - d. costs of goodwill acquired from third parties;
 - e. prepayments on intangible fixed assets.
2. Insofar as the legal person capitalises the expenses and costs referred to in subparagraphs a and b of paragraph 1, it must state this in a note and maintain a reserve for the amount thereof.

Article 366

1. The following shall be shown separately under tangible fixed assets:
 - a. buildings and land used for business purposes;
 - b. machinery and plant;
 - c. other fixed operating assets, such as technical and office equipment;
 - d. tangible fixed operating assets under construction and prepayments on tangible fixed assets;
 - e. tangible fixed assets not used in the production process.
2. If the legal person has only a limited right in rem or right in personam to enjoy tangible fixed assets on a lasting basis, this shall be stated.

Article 367

- The following shall be shown separately under financial fixed assets:
- a. shares, depositary receipts issued for shares and other forms of participation in group companies;
 - b. other participating interests;
 - c. receivables from group companies;
 - d. receivables from other legal persons and partnerships which have a participating interest in the legal person or in which the legal person

- has a participating interest;
- e. other securities;
- f. other amounts receivable, with specific mention of receivables arising from loans and advances to members or holders of registered shares.

Article 368

1. Any movement during the financial year in any items of fixed assets shall be shown in a reconciliation statement which shall disclose:
 - a. the book value at the beginning of the financial year;
 - b. the aggregate of the values at which assets acquired during the financial year are recorded in the books and the aggregate amount of the book values of disposals of assets of the legal person at the end of the financial year;
 - c. revaluations made during the financial year in accordance with Article 390, paragraph 1;
 - d. amortisation, diminution in value and reversals thereof during the financial year;
 - e. the book value at the end of the financial year.
2. For each fixed asset item there shall further be shown:
 - a. the aggregate of the revaluations of assets held on the balance sheet date;
 - b. the aggregate of amortisation and diminution in value on the balance sheet date.

Article 369

- The following shall be shown separately under stocks included in current assets:
- a. raw materials and consumables;
 - b. work in progress;
 - c. finished products and goods for resale;
 - d. prepayments on stock.

Article 370

1. The following shall be shown separately under receivables included in current assets:
 - a. receivables from trade debtors;
 - b. receivables from group companies;
 - c. receivables from other legal persons and partnerships which have a participating interest in the legal person or in which the legal person has a participating interest;
 - d. issued capital called but not paid up;
 - e. other receivables, except those to which Articles 371 and 372 apply, with specific mention of amounts receivable from members or holders of registered shares arising from loans and advances made to them.
2. For each category of receivables mentioned in paragraph 1, the amount maturing after more than one year shall be stated.

Article 371

1. Where shares and any other type of interests in companies, not included in the consolidation referred to in paragraph 4 of Article 361, form part of the current assets, these shall be shown separately under securities. The aggregate value of such other securities forming part of the current assets and admitted to trading on a regulated market or a multilateral trading facility as referred to in Article 1:1 of the Wet op het financieel toezicht (Financial Supervision Act) or a system comparable to a regulated market or multilateral trading facility from a State which is not a Member State shall be stated.
2. It shall be stated to which extent such securities are not at the free disposal of the legal person.

Article 372

1. Under liquid assets, there shall be included cash in hand, balances on bank and giro accounts, bills of exchange and cheques.
2. There shall be stated the extent to which such balances are not at the free disposal of the legal person.

Article 373

1. The following shall be shown separately under equity:
 - a. the issued capital;
 - b. share premium;
 - c. revaluation reserves;
 - d. other legal reserves, subdivided by type;
 - e. reserves required by the articles;
 - f. other reserves;
 - g. undistributed profit, with specific mention of the after-tax profit for the financial year insofar as the appropriation thereof has not been shown in the balance sheet.
2. If the issued capital has not been paid up in full, the paid up capital shall be stated instead or, if calls for payment have been made, the paid up and called capital. The issued capital shall be stated in these instances.
3. The capital shall not be reduced by the amount of the own shares or depositary receipts issued therefore held by the legal person or a subsidiary.
4. Legal reserves are reserves which must be maintained pursuant to Article 67a, paragraphs 2 and 3, Article 94a, paragraph 6, subparagraph f, 98c, paragraph 4, Article 365, paragraph 2, 389, paragraphs 6 and 8, 390, 401, paragraph 2 and 423, paragraph 4.
5. In financial statements prepared in a foreign currency the item referred to in subparagraph a of paragraph 1 shall be stated in such currency at the rate of exchange on the balance sheet date. In case the statutes

state the issued capital in a different currency than the currency in which the financial statements have been prepared, then the for item as meant in paragraph 1 under a also the exchange rate and the amount in that other currency are disclosed.

Article 374

1. In the balance sheet provisions shall be made for liabilities, with a clear description of their nature, which may be considered prospective or actual on the balance sheet date but the extent or time when these will arise are not yet known. Provisions may also be made for any expenditure to be incurred in a subsequent financial year, to the extent that the incurring of such expenditure originates before the end of the financial year and the provision serves to allocate charges equally over a number of financial years.
2. Diminution in value of an asset shall not be presented by forming a provision.
3. Provisions shall be analysed according to the type of the liabilities, losses and expenses for which they are made and a precise description of their nature shall be given. Where possible, the notes shall state to what extent the provisions must be regarded as long-term.
4. In any event, specific mention shall be made of:
 - a. the provision for tax liabilities which may arise after the financial year but which must be attributed to the financial year or to a prior year, including a provision for tax which may arise from a valuation in excess of the cost of acquisition or production cost;
 - b. the provision for pension liabilities.

Article 375

1. The following shall be shown separately under liabilities:
 - a. debt securities, mortgage bonds and other loans, with specific mention of convertible loans;
 - b. amounts owed to credit institutions;
 - c. prepayments received on orders, insofar as not already deducted from asset items;
 - d. amounts owed to suppliers and commercial credits;
 - e. bills of exchange and cheques payable;
 - f. amounts owed to group companies;
 - g. amounts owed to legal persons and partnerships which have a participating interest in the legal person or in which the legal person has a participating interest, insofar as not already disclosed under subparagraph f;
 - h. amounts owed in respect of taxation and social insurance contributions;
 - i. amounts owed in respect of pensions;
 - j. other debts.
2. For each category of liabilities mentioned in paragraph 1 the amounts due within one year or less shall be disclosed, with an indication of the interest rate thereon. For the total of the liabilities mentioned in paragraph 1 the amount due after more than five years shall be disclosed.
3. For the total of the categories mentioned in paragraph 1, the liabilities for which real security has been provided and what form that security takes shall be indicated. To the extent necessary to provide the view referred to in Article 362, paragraph 1, it shall also be stated in respect of which liabilities the legal person has undertaken to encumber or not to encumber its

property, either conditionally or unconditionally.

4. The amount to which liabilities are subordinated to the other amounts owed shall be indicated and the nature of any such subordination shall be explained in a note.
5. If the amount repayable on an account exceeds the amount received, the difference may be shown as an asset until the account owed is repaid at the latest, provided this is stated specifically.
6. Disclosure shall be made of the amount that the legal person is to repay during the financial year following that to which the financial statements relate on loans included in the liabilities payable after more than one year.
7. In respect of convertible loans, the terms of conversion shall be disclosed.

Article 376

If the legal person has assumed liability for debts of third parties or is still at risk for discounted bills of exchange or cheques, the commitments arising therefrom, insofar as no provisions have been made therefore in the balance sheet, shall be disclosed and analysed according to the type of security provided. Separate disclosure shall be made of the commitments entered into on behalf of group companies.

Section 4 - Provisions in respect of the profit and loss account and the notes thereon

Article 377

1. The following shall be shown separately in the profit and loss account:
 - a. income and expenditure arising from ordinary business activities, the taxation thereon and the profit on ordinary business activities

- b. after tax thereon;
- b. any other taxation;
- c. the result after tax.

2. Income and expenditure arising from ordinary business activities shall be classified in accordance with either paragraph 3 or paragraph 4.
3. The following items shall be shown separately:
 - a. the net turnover;
 - b. the increase or decrease in stocks of finished products and in work-in-progress compared with the preceding balance sheet date;
 - c. the production for the use of the business itself which has been capitalised;
 - d. other operating income;
 - e. wages;
 - f. social security charges, with specific mention of those relating to pensions;
 - g. the cost of raw materials and consumables and other external costs;
 - h. depreciated amounts and any diminution in value charged to intangible and tangible fixed assets classified into such categories of assets;
 - i. amounts of any diminution in value in respect of current assets to the extent that they exceed the usual amounts of diminution in value for the legal person;
 - j. other operating costs;
 - k. results from participating interests;
 - l. proceeds from other securities and receivables forming part of the fixed assets;
 - m. other interest income and similar income;
 - n. changes in the value of financial fixed assets and of securities held which form part of the current assets;
 - o. interest payable and similar expenses.

4. The following items shall be shown separately:
 - a. net turnover;
 - b. cost of sales, excluding the interest-expense component thereof but including depreciated amounts and any diminution in value;
 - c. the gross result on turnover, being the balance of the items in subparagraphs a and b;
 - d. selling expenses, including depreciated amounts and any extraordinary diminution in value;
 - e. general management expenses including depreciated amounts and any diminution in value;
 - f. other operating income;
 - g. results from participating interests;
 - h. proceeds from other securities and receivables forming part of the fixed assets;
 - i. other interest income and similar income;
 - j. changes in the value of financial fixed assets and of securities which form part of the current assets;
 - k. interest payable and similar expenses.
5. In respect of items k-o of paragraph 3 and items g-k of paragraph 4, specific mention shall be made of income and expenditure arising out of relationships with group companies.
6. 'Net turnover' means the income from the supply of goods and services from the business of the legal person after deduction of discounts and the like and of taxes levied on turnover.
7. The nature and amount of income and expenses that are attributable to another financial year shall be disclosed.
8. The nature and amount of financial statement line items of income and expenses that are of exceptional size or are special in occurrence.

Section 5 - Special provisions in respect of the notes

Article 378

1. Movements in equity during the financial year shall be presented in a statement, showing:
 - a. the amount of each item at the beginning of the financial year;
 - b. additions to and reductions in each item during the financial year, classified according to their nature;
 - c. the amount of each item at the end of the financial year.
2. In the statement, the paid up and called capital shall be analysed by the class of shares. Separate mention shall be made of the closing position and particulars shall be given of movements in shares in the capital of the legal person and in depositary receipts issued therefore held by or on behalf of the legal person itself or by or on behalf of a subsidiary on its own account. There shall be stated the item of net assets from which the acquisition cost or book value thereof has been deducted.
3. It shall be stated in which form payments on shares have been made in the financial year, whether demandable or made voluntarily, disclosing the substance of the legal acts performed during the financial year in respect of which any of Articles 94, 94c or 204 is applicable. Each acquisition and disposal by a company limited by shares for its own account of shares in its own capital and depositary receipts issued therefore shall be disclosed, stating the reasons for the acquisition and the number, nominal amount and agreed price of the shares and depositary receipts issued therefore involved in each transaction and the part of the capital that they represent.

4. A company limited by shares shall disclose the number, class and nominal amount of shares in its own capital or depositary receipts issued therefore:
 - a. which are held by it or by a third party acting for its account by way of pledge on the balance sheet date;
 - b. which are held by it or by a subsidiary on the balance sheet date pursuant to an acquisition under the provisions of Article 98, paragraph 5.

Article 379

1. A legal person shall state the name, principal place of business and the part contributed of the issued capital of each company:
 - a. to which it, for its own account and solely or jointly with one or more subsidiaries, contributes, either directly or indirectly, at least one-fifth of the issued capital; or
 - b. in which it, as a partner, is fully liable to the creditors for the obligations.
2. In respect of any company referred to in subparagraph a of paragraph 1, the legal person shall also state the amount of the net assets and results shown in its last adopted financial statements unless:
 - a. the legal person consolidates the financial information of the company;
 - b. the legal person accounts for the company in its balance sheet or consolidated balance sheet in accordance with Article 389, paragraphs 1 to 7, inclusive;
 - c. the legal person does not consolidate the financial information in the company because it is not material or pursuant to Article 408; or
 - d. less than one half of the capital of the company is contributed for

the account of the legal person and the company lawfully does not publish its balance sheet.

3. Unless such company lawfully does not customarily disclose its interest in the legal person, the legal person shall state:
 - a. the name and principal place of business of the company heading its group; and
 - b. the name and principal place of business of each company which consolidates its financial information in its published consolidated financial statements and the place where copies thereof may be obtained at no more than cost.
4. The Minister of Economic Affairs may grant dispensation from the obligation referred to in paragraphs 1, 2 and 3, if an application is made based on well-founded concern that a serious prejudice may result from such disclosure. Such dispensation may be given for successive periods of no more than five years. The notes shall state that dispensation has been granted or applied for. Pending the application, no publication shall be required.
5. The items required to be disclosed by this article and Article 414 may be included jointly. Such part of the notes containing the items disclosed may be lodged for inspection of third parties at the Trade Register provided both parts of the notes refer to each other.

Article 380

1. If the business of the legal person is organised to engage in activities in various business sectors, a view shall be given, with the aid of figures, of the extent to which each type of activity contributed towards the net turnover
2. Similarly, the net turnover shall be segmented on the basis of the

various geographical areas in which the legal person supplies goods and services.

3. Article 379, paragraph 4 applies, *mutatis mutandis*.

Article 380a

The events subsequent to the balance sheet date that have not been included in the balance sheet or profit and loss account, and which have important financial consequences for the legal person and other entities which have been included in the consolidated financial statement, are disclosed, as well as the extent of those consequences.

Article 380b

Disclosed are:

- a. the name of the legal person;
- b. the form of the legal person;
- c. the seat of the legal person;
- d. the number assigned by the chamber of commerce as meant in article 9, paragraph a, of the Handelsregisterwet 2007, under which the legal person is registered in the Trade Register.

Article 380c

The legal person discloses the appropriation of profit or loss, or, when this is not yet decided, the proposed appropriation.

Article 380d

The legal person discloses the number of profit sharing certificates and similar rights, stating particulars of the nature of those rights.

Article 381

1. Any major financial commitments entered into by the legal person for a number of years in the future and which are not disclosed in the balance sheet, such as those arising out of long-term contracts,

shall be stated. Any contingent assets, contingent liabilities and unrecognised liabilities to which the legal person is connected shall be disclosed. Commitments towards group companies shall be mentioned separately. Article 375, paragraph 3 applies, *mutatis mutandis*.

2. Furthermore, the entity discloses the nature, the operational background and the financial consequences of arrangements that have not been recognised in the balance sheet, if the risks or benefits that result from these arrangements are significant and insofar publication of these risks or benefits are necessary for the assessment of the financial position of the entity.
3. The entity discloses significant transactions, other than those at arm's length, that are agreed with related parties as meant in the standards that were established by the International Accounting Standards Board and approved by the European Committee. Besides the entity discloses the size of the transaction, the character of the relation with the related party, as well as other information with regard to these transactions that is necessary to give insight in the financial position of the entity. Information about individual transactions may be aggregated according to their nature, unless separated information is necessary to give insight of the consequences of the transactions with related parties for the financial position of the entity. Transactions between two or more members of a group can be omitted under the condition that the group companies that are involved in the transaction are wholly-owned by one of more of the group companies.

Article 381a

If financial instruments are valued at their current value, the legal person shall state:

- a. if the current value is determined with the aid of valuation models and techniques, the assumptions on which these were based;
- b. per category of financial instrument, the current value, the changes in value included in the profit and loss account, the changes in value included on the basis of Article 390, paragraph 1 in the revaluation reserve, and the changes in value by which the distributable reserves were reduced; and
- c. per category of derivative financial instrument, information on the amount and nature of the instruments and the conditions which may affect the amount, the time and the certainty of future cash flows.

Article 381b

If financial instruments are not valued at their current value, the legal person shall state:

- a. for each category of derivative financial instrument:
 1. the current value of the instruments, if this may be determined by means of one of the methods described pursuant to Article 384, paragraph 4;
 2. information on the amount and nature of the instruments; and
- b. for financial fixed assets which are valued at an amount in excess of their current value and without implementation of the second sentence of Article 387, paragraph 4:
 1. the book value and the current value of the individual assets or of appropriate groups of the individual assets;
 2. the reason why the book value was not reduced and the nature of the indications for the view is

based that the book value will be realisable.

Article 382

The average number of employees working for the legal person during the financial year shall be stated, broken down in accordance with the manner in which the business is organised. The company shall there by state the number of employees who work outside the Netherlands. If Article 377, paragraph 3 is not applied in the profit and loss account, the particulars required under subparagraphs e and f thereof shall be provided.

Article 382a

1. The aggregate fees charged to the legal person in the financial year for the examination of the financial statements, the aggregate fees for any other audit instructions, the aggregate fees for advisory services in the fiscal field and the aggregate fees for any other non-audit services executed by the external accountant and the accountants' organisation mentioned in Article 1, paragraph 1, subparagraphs a and e of the Wet toezicht accountantsorganisaties (Audit Firms Supervision Act) shall be disclosed.
2. If the legal person has subsidiaries or consolidates the financial information of other companies, the fees charged to them in the financial year shall be included in the statement.
3. A legal person need not state the fees if its financial information is consolidated in consolidated financial statements in respect of which, pursuant to the applicable law, the Regulation of the European Parliament and the Council on the Application of International Standards for Financial statements or Directive 2013/34/EU of the European Parliament and the Council

dated 26 June 2013 in respect of the yearly financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain company forms, amending Directive 2006/43/EG of the European Parliament and the Council and repealing Directives 78/660/EEG and 83/349/EEG of the Council (PbEU 2013, L 182), provided that the information as meant in paragraph 1 is included in the disclosures of those consolidated financial statements.

Article 383

1. The amount of the remuneration, including pension charges, and of any other distributions made in the aggregate to the directors and former directors and, separately, in the aggregate, to the supervisory board members and former supervisory board members shall be disclosed. The preceding sentence relates to amounts chargeable to the legal person during the financial year. If the legal person has subsidiaries or consolidates the financial information of other companies, the amounts chargeable to them in the financial year shall be included in the statement. A statement which ultimately relates to a single natural person may be omitted.
2. Paragraph 1, except for the last sentence, shall also apply to the amount of any loans, advances and guarantees to or for directors and supervisory board members of the legal person provided by the legal person, its subsidiaries and the companies included in the legal person's consolidated accounts. Any amounts outstanding, impaired amounts and amounts that were waived, the rate of interest, the other principal conditions and the repayments made during the financial year shall be disclosed.

Article 383a

The foundations and associations referred to in Article 360, paragraph 3 shall disclose the provisions in their articles in respect of the appropriation of the profits as well as the manner in which the after-tax profits are appropriated.

Article 383b

Notwithstanding Article 383, Articles 383c to 383e, inclusive, apply to a company limited by shares, with the exception of a public company limited by shares whose articles exclusively provide for registered shares, contain restrictions on transfer and do not allow the issue of depositary receipts issued to bearer with the co-operation of the company and with the exception of the public company limited by shares, of which the shares or certificates of shares that have been emitted with cooperation of the company, are admitted to trading on a regulated market or a multilateral trading facility as referred to in Article 1:1 of the Wet op het financieel toezicht (Financial Supervision Act).

Article 383c

1. The company shall disclose the amount of the remuneration of each director. This amount shall be divided according to
 - a. amounts of periodically paid remuneration,
 - b. remuneration payable in instalments,
 - c. distributions made on termination of the employment,
 - d. profit shares and bonus payments, insofar as these amounts were charged to the company in the financial year. A company which has paid remuneration in the form of a bonus, which is based, wholly or partially, on attainment of objects set by or on behalf of the

company shall state this. The company shall then state whether these objects were attained in the year under review.

2. The company shall disclose the amount of the remuneration of each former director divided according to remuneration payable in instalments and distributions on termination of the employment, insofar as these amounts were charged to the company in the year under review.
3. The company shall disclose the amount of the remuneration of each supervisory board member, insofar as these amounts were charged to the company in the year under review. A company, which has granted a remuneration in the form of a profit share or bonus shall state this separately, mentioning the reasons why it resolved to base the remuneration granted to a supervisory board member on this form of remuneration. The last two sentences of paragraph 1 apply, mutatis mutandis.
4. A company shall disclose the amount of the remuneration of each former supervisory board member, insofar as this amount was charged to the company in the year under review.
5. If the company has subsidiaries or consolidates the financial data of other companies, the amounts that were charged to them in the year under review shall be included in the statements allocated according to the category of remuneration involved and referred to in paragraphs 1 to 4, inclusive.
6. The company shall disclose the amount of the adjustment or recovery of the remuneration as meant in Article 135 paragraphs 6 through 8.

Article 383d

1. A company that grants directors or employees' rights to acquire shares

in the capital of the company or a subsidiary shall disclose for each director and for the employees jointly:

- a. the exercise price of the rights and price of the underlying shares in the capital of the company, if such exercise price is lower than the price of such shares at the time the rights are granted;
 - b. the number of rights not yet exercised at the beginning of the financial year;
 - c. the number of rights granted by the company in the financial year with the conditions pertaining thereto; if a change is made in such conditions during the financial year, such changes must be separately mentioned;
 - d. the number of rights exercised during the financial year, which must in each instance state the number of shares for which the rights were exercised and the prices at which these were exercised;
 - e. the number of rights not yet exercised at the end of the financial year, mentioning:
 - the exercise price of the granted rights;
 - the remaining period for rights not yet exercised;
 - the principal conditions applicable in respect of the exercise of the rights;
 - any financing arrangement made in connection with the grant of the rights; and
 - other data of importance for considering the value of the rights;
 - f. if applicable: the criteria applied by the company for the grant or exercise of the rights.
2. A company, which grants supervisory board members rights to acquire shares in the capital of the company or a subsidiary

shall further, in respect of each supervisory board member, state these rights and the reasons on which the resolution is based to grant these rights to the supervisory board member. Paragraph 1 applies, mutatis mutandis.

3. The company shall state how many shares in the capital of the company were redeemed as of the balance sheet date or will be redeemed after the balance sheet date or how many new shares have been subscribed as of the balance sheet date or will be subscribed after the balance sheet date for the purpose of exercising the rights referred to in paragraph 1 and paragraph 2.
4. For the purposes of this article shares include depositary receipts issued for shares with the co-operation of the company.

Article 383e

A company shall disclose the amount of the loans, advances and guarantees provided by the company, its subsidiaries and the companies whose data it consolidates on behalf of each director and each supervisory board member of the company. Amounts still outstanding shall be disclosed, the interest rate, the main other provisions and any repayments during the financial year.

Section 6 - Provisions in respect of the principles of valuation and of the determination of the results

Article 384

1. In choosing a principle for the valuation of an asset and a liability and for the determination of the results, a legal person shall follow the provisions of Article 362, paragraphs 1-4. Principles which may be considered are the cost of

acquisition or manufactured cost and the current value.

2. Such principles shall be applied in a prudent manner. Profits shall be recognised only to the extent these were realised on the balance sheet date. Liabilities originating before the end of the financial year shall be taken into account if known before the preparation of the financial statements. Foreseeable liabilities and contingent losses which originate before the end of the financial year may be taken into consideration, if these were known before the financial statements were prepared.
3. The valuation of assets and liabilities shall be based on the assumption that the entire activities of the legal person for which such assets and liabilities are instrumental will be continued, unless such assumption is incorrect or its correctness is open to serious doubt, in which case this shall be disclosed in the notes, stating its effect on the net assets and results.
4. Rules may be set by Regulation in respect of the content, parameters and manner of application of valuation at current value.
5. The principles of valuation of the assets and liabilities and of determination of the results shall be stated in respect of each item. Both the principles for the translation of amounts expressed in foreign currencies and the manner in which exchange differences have been treated shall be stated.
6. The principles on which the valuation of assets and liabilities and the determination of the results are based may be varied only from those applied in the preceding financial year for sound reasons. The reason for the change shall be stated in the notes. The significance of its effect on the assets and liabilities and

the results shall also be shown by restated figures for the financial year or for the preceding financial year.

7. Changes in value of:
 - a. financial instruments;
 - b. other investments; and
 - c. agricultural stocks, for which there are frequent market quotations valued at their current value based on paragraph 1, may, notwithstanding the second sentence of paragraph 2, be reflected in the results, unless otherwise provided in this Section. Changes in value of derivative financial instruments, to the extent these are not referred to in paragraph 8, shall, where necessary notwithstanding paragraph 2, be reflected in an increase or decrease in the results.
8. Changes in value of financial instruments which serve, and are effective, to cover risks in respect of assets; assets on order and other liabilities not yet reflected in the balance sheet or in respect of prospective transactions shall be reflected in an increase or decrease in the revaluation reserve, to the extent necessary to ensure that such changes in value are accounted for in the same period in the results as the changes in value which they are meant to cover.

Article 385

1. The assets and liabilities shall be valued separately insofar as the same differ in their significance for the view referred to in Article 362, paragraph 1.
2. Similar components of stocks and securities may be valued either on the basis of weighted average prices or by the 'first in - first out' (FIFO) method, the 'last in - first out' (LIFO) method or some similar method.
3. Regularly replaced tangible

fixed assets and stocks of raw materials and consumables, the aggregate value of which is of minor importance, may be shown at a fixed quantity and value if their quantity, composition and value are only subject to slight variations.

4. Assets referred to Article 365, paragraph 1, subparagraphs d and e shall be shown at no more than the expenditure incurred thereon, less amortisation.
5. Shares in the legal person's own capital or depositary receipts issued therefore held by or on behalf of the legal person may not be capitalised. The value attributed to any participating interest in a subsidiary shall be reduced, proportionately to such interest or otherwise, by the purchase price of shares in the legal person and of depositary receipts issued therefore held by or on behalf of the subsidiary on its own account. If the subsidiary has acquired such shares or depositary receipts issued therefore before the date on which it became a subsidiary, their book value on that date or a proportionate part thereof shall be deducted.

Article 386

1. Amortisation shall be applied irrespective of the results for the financial year.
2. The methods of calculating amortisation shall be stated in the notes.
3. The capitalised cost connected with the incorporation and with the issue of shares shall be amortised within five years. The cost of development, to the extent this was capitalised, and the capitalised cost of goodwill shall be amortised in accordance with the expected useful economic life. In the exceptional circumstances where the useful life of the cost of development and goodwill cannot be reliably estimated,

these costs are amortized over a period of no longer than ten years. In such circumstances, the notes shall disclose the reasons for the amortization period of the cost of goodwill.

4. Any fixed assets with limited useful economic lives shall be amortised annually according to a method based on their expected future useful economic lives.
5. A reasonable part shall be amortised annually on that part of a debt shown as an asset in accordance with Article 375, paragraph 5 until the repayment thereof.

Article 387

1. Impairment of assets shall be taken into account independently of the results for the financial year.
2. Current assets shall be valued at current value if, on the balance sheet date, this is lower than the cost of acquisition or production cost. The valuation shall be at another lower value if conducive to the view which is to be provided pursuant to Article 362, paragraph 1.
3. If a permanent impairment in the value of fixed assets is expected, this shall be taken into account in the valuation thereof. On the valuation of the financial fixed assets, any impairment, which has occurred on the balance sheet date, may in any event be taken into account.
4. Any write-off made pursuant to the preceding paragraphs shall be charged to the profit and loss account, unless the same is charged to the revaluation reserve pursuant to Article 390, paragraph 3. Such write-off shall be reversed as soon as the impairment has ceased to exist. Any write-off pursuant to paragraph 3 and any reversals thereof shall be stated separately in the profit and loss account or in the notes.

5. The second sentence of paragraph 4 does not apply to write-off of goodwill.

Article 388

1. The cost of acquisition at which an asset is valued shall comprise the price paid and the expenses incidental thereto.
2. The production cost at which an asset is valued shall comprise the cost of acquisition of the raw materials and consumables used and the other expenses directly attributable to the production. The production cost may also include a reasonable part of the indirect costs and the interest on debts over the period attributable to the production of the asset and, in such case, it shall be stated in the notes that such interest has been capitalised.

Article 389

1. Participating interests in companies, on the business and financial policy of which the legal person exercises a significant influence, shall be accounted for in accordance with paragraphs 2 and 3. If the legal person or one or more of its subsidiaries, solely or jointly, can exercise one-fifth or more of the votes of the members, partners or shareholders according to its discretion or cause them so to be cast, the legal person shall be presumed to exercise a significant influence.
2. The legal person shall determine the net asset value of the participating interest based on a valuation of the assets, provisions and liabilities of the company in which it participates and on a computation of its results on the same bases as for its own assets, provisions, liabilities and results. This method of valuation must be stated.
3. Where insufficient information is

available to the legal person for the determination of the net asset value, it may base the value on another method of determination in accordance with this Title, in which case such value shall be adjusted by the amount of its share in the results and in the distributions of the company in which it participates. This method of valuation must be stated.

4. The financial statements of a legal person which is not a bank as referred to in Article 415 may account for a participating interest in a bank in accordance with Section 14 of this Title. The financial statements of a bank as referred to in Article 415 shall account for a participating interest in a legal person which is not a bank in accordance with the provisions for banks, with the exception of Article 424 and the first sentence of paragraph 5 notwithstanding. This exception need not be applied with regard to participating interests in which operations are carried on which are directly in line with the banking business.
5. The financial statements of a legal person which is not an insurance company as referred to in Article 427 may account for a participating interest in an insurance company in accordance with Section 15 of this Title. The financial statements of an insurance company referred to in Article 427 may account for a participating interest in a legal person which is not an insurance company in accordance with the provisions for insurance companies, the first sentence of paragraph 4 of this article notwithstanding.
6. The legal person must maintain a (legal) reserve in the amount of its share in the positive results from participating interests and in any direct increases in its equity since the first valuation in accordance

with paragraph 2 or paragraph 3. No account shall be taken of any participating interests the cumulative results of which have not been positive since such first valuation. The reserve shall be decreased by any distributions to which the legal person became entitled since the time of adoption of the financial statements and by any direct reduction of capital at the participating interest. Distributions which it may cause to be made without restrictions shall also be deducted. This reserve may be converted into capital. Distributions as referred to in this paragraph shall not include distributions in the form of shares.

7. Where, on a first valuation in accordance with paragraph 2 or paragraph 3, the value is lower than the cost of acquisition or the previous book value of the participating interest, the difference shall be capitalised as goodwill. For the purpose of this calculation the cost of acquisition shall also be reduced in accordance with paragraph 5 of Article 385.
8. Increases or decreases in value of any participating interest due to conversion of the equity invested therein and the conversion of currency of the participating interest into the currency in which the legal person prepares its financial statements shall be reflected in an increase or decrease, as the case may be, of the (legal) currency translation reserve. Differences in the rate of exchange on loans contracted to cover any exchange risks of foreign participating interests shall also be reflected in an increase or, as the case may be, decrease of such a reserve. The reserve may have a negative balance. If the interest in the participating interest is disposed, in full or in part, the reserve shall

be reduced by that proportion of the reserve, which relates to the disposed part of such a participating interest. If the reserve for conversion differences has a negative balance, no distributions may be made for the amount of such balance to the debit of the reserves.

9. Paragraph 1 need not be applied where there are well-founded reasons, which shall be disclosed in the notes.
10. Any differences in the shareholders' equity and the results in accordance with the individual financial statements and with the consolidated financial statements of the legal person shall be stated in the notes to the individual financial statements.

Article 390

1. Any increases in value of tangible fixed assets, intangible fixed assets and stocks which are not agricultural stocks shall be reflected in a revaluation reserve. Increases in value in other assets which are valued at their current value shall be reflected in a revaluation reserve unless these are reflected in an increase of the results pursuant to Article 384. The legal person shall furthermore form a (legal) revaluation reserve out of its distributable reserves or out of the results for the financial year, to the extent any increase in the value of assets which are still present on the balance sheet date was used to increase the results of the financial year. No revaluation reserve shall be formed for assets referred to in the preceding sentence in respect of which there are frequent market quotations. No distributions may be made out of reserves for the amount of deferred losses incurred on financial instruments as referred to in Article 384, paragraph 8, if these were applied to reduce the

revaluation reserve. The revaluation reserve may be reduced by deferred tax liabilities in respect of assets which have been revalued at a higher amount.

2. The revaluation reserve may be converted into capital.
3. The revaluation reserve shall not exceed the amount of the difference between the book value based on the acquisition or production price and the book value based on the current value of the assets to which the revaluation reserve relates at the time of their valuation. On the alienation of a particular asset such a reserve shall be reduced by the amount included therein in respect of that item. To the extent that the current value of an asset has fallen below the amount at which it was valued for the purpose of the revaluation reserve, the revaluation reserve shall be reduced by the amount of the reduction in value.
4. Any diminution in the revaluation reserve that has been credited to the profit and loss account shall be shown in a separate item.
5. The notes shall state whether, and in what manner, in connection with the revaluation, the effect of taxation on the assets and liabilities and results has been taken into account.

Section 7 - Directors' report

Article 391

1. The directors' report shall give a true and fair view of the position on the balance sheet date, developments during the financial year and the results of the legal person and of the group companies whose financial information is included in its financial statements. The directors' report shall contain, taking into account the size and complexity of the legal person and the group companies,

a balanced and complete analysis of the position on the balance sheet date, developments during the financial year and the results. If necessary for a proper understanding of the developments, the results or the position of the legal person and group companies, the analysis shall include both financial and non-financial performance-indicators, including environmental and personnel matters. The directors' report shall describe the principal risks and contingencies to which the legal person is subject. The directors' report shall be drawn up in the Dutch language unless the general meeting has resolved to use another language.

2. Information shall be given in the directors' report on the business outlook; particular attention shall be paid to investments, financing and number of personnel and circumstances affecting future turnover and profitability to the extent that this is not contrary to its best interests. Information shall be given on activities in the field of research and development. In the directors' report the public company limited by shares shall disclose the information required by Article 82, paragraphs 3 through 9. The effect on the projections of unusual events, which need not be reflected in the financial statements, shall be disclosed. A company limited by shares to which Article 383b applies shall further state the policy of the company as regards the remuneration of its directors and supervisory board members and the manner in which this policy was implemented in practice in the year under review.
3. As regards the use by the legal person of financial instruments and, to the extent that this will be significant for considering its

assets, liabilities, financial position and results, the objects and policy of the legal person as regards risk management shall be stated. Attention shall be given to its policy with regard to covering risks attached to all significant types of contemplated transactions. Attention shall further be drawn to the price-, credit-, liquidity- and cash flow risks incurred by the legal person.

4. The directors' report may not be inconsistent with the financial statements. If the giving of the view referred to in paragraph 1 so requires, the directors' report shall contain references to, and provide a supplemental explanation of, items in the financial statements.
5. Further provisions with regard to the content of the directors' report may be set by Regulation. Such provisions may relate in particular to compliance with the Code of Conduct designated in the Regulation as well as to the contents, publication and auditor's report of the corporate governance statement and a non-financial statement as meant in Directive 2013/34/EU of the European Parliament and the Council dated 26 June 2013 in respect of the yearly financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain company forms, amending Directive 2006/43/EG of the European Parliament and the Council and repealing Directives 78/660/EEG and 83/349/EEG of the Council (PbEU 2013, L 182),
6. The proposal for the adoption of a Regulation pursuant to paragraph 5 shall be made only four weeks after the submission of the draft to both Chambers of the States-General.

Section 8 - Additional Information

Article 392

1. The management shall supplement the financial statements and directors' report with the following information:
 - a. the accountant's report referred to in Article 393, paragraph 5 or information as to the reason for its absence;
 - b. information on the provision in the articles relating to the allocation of profits;
 - c. details of the provisions in the articles relating to the share in the deficit of a cooperative or mutual insurance society, insofar as these differ from the statutory provisions;
 - d. a list of the names of the persons having special rights of control in relation to the legal person pursuant to its articles, particulars of the nature of such rights, unless information is provided in respect of such data in the directors' report pursuant to Article 391, paragraph 5;
 - e. details of the number of shares without voting rights and the number of shares that have no or limited rights to the profits or reserves of the company, stating particulars of the nature of those rights;
 - f. a list of existing branch establishments and the countries where there are branch establishments and the names under which they trade if different from that of the legal person.
2. The information shall not be inconsistent with the financial statements and directors' report.
3. Where a right as referred to in paragraph 1, subparagraph d is vested in a share, the number of such shares held by each of the

parties entitled thereto shall be stated. Where such a right vests in a partnership, association, cooperative, mutual insurance society or foundation, then the names of the directors shall also be stated.

4. The provision in paragraph 1, subparagraph d and in paragraph 3 does not apply to the extent that the Minister of Economic Affairs, upon request, gives dispensation to the legal person on account of important reasons; such dispensation may be given each time for no more than five years. No dispensation may be given from the provision in paragraph 1, subparagraph e, if information in respect of such data must be made in the directors' report by virtue of Article 391, paragraph 5.
5. The management of a foundation or an association as referred to in Article 360, paragraph 3 need not provide the information referred to in paragraph 1, subparagraphs b, and Article 380c in the financial statements and the directors' report.

Section 8a – Report on payments made to governments

Article 392a

1. By Regulation, for the execution of directives of the European Parliament and the Council of the European Union with respect to rules regarding to financial statements, rules shall be set with respect to the obligation of legal persons from certain industries to compose and publish a report or consolidated report on payments they make to governments, and further rules shall be set regarding the contents of this report.
2. The publication of the report, as meant in paragraph 1, shall occur within twelve months after the

financial year in the manner as meant in Article 394, paragraph 1, second sentence.

Section 9 - Audit

Article 393

1. The legal person shall give instructions for the audit of the financial statements to a Register Accountant or to an Accountant Administratieconsulent in respect of whom in the accountantsregister an annotation has been made as referred to in Article 36, paragraph 2, subparagraph i of the Wet op het accountantsberoep or to a statutory auditor as meant in Article 27, paragraph 1 of the Wet toezicht accountantsorganisaties. Such instruction may be given to an organisation in which accountants who are qualified to be appointed work together. If a legal person also is a public interest entity as meant in Article 1, paragraph 1, subparagraph l of the Wet toezicht accountantsorganisaties, this legal person shall communicate to the Stichting Autoriteit Financiële Markten which accountant or accountants organisation is contemplated for the execution of an audit engagement regarding the financial statements of the legal person. This communication shall occur prior to granting that engagement, as meant in the second paragraph. Our Minister of Finance shall set further rules on this communication by ministerial Regulation.
2. The general meeting is authorised to give such instructions. If no such instructions are given by that meeting, or if such a meeting is missing, the supervisory board shall be authorised to do so. If a supervisory board is missing, the

management shall be authorised. The appointment of an accountant shall not be restricted to any limited list of candidates. The instructions may be withdrawn at any time by the general meeting and by the body who gave the instructions. Withdrawal of the instructions may only be made for well-founded reasons, which shall not include any difference of opinion on reporting methods or audit activities. The general meeting shall hear the accountant, if he so requests, in respect of the withdrawal of his instructions or an intention to do so which has been communicated to him. The management and the accountant shall notify the Stichting Autoriteit Financiële Markten without delay of the withdrawal of the instructions by the legal person or the intermediate termination thereof by the accountant stating their conclusive justification.

3. The accountant shall examine whether the financial statements provide the view required by Article 362, paragraph 1. He shall also ascertain whether the financial statements satisfy the requirements set by and pursuant to the law; whether the directors' report has been prepared in accordance with this Title and is consistent with the financial statements, and whether the directors' report, in light of the knowledge and understanding of the legal person and its environment obtained during the audit of the financial statements, contains material inaccuracies, and whether the information required by subparagraphs b to f, inclusive, of Article 392, paragraph 1, has been added.
 4. The accountant shall report on his audit to the supervisory board and the management and mention therein in any event his findings in respect of the reliability and continuity of the automated data processing.
 5. The accountant shall present the outcome of his audit in a report indicating whether the financial statements give a true and fair view. The accountant may issue separate opinions for the individual financial statements and for the consolidated financial statements. The accountant's opinion shall in any event include:
 - a. a reference to the financial statements to which the audit relates and which statutory provisions apply to the financial statements;
 - b. a description of the extent of the audit, which in any event shall mention which guidelines were observed for the accountant's audit;
 - c. an opinion whether the financial statements give the required true and fair view and comply with the rules set by and pursuant to the law;
 - d. a reference to specific matters in respect of which the accountant draws particular attention, without issuing an opinion as referred to in paragraph 6, subparagraph b;
 - e. a mention of shortcomings as a result of the investigation as meant paragraph 3 of this Article, whether the directors' report has been prepared in accordance with this Title and whether the additional information as meant in Article 392 paragraph 1, subparagraphs b to f, has been included.
 - f. an opinion on the compatibility of the directors' report with the financial statements;
 - g. an opinion whether the directors' report, in light of the knowledge and understanding of the legal person and its environment obtained during the audit of the financial statements, contains material inaccuracies, disclosing the nature of those inaccuracies.
 - h. a statement regarding material uncertainties that pertain to events or circumstances that can give rise to a reasonable doubt as to whether the legal person will be able to continue its activities;
 - i. a mention of the registered office of the accountants organisation.
6. The accountant's opinion referred to in paragraph 5 shall be in the form of:
 - a. an unqualified accountant's opinion;
 - b. an opinion subject to a qualification;
 - c. an adverse opinion; or
 - d. a statement withholding an opinion. The accountant shall sign and date the accountant's opinion.
 7. The financial statements cannot be adopted if the constituent body empowered to do so has been unable to take cognisance of the accountant's report which should have been appended to the financial statements unless a legitimate reason for the absence of the report is given in the other information.
 8. Any interested party may demand the performance by the legal person of the obligation described in paragraph 1.

Section 10 - Publication

Article 394

1. The legal person must publish its financial statements within eight days from their adoption. Publication shall be made by filing a copy prepared entirely in the Dutch language or, if no Dutch language version was made, a copy in the French, German or English language at the Trade Register of the chamber of commerce, if applicable as prescribed by Article 19a of the Handelsregisterwet 2007. The date of adoption and approval should be noted down on the copy.
2. If the financial statements have not been adopted in conformity with the statutory provisions within two months from the end of the period set for their preparation, the management shall publish the financial statements as prepared in the manner provided in paragraph 1 without delay; it shall be stated in the financial statements that they have not yet been adopted. Within two months after judicial avoidance of its financial statements, the legal person must file at the Trade Register a copy of the orders set out in the judgment relating to the financial statements making reference to the judgment.
3. Within twelve months from the end of its financial year the legal person must publish the financial statements in the manner laid down in paragraph 1.
4. Simultaneously with and in the same manner as the financial statements, a copy of the directors' report and of the other information referred to in Article 392 shall be published in the same language or in the Dutch language. The preceding sentence does not apply, except for the information referred to in subparagraphs a and e of Article 392, paragraph 1, if the documents

are kept for public inspection at the office of the legal person and a complete or partial copy thereof is obtainable on request at no more than cost. The legal person shall file a notice of this fact for registration in the commercial register.

5. The preceding paragraphs do not apply if the Minister of Economic Affairs has granted dispensation as referred to in Articles 58, 101 or 210, in which case a copy of the document granting dispensation must be filed at the Trade Register.
6. The documents referred to in the preceding paragraphs shall be kept for seven years. The chamber of commerce may transfer information on such records to other data carriers kept by it in the commercial register in lieu thereof, provided such transfer is made with a correct and complete rendering of such information so that the information shall be at the disposal during the entire period in which they must be kept and shall be legible within a reasonable time.
7. Any interested party may claim performance by the legal person of its obligations under paragraphs 1-5.
8. A legal person of which securities are listed at a regulated stock exchange market as referred to in the Financial Supervision Act (Wet op het financieel toezicht) is expected to comply with:
 - a. paragraph 1, if their adopted financial statements have been sent to the Stichting Autoriteit Financiële Markten as meant in Article 5: 25.o paragraph 1 of that Act
 - b. paragraph 2, first sentence, if they have made an announcement as meant in Article 5: 25.o, second subparagraph of that Act to the Stichting Autoriteit Financiële Markten
 - c. paragraph 4, first sentence, if they have forwarded the

directors' report and the Article 392 additional information to the Stichting Autoriteit Financiële Markten, as meant in Article 5: 25.o, 4th paragraph of the Financial Supervision Act.

Article 395

1. If the financial statements are published in any way other than in accordance with the preceding article, the accountant's report referred to in Article 393, paragraph 5 shall be appended thereto in any event. For the purposes of the preceding sentence the financial statements of a legal person to which Article 397 is applicable, also mean the financial statements in the format in which their publication is permitted by that article. If no report is issued the reason therefore shall be stated.
2. If only the balance sheet or the profit and loss account is published, with or without notes thereon, or if the financial statements are published in an abridged form, in a format other than pursuant to the preceding article, this shall be stated unambiguously and reference shall be made to the publication required by law or, if no such publication has been made, with a note to that effect. In such case the accountant's report referred to in Article 393, paragraph 5 may not be appended. On publication, it shall be stated whether the accountant has issued such a report. When the opinion is issued it shall state the purport referred to in Article 393, paragraph 6 of the accountant's opinion and whether the accountant has drawn particular attention to specific matters without issuing an opinion as referred to in Article 393, paragraph 6, subparagraph b. If such report is not issued, the reason shall be stated.

3. If the financial statements have not yet been adopted, this shall be stated with the documents referred to in paragraphs 1 and 2. If information has been given as referred to in the last sentence of Article 362, paragraph 6, this shall also be stated.

Article 395a

1. The paragraphs 3 through 6 apply to a legal person that on two consecutive balance sheet dates, without interruption subsequently on two consecutive balance sheet dates, has met two or three of the following criteria:
 - a. the value of the assets according to the balance sheet with disclosures amounts to, based on historical cost and manufacturing cost, no more than € 350.000;
 - b. the net revenues during the financial year do not exceed € 700.000;
 - c. the average number of employees during the financial year is less than 10.
2. For the application of paragraph 1, the value of the assets, the net revenues and the number of employees of group companies are included, insofar those group companies should be included in the consolidation if the legal person should prepare consolidated financial statements. This does not apply when the legal person applies Article 408.
3. The provisions of paragraphs 3 and 4 of Article 364 with respect to prepayments and accrued liabilities do not apply to the other operating costs as meant in Article 377 paragraph 3 subparagraph j. The legal entity mentions the fact that no accrued assets and liabilities are included in the balance sheet.
4. Of the requirements prescribed pursuant to Section 3, no other need

to be applied than those specified in Articles 364 paragraph 1, 365 paragraph 1 subparagraph a and 370 paragraph 1 subparagraph d, 373 paragraph 1, whereby the line items are combined into one line item, 374 paragraph 1 and 375 paragraph 1, whereby the line items are combined into one line item and whereby for the total of the liabilities it is indicated up to which amount the remaining term is at most one year and for which amount the remaining term is longer than one year. Furthermore, a public limited liability company shall state the information referred to in the second sentence of Article 378 paragraph 3 at the bottom of the balance sheet.

5. From the requirements of section 4 only those meant in Articles 377 paragraph 1 subparagraph a with the exception of including the income and expenditure arising from ordinary business activities, 377 paragraph 3 subparagraphs a, d and e, 377 paragraph 3 subparagraph g with the exception of including the other external costs, 377 paragraph 3 subparagraphs h and i where the line items are contracted to one line item, and 377 paragraph 3 subparagraph j, have to be included.
6. Section 5, the requirements of section 6 with regard to the disclosures, and sections 7, 8 and 9 are not applicable.
7. Notwithstanding section 6 of this Title the entity is allowed to apply fiscal measurement principles, that are used to determine taxable profit as meant in chapter 2 of the corporate income tax law 1969, for the valuation of assets and liabilities. If the entity opts for fiscal measurement principles it should apply all the principles that are applicable. The application of this paragraph will be disclosed in the notes. Additional rules could be

adopted by a Regulation with regard to the use of these principles and the applicable disclosure notes.

8. Article 394 is only applicable with regard to the limited balance sheet following paragraphs 3 and 4.

Section 11 - Exemptions based on the size of the business of the legal person

Article 396

1. In spite of Article 395a, paragraphs 3 to 8 shall apply to a legal person, which on two consecutive balance sheet dates and, without interruption, on two consecutive balance sheet dates thereafter, satisfies two or three of the following requirements:
 - a. the value of the assets according to the balance sheet and notes, on the basis of acquisition and production cost, amounts to no more than € 6,000,000;
 - b. the net turnover for the financial year amounts to no more than € 12,000,000;
 - c. the average number of employees during the financial year is less than 50.
2. For the purposes of paragraph 1, the value of the assets, the net turnover and the number of employees of group companies which would have been included in the consolidation if the legal person had been obliged to prepare consolidated financial statements shall be aggregated. This does not apply if the legal person applies Article 408.
3. Of the requirements referred to in Section 3, no other need to be applied than those prescribed in Articles 364, 365 paragraph 1 under a, 368 paragraph 2 under a, 370 paragraph 1 under d, 373 paragraphs 1 to 5, first sentence, 375 paragraph 3 and 376, and, without a breakdown by type of

- liability or receivable, in Articles 370 paragraph 2 and 375 paragraph 2, where the indication of the interest rate is omitted, and the statement of the retained part of the result.
4. In the profit and loss account, the items mentioned in subparagraphs a-d and g of Article 377, paragraph 3, or, as the case may be, in subparagraphs a-c and f of paragraph 4 may be combined to form an item called gross operating result.
 5. The statement mentioned in Article 378, paragraph 1 shall be limited to the revaluation reserve save for the second sentence of Article 378, paragraph 3. Articles 379, 380, 381 paragraphs 2 and 3, 381b, introduction and subparagraph a, 382a and 383, paragraph 1 do not apply. The legal person shall disclose the name and residence of the company that composes the consolidated financial statements of the part of the group to which the legal person belongs. The information that is disclosed pursuant to Article 382, is limited to the average number of employees that have been employed by the legal person during the financial year.
 6. Notwithstanding section 6 of this Title the entity is allowed to apply fiscal measurement principles, that are used to determine taxable profit as meant in chapter 2 of the corporate income tax law 1969, for the valuation of assets and liabilities. If the entity opts for fiscal measurement principles it should apply all the principles that are applicable. The application of this paragraph will be disclosed in the notes. Additional rules could be adopted by a Regulation with regard to the use of these principles and the applicable disclosure notes.
 7. Articles 380c and 380d, 383b to 383e, inclusive, 391, 392 and 393, paragraph 1 do not apply.
 8. Article 394 shall apply only in respect of a short-form balance sheet and notes in accordance with paragraph 3. The published notes may omit the information as meant in Article 380a.
 9. If the object of the legal person is not the making of profits, it need not apply Article 394, provided it:
 - a. immediately and free of charge sends to the creditors and holders of shares in its capital, depositary receipts issued therefore or others to which to right to hold a meeting is attributed, upon their request, the documents referred to in paragraph 7 or makes them available for inspection at the office of the legal person; and
 - b. has filed at the Trade Register a report of an accountant certifying that the legal person did not perform any activities during the financial year outside its object and that this article is applicable to it.
- Article 397**
1. Save for the provisions in Article 396, paragraphs 3 to 7, inclusive, apply to a legal person, which on two consecutive balance sheet dates and without interruption, on two consecutive balance sheet dates thereafter satisfies two or three of the following requirements:
 - a. the value of the assets according to the balance sheet and notes, on the basis of the cost of acquisition and production cost, amounts to no more than € 20,000,000;
 - b. the net turnover for the financial year amounts to no more than € 40,000,000;
 - c. the average number of employees during the financial year is less than 250.
 2. For the purposes of paragraph 1 the value of the assets and the legal person's net turnover shall be aggregated according to the consolidation method, and the number of employees of group companies which must be included in the consolidation shall be added to that of the legal person, if the legal person would need to prepare consolidated accounts, unless the legal person applies Article 408.
 3. In the profit and loss account the items mentioned in subparagraphs a-d and g of Article 377, paragraph 3, or, as the case may be, in subparagraphs a-c and f of paragraph 4 may be combined to form an item called gross operating result. By means of a proportional figure, the legal person shall state the extent to which the net turnover has increased or decreased in comparison with that of the preceding year.
 4. Articles 380 and 382a are not applicable.
 5. Of the requirements in Section 3, it is only necessary to mention in the published balance sheet with explanatory notes those that appear in Articles 364, 365 paragraph 1 under a and d, 366, 367 under a-d, 368 paragraph 2 under a, 370 paragraph 1 under b-d, 373, 374 paragraphs 3 and 4, 375 paragraph 1 under a, b, f and g and paragraph 3, as well as 376 and the accruals. Paragraphs 2 of Articles 370 and 375 apply both to the total of the receivables and liabilities and to the items from paragraph 1 of those Articles which require separate disclosure. The profit and loss account to be published and the explanatory notes may be limited in accordance with paragraphs 3 and 4.
 6. The information that is required on behalf of Article 381 paragraph 2 is limited to information about the nature and the operational background of the arrangements. Article 381 paragraph 3 is not applicable except for when the

entity is an NV, in which case the information as meant in Article 381 paragraph 3 is limited to transactions which are directly or indirectly have been agreed between the entity and her major shareholders and between the entity and the members of the board of directors and supervisory board.

7. The particulars referred to in subparagraphs d and e of paragraph 1 and in paragraph 3 of Article 392 shall not be published.
8. No attention need be given in the directors' report to non-financial performance indicators as referred to in Article 391, paragraph 1.

Article 398

1. Article 395a, Article 396 or Article 397 also apply in respect of the first and second financial year to a legal person which satisfied the requirements concerned on the balance sheet date of its first financial year.
2. Article 395a, paragraphs 3 to 7, Article 396, paragraphs 3 to 8, inclusive, and Article 397, paragraphs 3 to 7, inclusive, apply unless the general meeting has otherwise resolved within six months from the beginning of its financial year.
3. Articles 395a through 397 do not apply to an investment company or a company for collective investment in securities to which Article 401, paragraph 1 applies.
4. By Regulation the amounts mentioned in Article 396, paragraph 1 and Article 397, paragraph 1 shall be decreased, if so required by the law of the European Communities, and the same may be increased, to the extent permitted.
5. Where Articles 396, paragraph 1 and 397, paragraph 1 are applied to a foundation or association referred to in Article 360, paragraph 3, this shall

be based on the aggregate assets of the foundation or association and, with due observance of Article 396, paragraph 2, on the net turnover and average number of employees of the undertaking or undertakings maintained by such foundation or association.

6. Article 395a does not apply to a participation company as meant in Article 2, section 15, of Directive 2013/34/EU of the European Parliament and the Council dated 26 June 2013 in respect of the yearly financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain company forms, amending Directive 2006/43/EG of the European Parliament and the Council and repealing Directives 78/660/EEG and 83/349/EEG of the Council (PbEU 2013, L 182).
7. Articles 395a to 397 do not apply to legal persons that as public interest entity:
 - a. have outstanding securities are admitted to trading on a regulated market of a member state as meant in Article 4, section 1 under 14 of Directive 2004/39/EG of the European Parliament and the Council dated 21 April 2004 in respect of markets for financial instruments (PbEU 2004, L 145);
 - b. are credit institutions as meant in Article 3, under 1, of Directive 2013/36/EU of the European Parliament and the Council of 26 June 2013 with respect to the access to the trade of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment companies, amending Directive 2002/87/EG and repealing Directives 2006/48/EG and 2006/49/EG (PbEU 2013, L 176), and that are not institutions as meant in Article 2, paragraph 5 of the aforementioned Directive 2013/36/EU;

- c. are insurance companies as meant in Article 2, paragraph 1 of Directive 91/674/EEG of the Council dated 19 December 1991 with respect to the financial statements of insurance companies (PbEG 1991, L 374); or
- d. are appointed as such by Regulation because of their size or function in society.

Section 12 - Provisions in respect of various types of legal persons

Article 399

[Repealed]

Article 400

Under certain conditions or without any conditions, the Minister of Finance may permit a financial institution which is not a bank as referred to in Article 415, upon application, to apply Section 14, with the exception of Article 424.

Article 401

1. A manager of an investment company, a manager of an icbe, an investment company and a company for collective investment in securities subject to the sub-part on the Conduct of Business Supervision of Financial Undertakings of the Wet op het financieel toezicht (Financial Supervision Act) must, in addition to the provisions in this Title, also comply with the requirements in respect of its financial statements set by or pursuant to that Act. Pursuant to that Act a manager of an investment company, a manager of an icbe, an investment company and a company for collective investment in securities may derogate from Articles 394, paragraphs 2, 3 or 4 and 403.
2. The investments of an investment company or a company for collective

investment in securities referred to in Article 1:1 of the Wet op het financieel toezicht may be valued at market value. Unfavourable price changes, compared with the preceding balance sheet date, need not be charged to the profit and loss account, provided these are set off against reserves. Favourable price changes may be added to the reserves. Such amounts shall be stated in the balance sheet or in the notes thereto.

3. The second sentence of Article 378, paragraph 3 does not apply to an investment company with variable capital.

Article 402

1. If the financial information of a legal person is included in its consolidated accounts, only the result on participating interests after deduction of taxation thereon need be disclosed as a separate item in the profit and loss account. In the notes to the consolidated accounts, it shall be stated that the preceding sentence was applied.
2. This Article does not apply to legal persons as referred to in Article 398 paragraph 7.

Article 403

1. A legal person which forms part of a group need not present its financial statements in accordance with the provisions of this Title, provided that:
 - a. the balance sheet shows at least the aggregate of the fixed assets, the aggregate of the current assets and the amount of the equity, the provisions and the liabilities and the profit and loss account shows at least the result on ordinary activities and the balance of any other income and expenditure, in all instances after taxation;
 - b. after the commencement of

- c. the financial information on the legal person has been consolidated by another legal person or partnership in consolidated financial statements to which, pursuant to the applicable law, the Directive of the European Parliament and the Council on the Application of International Standards for Financial statements, Directive 2013/34/EU of the European Parliament and the Council dated 26 June 2013 in respect of the yearly financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain company forms, amending Directive 2006/43/EG of the European Parliament and the Council and repealing Directives 78/660/EEG and 83/349/EEG of the Council (PbEU 2013, L 182) or either of both Directives of the Council of the European Communities on the Financial statements and Consolidated Financial statements of Banks and other Financial Institutions or of Insurance Undertakings apply;
- d. the consolidated financial statements if neither written in nor translated into Dutch shall have been made in or translated into French, German or English;
- e. the accountant's report and the directors' report have been written in or translated into the same language as the consolidated financial statements;
- f. the legal person or partnership referred to in subparagraph c has declared in writing that it

assumes joint and several liability for any obligations arising from the legal acts of the legal person; and

- g. the declarations referred to in subparagraphs b and f have been filed at the Trade Register and the documents or translations mentioned in subparagraphs d and e within every six months after the balance sheet date or within one month after a permitted later publication.
2. If, in the group or part of the group, the information of which has been included in the consolidated accounts, the legal person or partnership referred to in subparagraph f of paragraph 1 is juxtaposed with another legal person or partnership, paragraph 1 shall apply only if such other legal person or partnership has also issued a declaration of assumption of liability, in which case subparagraph g of paragraph 1 and Article 404 shall apply, mutatis mutandis.
3. Articles 391-394, inclusive, shall not apply to a legal person to which paragraph 1 applies.
4. This Article does not apply to legal persons as referred to in Article 398 paragraph 7.

Article 404

1. A declaration of assumption of liability, as referred to in Article 403, may be withdrawn by filing of a declaration to that effect at the Trade Register.
2. Nevertheless, the liability shall continue in respect of obligations, which arise from legal acts performed before the withdrawal could be invoked against a creditor.
3. The remaining liability towards a creditor shall cease if the following conditions are satisfied:
 - a. the legal person no longer forms part of the group;

- b. a notice of the intention to terminate has been available for inspection for at least two months at the Trade Register;
 - c. at least two months have elapsed since publication in a daily newspaper with a national circulation of a notice that such information is available for inspection and where it may be inspected;
 - d. a creditor has not in good time opposed such intention or his opposition is withdrawn or declared unfounded by an irrevocable judicial decision.
4. If a creditor so demands, he must be provided with security, or otherwise given a guarantee for the satisfaction of his claims in respect of which liability remains, failing which the opposition referred to in paragraph 5 shall be upheld. This shall not apply if, after the liability has ceased, the creditor has sufficient security that such claims will be satisfied, having regard to the financial condition of the legal person or for other reasons.
 5. Within two months after publication of such notice, the creditor in respect of whose claim liability remains may oppose the intention to terminate by filing a petition with the district court for the district where the legal person which is the principal obligor has its principal place of business.
 6. The court shall declare the opposition well-founded only after a term set by it for the provision of security specified by it has expired without the same having been provided.

Article 404a
[Repealed]

Section 13 - Consolidated financial statements

Article 405

1. Consolidated financial statements are financial statements in which the assets, liabilities, income and expenditure of legal persons and partnerships constituting one group or part of a group and other legal persons and partnerships included in the consolidation are shown on a unified basis.
2. The consolidated financial statements must give a view of the legal persons and partnerships included in the consolidation in their entirety in accordance with Article 362, paragraph 1.

Article 406

1. A legal person which, solely or jointly with another group company, heads its group shall prepare consolidated financial statements, which shall include its own financial information together with that of its subsidiaries in the group, other group companies and other legal persons over which it can exercise control or of which it conducts the central management.
2. A legal person, to which paragraph 1 does not apply but which has in its group one or more subsidiaries or other legal persons over which it can exercise control or of which it conducts the central management, shall prepare consolidated financial statements. These shall include financial information in respect of the part of the group comprising the legal person, its subsidiaries in the group, other group companies which fall under the legal person and other legal persons over which it can exercise control or of which it conducts the central management.
3. A legal person, which is not a bank as referred to in Article 415 and whose consolidated financial

statements, for a significant part, contain the financial information of one or more banks, shall, in its explanatory note, at least provide insight of the solvency of the banks as a whole.

4. A legal person, which is not an insurance company as referred to in Article 427, paragraph 1 and whose consolidated financial statements, for a significant part, provide the financial information on one or more insurance companies shall, in an explanatory note, at least provide insight of the solvency of the insurance companies as a whole.
5. In the consolidated financial statements of a legal person, which is not a bank as referred to in Article 415, Article 424 may be applied in respect of companies included in the consolidation which are banks, jointly with the companies referred to in the second sentence of Article 426, paragraph 1.

Article 407

1. The obligation to consolidate shall not apply in respect of information of:
 - a. companies to be included in the consolidation, the combined significance of which is not material to the whole,
 - b. companies to be included in the consolidation, the required information of which can only be obtained or estimated at disproportionate expense or with great delay,
 - c. companies to be included in the consolidation, the interest in which is only held for disposal.
2. Consolidation may be omitted if:
 - a. on consolidation, the limits of Article 396 would not be exceeded;
 - b. no company to be involved in the consolidation is a legal person as referred to in Article 398 paragraph 7.
 - c. the legal person has not been

notified in writing by the general meeting of an objection thereto within six months from the commencement of its financial year.

3. If a legal person administers group companies pursuant to a co-operation arrangement with a legal person, the financial information of which is not included in its consolidated financial statements, it may omit its own financial information from the consolidated financial statements. This shall apply only if the legal person has no activities other than the administration and financing of group companies and participating interests and if it applies Article 389 to its balance sheet.

Article 408

1. A part of a group may be excluded from the consolidation, provided:
 - a. the legal person has not been notified in writing by at least one-tenth of its members or by holders of at least one-tenth part of its issued capital of an objection thereto within six months from the commencement of its financial year;
 - b. the financial information which the legal person should consolidate has been included in the consolidated financial statements of a larger entity;
 - c. the consolidated financial statements and the directors' report have been prepared in accordance with the provisions of Directive 2013/34/EU of the European Parliament and the Council dated 26 June 2013 in respect of the yearly financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain company forms, amending Directive 2006/43/EG of the European Parliament

and the Council and repealing Directives 78/660/EEG and 83/349/EEG of the Council (PbEU 2013, L 182), or in accordance with the requirements of one of the Directives of the Council of the European Communities regarding the financial statements and the consolidated financial statements of banks and other financial institutions or insurance companies or, if these provisions need not be observed, in an equivalent manner;

- d. the consolidated financial statements with the accountant's report and directors' report, insofar as the same have not been written in or translated into Dutch, have been written in or translated into French, German or English and are all in the same language; and
 - e. within every six months from the balance sheet date or within one month after a permitted later publication, the documents or translations mentioned in subparagraph d have been filed at the Trade Register.
2. The Minister of Justice may designate provisions for the financial statements which, with such supplementary provisions as he shall consider necessary, shall be considered equivalent to provisions made in accordance with Directive 2013/34/EU of the European Parliament and the Council dated 26 June 2013 in respect of the yearly financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain company forms, amending Directive 2006/43/EG of the European Parliament and the Council and repealing Directives 78/660/EEG and 83/349/EEG of the Council (PbEU 2013, L 182). A revocation of such designation may only relate to financial years which

have not yet commenced.

3. In its notes, the legal person must mention the application of paragraph 1.
4. This article does not apply to a legal person of which securities are listed at a regulated stock exchange market as referred to in the Financial Supervision Act (Wet op het financieel toezicht) or a similar system to a regulated market from a country that is not a member state.

Article 409

The financial information on a legal person or partnership may be included in the consolidated financial statements pro rata to the interest held therein if:

- a. one or more companies included in the consolidation, jointly with other shareholders, members or partners, can exercise the rights or powers referred to in paragraph 1 of Article 24a in such legal person or partnership pursuant to an arrangement for co-operation; and
- b. the view required to be given by statute has been complied with.

Article 410

1. The provisions in this Title on financial statements and parts thereof, save for Articles 365, paragraph 2, 378, 379, 383, 383b to 383e, inclusive, 389, paragraphs 6 and 8, and 390, shall apply, mutatis mutandis, to consolidated financial statements.
2. Stocks need not be broken down if, due to special circumstances, this would entail disproportionate expense.
3. Other valuation methods and bases for the calculation of the results may, for well-founded reasons to be stated in the notes, be applied than those applied by the legal person in its own financial statements.
4. If a foreign legal person jointly heads the group, the part of the group of which it is the head may be included in a consolidation in accordance with its law, provided the effect thereof on the assets and liabilities and results is shown.
5. The information referred to in Article 382 shall be shown in total for all companies included in the consolidation and the particulars referred to in the first sentence of Article 382 shall be shown separately in total for the companies included in the consolidation on a pro rata basis.

Article 411

1. Equity need not be broken down in the consolidated financial statements.
2. The share of the group equity and of the consolidated result not accruing to the legal person shall be disclosed.

Article 412

1. The balance sheet date for the consolidated financial statements shall be the same as for the financial statements of the legal person itself.
2. The consolidated financial statements may never be prepared

based on information more than three months prior to or after the balance sheet date.

Article 413

If information on a company is included in the consolidation for the first time and as a result a difference in value arises from an earlier valuation of the interest therein, this difference and the manner of calculation must be stated. If the value is lower, paragraph 7 of Article 389 shall apply to the difference; if the value is higher, the difference shall be included in the group net assets, where this does not reflect any disadvantages related to the participating interest.

Article 414

1. A legal person shall disclose, classified according to the following categories, the name and principal place of business of legal persons and partnerships:
 - a. which it includes in full in its consolidated financial statements;
 - b. the financial information of which is included in the consolidated financial statements to an extent proportionate to the interest held therein;
 - c. in which a participating interest is held which is accounted for in the consolidated financial statements in accordance with Article 389;
 - d. which are subsidiaries without legal personality and are not disclosed pursuant to subparagraphs a, b or c;
 - e. to which one or more companies or subsidiaries thereof, included in full in the consolidation, solely or jointly and for their own account, contribute, directly or indirectly, at least one-fifth of the issued capital and which are not disclosed pursuant to subparagraphs a, b or c.
2. The following shall also be disclosed:
 - a. the grounds on which each

company is fully included in the consolidation, unless this consists of the ability to exercise the majority of the voting rights and the contribution of a part of the capital proportionate thereto;

- b. in respect of a legal person or partnership, the financial information on which has been included in the consolidated accounts in accordance with Article 409, the reason for such inclusion;
 - c. the reason for the non-consolidation of a subsidiary mentioned pursuant to subparagraph c, d or e of paragraph 1, where applicable;
 - d. the part of the issued capital contributed;
 - e. the amount of the net assets and results of each company mentioned under subparagraph e of paragraph 1 as shown in its latest adopted financial statements.
3. Where the view required by law benefits from the mention of the name and address of and the part of the issued capital held in a subsidiary to which subparagraph c of paragraph 1 applies, such disclosure may not be omitted, even where the participating interest is not material. Subparagraph e of paragraph 2 does not apply in respect of companies in which an interest of less than one half is held and which lawfully do not publish their balance sheets.
 4. Article 379, paragraph 4 shall apply, mutatis mutandis, to the items mentioned under paragraphs 1 and 2.
 5. If a legal person has issued a declaration of assumption of liability in accordance with Article 403, the legal persons in respect of which this was issued shall be mentioned.

Section 14 – Provisions for banks (not included)

Section 15 – Provisions for insurance companies (not included)

Section 16 - Judicial procedure (not included)



付録 B - 用語 -

English	日本語	Dutch
AFM (Financial Markets Authority)	AFM (金融市場局)	Autoriteit Financiële Markten
amortisation	償却	afschrijvingen
annual report (financial statements, directors' report and other information)	アニュアルレポート (財務諸表、取締役報告書、その他の情報)	jaarverslag(jaarrekening,bestuursverslag en overige gegevens)
appropriation of profits	利益処分	winstbestemming
Article 2:xyz DCC	オランダ民法 Article 2:xyz	artikel 2:xyz van BW2 titel 9
articles of association	定款	statuten van een rechtspersoon
associations	協会	verenigingen
Auditors' report	監査報告書	controleverklaring van de onafhankelijk accountant
balance test (or equity test) and liquidity test (as defined in the flex legislation)	貸借対照表テスト (又は純資産テスト) と流動性テスト (フレックス法で定義)	Balans- (of vermogenstoets) en uitkerings- (of liquiditeits) toets (in het kader van de flex BV)
bearer share	無記名株式	aandeel aan toonder
best estimate	最善の見積	beste schatting
book value	簿価	boekwaarde
business	ビジネス	onderneming
business combination	企業結合	bedrijfsovername
capitalise (to)	資本化する	activeren
carrying amount	帳簿価額	boekwaarde
Chamber of Commerce	商工会議所	Kamer van Koophandel
closing rate	期末日レート	slotkoers
company	会社	algemeen (nv of bv)
company accounts / individual financial statements comparative figures	個別財務諸表の比較数値	enkelvoudige jaarrekening vergelijkende cijfers
construction contract	建設契約	onderhanden project
constructive obligation (provisions)	推定的債務 (引当金)	feitelijke verplichting (voorzieningen)
contingent liability	偶発債務	niet uit de balans blijkende verplichting
contract of employment	雇用契約	arbeidsovereenkomst
contract revenue and -cost (in case of construction contracts)	契約収益・原価 (工事契約の場合)	projectopbrengsten en -kosten (bij onderhanden projecten)
contribution in kind	現物出資	inbreng in natura
control	支配	overheersende zeggenschap
co-operatives	協同組合	coöperatie
corporate bond	社債	obligatie lening
current cost price	現在原価価格	actuele kostprijs
current value	現在価値	actuele waarde (actuele kostprijs, bedrijfswaarde,marktwaaarde of opbrengstwaarde)
currency translation reserve	為替換算調整勘定	reserve omrekeningsverschillen
DAS (Dutch Accounting Standards)	DAS (オランダ会計基準)	RJ (Richtlijnen voor de jaarverslaggeving)
Decree on model accounts	モデルアカウントに関する法令	Besluit modellen jaarrekening (BMJ)
Decree on Valuations	評価に関する法令	Besluit actuele waarde (BAW)
deductible temporary difference	将来減算一時差異	verrekenbaar tijdelijk verschil

English

deferred taxes
 defined benefit plan
 depreciation
 derecognition

director-owner
 directors' report
 discontinued operations
 dormant partner
 Dutch Accounting Standards (DAS)

Dutch corporate law
 Dutch corporate Income Tax Act
 Dutch Tax Authorities
 Dutch VAT
 earnings per share
 employee benefits
 entity
 exchange difference
 equity
 fair value
 final pay
 financial statements (balance sheet, profit-and-loss account, cash flow statement and notes)
 Financial Supervision Act
 fiscal unity
 floating interest
 foreign operation
 functional currency
 government grants
 gross operating result (gross margin)
 group company
 group exemption
 historical cost
 impairment loss (or diminution in value)
 impracticable
 in kind
 initial measurement
 intangible assets
 intermediate holding
 investment property
 inventory
 legal person, legal entity
 legal reserve
 liability approach (pensions)

日本語

繰延税金
 確定給付制度
 減価償却
 認識の消滅

取締役株主
 取締役報告書
 非継続事業
 休眠パートナー
 オランダ会計基準 (DAS)

オランダ会社法
 オランダ法人所得税法
 オランダの税務当局
 オランダ付加価値税
 1株当たり利益
 従業員給付
 企業
 為替差額
 純資産 (持分)
 公正価値
 最終給与
 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記)

金融監督法
 連結納税事業体
 変動金利
 在外営業活動体
 機能通貨
 政府補助金
 売上総利益 (粗利益)

グループ会社
 グループ免除規定
 取得原価
 減損損失 (または価値の減少)

実務上不可能な
 現物で
 当初測定
 無形資産
 中間持株
 投資不動産
 棚卸資産
 法的自然人、法人
 法定準備金
 負債アプローチ (年金)

Dutch

latente belastingen
 toegezegd pensioen regeling
 afschrijving
 uit de balans verwijderen / niet langer verwerken
 directeur-groootaandeelhouder (DGA)
 bestuursverslag
 beëindiging van bedrijfsactiviteiten
 stille vennoot
 Richtlijnen voor de jaarverslaggeving (RJ)

Nederlands vennootschapsrecht
 wet op vennootschapsbelasting
 belastingdienst
 btw
 winst per aandeel
 personeelsbeloningen
 andersoortige organisaties
 koersverschil
 eigen vermogen
 marktwaarde / reële waarde
 eindloon
 jaarrekening (balans, winst-en-verliesrekening, kasstroomoverzicht en toelichting)
 Wet op het financieel toezicht (wft)
 fiscale eenheid
 variabele rente
 bedrijfsuitoefening in het buitenland
 functionele valuta
 overheidssubsidies
 brutomarge

groepsmaatschappij
 groepsvrijstelling
 historische kostprijs
 (bijzondere) waardevermindering

praktisch niet uitvoerbaar
 in nature
 waardering bij eerste verwerking
 immateriële vaste activa
 tussenhoudster
 vastgoed belegging
 voorraad
 rechtspersoon
 wettelijke reserve
 verplichtingen benadering (pensioenen)

English

limited liability companies
 listed entities
 major maintenance (tangible fixed assets)
 management board
 market value
 measurement (of an asset / liability) (sometimes referred to as 'valuation')
 monetary item
 NBA (Netherlands institute of chartered accountants)
 notarial deed of incorporation
 onerous contract
 other information
 outflow of resources
 par value
 participating interest
 participations

 pooling of interest
 present value
 private company with limited liability
 probable
 private loan
 public limited company
 reference
 realisable value
 recognition (of an asset or liability)

 recoverable amount
 related parties
 reliable estimate
 restatement (in case of an error or change in accounting policy)
 revaluation
 risks and rewards (leasing)
 shareholders' meeting (general meeting of shareholders)
 share-based payments
 shares without rights to profits
 shares without voting rights
 significant influence
 statement of total result
 subordinated loan
 subsequent events
 subsequent measurement

日本語

非公開有限責任法人
 上場会社
 大規模修繕 (有形固定資産)

 取締役会 (経営者会議)
 時価
 測定 (資産 / 負債の) (「評価」と呼ばれることもある)

 貨幣項目
 NBA (オランダ公認会計士協会)

 公正証書
 不利な契約
 その他の情報
 資源の流出
 額面価額
 投資持分
 投資 (株式)

 持分プーリング法
 現在価値
 非公開有限責任法

 発生可能性の高い
 民間融資
 公開有限責任法人
 参考文献
 実現可能価額
 認識 (資産または負債の)

 回収可能価額
 関連当事者
 信頼できる見積り
 訂正 (エラーまたは会計方針の変更の場合)
 再評価
 リスクと便益 (リース)
 株主総会 (株主総会)

 株式報酬
 配当を受領する権利のない株式
 議決権のない株式
 重要な影響
 包括利益計算書
 劣後ローン
 後発事象
 事後測定

Dutch

bv (besloten vennootschap)
 beursgenoteerde ondernemingen
 groot onderhoud (bij materiële vaste activa)
 het bestuur, Raad van Bestuur
 marktwaarde
 waardering (van een actief / verplichting)

 monetaire post
 Nederlandse beroepsorganisatie van accountants
 akte van oprichting
 verlieslatend contract
 overige gegevens
 uitstroom van middelen
 nominale waarde
 deelneming
 onderneming waarin een belang wordt gehouden
 samensmelting van belangen
 contante waarde
 besloten vennootschap (bv)

 waarschijnlijk
 onderhandse lening
 naamloze vennootschap (nv)
 verwijzing
 opbrengstwaarde
 verwerking (van een actief of verplichting)
 realiseerbare waarde
 verbonden partijen
 betrouwbare schatting
 herstel vergelijkende cijfers (bij een fout of een stelselwijziging)
 herwaardering
 voor- en nadelen (bij leasing)
 vergadering van aandeelhouders

 op aandelen gebaseerde betalingen
 winstrechtloze aandelen
 stemrechtloze aandelen
 invloed van betekenis
 overzicht totaalresultaat
 achtergestelde lening
 gebeurtenissen na balansdatum
 waardering na eerste verwerking

English**日本語****Dutch**

subsidiary

子会社

Meerderheidsdeelneming
(deelneming waarover feitelijk
beleidsbepalende invloed kan
worden uitgeoefend)

Supervisory Board

監査役会

Raad van Commissarissen

tax base

課税標準

fiscale waarde

taxable temporary difference

課税一時差異

belastbaar tijdelijk verschil

trade portfolio

売買目的ポートフォリオ

Handelsportefeuille

Trade Register (of the Chamber of
Commerce)

商業登記簿 (商工会議所)

Handelsregister (van de Kamer van
Koophandel)

value in use

使用価値

bedrijfswaarde

unused tax losses (carry forward
losses)

未使用の欠損金 (繰越欠損金)

fiscaal verrekenbare verliezen

useful life (expected) of tangible
fixed assets

有形固定資産の予想耐用年数

gebruiksduur (verwachte) van
materiële vaste activa

Works Council

労働組合

Ondernemingsraad



© 2020 PricewaterhouseCoopers B.V. (KvK 34180289). All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 276,000 people. At PwC in the Netherlands over 5,400 people work together. We're committed to delivering quality in assurance, tax and advisory services. Tell us what matters to you and find out more by visiting us at www.pwc.nl.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.